

令和6年9月宇土市議会定例会会議録目次

◎会議録第1号 9月3日	頁
会期日程	3
議事日程	4
出席欠席者名	5
開会	7
事務報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
市長の提案理由説明	9
散会	15
◎会議録第2号 9月5日	
議事日程	19
出席欠席者名	19
開議	21
質疑・一般質問	21
1 4 番 中口俊宏議員	21
1 宇土市の教育行政について	21
2 宇土駅前駐輪場等対策について	26
1 3 番 野口修一議員	32
1 障がい児・者	32
2 夏休みと地域	38
3 ボランティア活動	41
4 縄文遺跡・文化	46
5 網津の開発・整備	50
1 2 番 榎崎政治議員	53
1 環境対策について	53
2 セキュリティ対策について	58
3 新型コロナウイルス感染症とワクチンについて	61
7 番 今中真之助議員	66
1 新型コロナウイルス感染症とワクチンについて	67

2	災害時を想定した水確保について	69
3	地方自治法改正について	73
4	J R 三角線の利用促進について	75
	散会	81

◎会議録第 3 号 9 月 6 日

	議事日程	85
	出席欠席者名	85
	開議	87
	質疑・一般質問	87
3 番	中野洋一議員	87
1	観光客など交流人口や関係人口増加のため、デザインマンホール の設置について	87
2	聴覚補助器等への積極的な活用への支援について	89
3	本市における婚姻届の記入例見直しについて	92
4	認知症の人に寄り添った地域社会の構築について	93
5	運転免許証返納後の交通課題解決に貢献できるパーソナルモビリ ティとしての特定小型原動機付自転車について	99
1 番	土黒功司議員	102
1	快適な生活環境の整備について	102
2	安心安全なまちづくり「道路安全確保」について	104
3	児童発達支援環境の充実と複合的な市の取組について	107
1 8 番	福田慧一議員	114
1	新型コロナウイルス感染症対策は公的責任で	114
2	子ども・子育て支援について	116
3	介護職員の確保について	119
4	マイナンバーカードの問題について	121
5	人口減少対策について	123
	常任委員会に付託（議案第 5 7 号から議案第 8 1 号まで）	127
	常任委員会に付託（請願・陳情）	127
	散会	128

◎会議録第 4 号 9 月 1 9 日

議事日程	135
出席欠席者名	136
開議	138
地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告	138
(質疑・討論)	139
各常任委員長報告	139
1 総務市民常任委員長報告	140
2 経済建設常任委員長報告	142
3 文教厚生常任委員長報告	145
(質疑・討論・採決)	147
請願・陳情について	150
(質疑・討論・採決)	150
議案第82号 宇土市教育長の任命について	152
(討論・採決)	152
議案第83号 宇土市教育委員会の委員の任命について	154
(討論・採決)	154
委員会の閉会中の継続審査及び調査について (採決)	154
決算審査特別委員会の設置及び付託について	155
(議案第50号から議案第56号まで)	155
(追加日程)	
発議第4号 国の指示権を拡大する地方自治法改正に反対する決議	156
閉会	157
署名	161

第 1 号

9 月 3 日 (火)

令和6年9月宇土市議会定例会会議録 第1号

宇土市告示第84号

令和6年9月宇土市議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年8月5日

宇土市長 元 松 茂 樹

1. 期 日 令和6年9月3日
2. 場 所 宇土市議会議場

1. 会期日程

(会期17日間)

月日	曜	時間	会議名	内容
9月3日	火	10:00	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長の提案理由説明
9月4日	水	10:00	特別委員会	地域高規格道路促進等対策特別委員会
9月5日	木	10:00	本会議	質疑・一般質問
9月6日	金	10:00	本会議	質疑・一般質問 委員会付託
9月7日	土		休 会	(市の休日)
9月8日	日		休 会	(市の休日)
9月9日	月		休 会	議事整理
9月10日	火	10:00	委員会	総務市民常任委員会
9月11日	水	10:00	委員会	経済建設常任委員会
9月12日	木	10:00	委員会	文教厚生常任委員会
9月13日	金		休 会	議事整理
9月14日	土		休 会	(市の休日)
9月15日	日		休 会	(市の休日)
9月16日	月		休 会	(敬老の日)
9月17日	火		休 会	議事整理
9月18日	水		休 会	議事整理
9月19日	木	10:00	本会議	地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告 各常任委員長報告 質疑・討論・採決 決算審査特別委員会の設置及び付託 閉会

2. 議事日程

令和6年9月3日（第1号） 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第50号 令和5年度宇土市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第51号 令和5年度宇土市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第52号 令和5年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第53号 令和5年度宇土市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第54号 令和5年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第55号 令和5年度宇土市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第56号 令和5年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第57号 令和5年度宇土市水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第58号 令和5年度宇土市公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第59号 宇土市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第60号 宇土市網津防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第61号 宇土市地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第62号 宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第63号 宇土市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第64号 宇土市支所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第65号 宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第66号 宇土市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第67号 宇土市企業立地特別奨励金条例の一部を改正する条例について

- 日程第 2 1 議案第 6 8 号 宇土市幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 2 議案第 6 9 号 宇土市公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 3 議案第 7 0 号 宇土市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 4 議案第 7 1 号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第 2 5 議案第 7 2 号 網田コミュニティセンター新築工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 2 6 議案第 7 3 号 令和 6 年度 干潟景勝地展望広場造成工事（新設駐車場部）請負契約の締結について
- 日程第 2 7 議案第 7 4 号 令和 6 年度 都市計画道路北段原線函渠築造工事請負契約の締結について
- 日程第 2 8 議案第 7 5 号 宇土市道路線の認定について
- 日程第 2 9 議案第 7 6 号 令和 6 年度宇土市一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 3 0 議案第 7 7 号 令和 6 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 3 1 議案第 7 8 号 令和 6 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 3 2 議案第 7 9 号 令和 6 年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 3 3 議案第 8 0 号 令和 6 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 3 4 議案第 8 1 号 令和 6 年度宇土市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 3 5 議案第 8 2 号 宇土市教育長の任命について
- 日程第 3 6 議案第 8 3 号 宇土市教育委員会の委員の任命について
- 報告第 1 0 号 令和 5 年度宇土市財政の健全化判断比率について
- 報告第 1 1 号 令和 5 年度宇土市漁業集落排水施設整備事業資金不足比率について
- 報告第 1 2 号 令和 5 年度宇土市水道事業資金不足比率について
- 報告第 1 3 号 令和 5 年度宇土市公共下水道事業資金不足比率について

3. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

4. 出席議員（17人）

1 番 土 黒 功 司 君
3 番 中 野 洋 一 君
5 番 佐美三 洋 君
7 番 今 中 真之助 君
10 番 宮 原 雄 一 君
12 番 檜 崎 政 治 君
14 番 中 口 俊 宏 君
16 番 山 村 保 夫 君
18 番 福 田 慧 一 君

2 番 杉 本 寛 君
4 番 浦 本 晴 美 さん
6 番 小 崎 憲 一 君
8 番 西 田 和 徳 君
11 番 柴 田 正 樹 君
13 番 野 口 修 一 君
15 番 藤 井 慶 峰 君
17 番 村 田 宣 雄 君

5. 欠席議員（1人）

9 番 園 田 茂 君

6. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長	元 松 茂 樹 君	副 市 長	谷 崎 淳 一 君
教 育 長	太 田 耕 幸 君	総 務 部 長	山 口 裕 一 君
企画財政部長	光 井 正 吾 君	市民環境部長	小 山 郁 郎 君
健康福祉部長	岡 田 郁 子 さん	経 済 部 長	加 藤 敬 一 郎 君
建 設 部 長	草 野 一 人 君	教 育 部 長	野 口 泰 正 君
秘書政策課長	渡 邊 聡 君	総 務 課 長	上 木 淳 司 君
危機管理課長	内 田 雅 之 君	企 画 課 長	三 浦 仁 美 さん
財 政 課 長	北 谷 太 示 君		

7. 議会事務局出席者の職・氏名

事 務 局 長	田 尻 清 孝 君	次長兼議事係長兼庶務係長	春 木 教 明 君
議 事 係 参 事	村 田 有 美 さん	庶 務 係 主 事	中 山 裕 輝 君

午前10時00分開会

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） ただいまから、令和6年9月宇土市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日、9番、園田茂君から欠席届が出ておりますので、御報告をいたします。

日程に先立ちまして、事務局長に事務報告をさせます。

事務局長、田尻清孝君

○事務局長（田尻清孝君） 令和6年6月定例会以降、昨日までの議会内の行事につきましては、事務報告を作成しておりますので御確認ください。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 事務局長の報告は終わりました。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井慶峰君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、4番、浦本晴美さん、13番、野口修一君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（藤井慶峰君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から9月19日までの17日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から9月19日までの17日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第 3 議案第50号 令和5年度宇土市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 議案第51号 令和5年度宇土市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 議案第52号 令和5年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 議案第53号 令和5年度宇土市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 7 議案第 54号 令和5年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 55号 令和5年度宇土市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 56号 令和5年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 57号 令和5年度宇土市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 11 議案第 58号 令和5年度宇土市公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 12 議案第 59号 宇土市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 60号 宇土市網津防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 61号 宇土市地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 62号 宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 63号 宇土市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 64号 宇土市支所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 65号 宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 66号 宇土市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 67号 宇土市企業立地特別奨励金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 68号 宇土市幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 69号 宇土市公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議案第 70号 宇土市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24 議案第 71号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第 25 議案第 72号 網田コミュニティセンター新築工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 26 議案第 73号 令和6年度 干潟景勝地展望広場造成工事（新設駐車場部）請負契約の締結について
- 日程第 27 議案第 74号 令和6年度 都市計画道路北段原線函渠築造工事請負契約の締結について

- 日程第 28 議案第 75 号 宇土市道路線の認定について
- 日程第 29 議案第 76 号 令和 6 年度宇土市一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 30 議案第 77 号 令和 6 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 31 議案第 78 号 令和 6 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 32 議案第 79 号 令和 6 年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 33 議案第 80 号 令和 6 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 34 議案第 81 号 令和 6 年度宇土市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 35 議案第 82 号 宇土市教育長の任命について
- 日程第 36 議案第 83 号 宇土市教育委員会の委員の任命について
- 報告第 10 号 令和 5 年度宇土市財政の健全化判断比率について
- 報告第 11 号 令和 5 年度宇土市漁業集落排水施設整備事業資金不足比率について
- 報告第 12 号 令和 5 年度宇土市水道事業資金不足比率について
- 報告第 13 号 令和 5 年度宇土市公共下水道事業資金不足比率について

○議長（藤井慶峰君） 日程第 3、市長提出議案第 50 号から、日程第 36、議案第 83 号までの 34 件を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） おはようございます。

本日ここに、令和 6 年 9 月市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、公私共に御多用の中に御参集をいただき、誠にありがとうございます。

初めに、先週、日本列島に上陸しました台風 10 号関連について御報告を申し上げます。

本市では、台風接近に伴いまして、直ちに災害対策本部を設置し、28 日に警戒レベル 3 高齢者等避難を発令した後、翌日 29 日に警戒レベル 4 避難指示を発令しました。2 度にわたる発令では、状況に応じて当初の 3 か所から 10 か所へ避難所を増設しました。この間、最大で 190 世帯、304 人の方が避難をされておられます。

今回の台風は、特別警報級の勢力まで発達し、気象庁から線状降水帯発生の可能性もあるとの情報が入り、市職員を災害対応に専念させるため、29 日午後と 30 日は終日、市役所本庁舎、支所について原則閉庁し、窓口業務も停止しました。

その結果、幸いにも、本市では甚大な被害はなく、市民も無事であったことから安堵して

いるところでございます。しかしながら、全国各地で、停電、家屋の倒壊、大雨による冠水や土砂崩れなどが発生しております。今回の台風により、亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

これから、台風シーズンが続きますが、今後も、市民の皆様の安全・安心を第一に考え、引き続き避難情報を含めた防災情報をいち早くお伝えできるよう、体制強化に努めてまいります。

次に、本市の小中学生の皆さんのスポーツでの活躍を御紹介いたします。

先月初旬に行われました第37回全国小学生ハンドボール大会において、女子の部で花園ハンドボールクラブが準優勝というすばらしい成績を残しております。

また、先月11日に東京の両国国技館で行われました全国都道府県中学生相撲選手権・団体戦に、鶴城中学校2年生の大手星来さんと3年生の佐藤珀呂汎さんが、熊本県チームとして出場し、優勝に貢献をしております。さらに、佐藤さんは個人戦でも3位という結果を残しております。

次に、先月開催されました全国中学校体育大会において、相撲競技で、今申し上げました鶴城中学校3年の佐藤珀呂汎さんが個人戦を制し、中学横綱に輝きました。宇土市出身の中学横綱は、草野直哉さん以来8年ぶりの快挙で、4人目となります。

また、陸上競技において、女子200メートルで、網田中学校1年の山内愛琶さんが2位、ハンドボール競技において、鶴城中学校の女子ハンドボール部が3位というすばらしい成績を残しております。

このように、多くの小中学生の皆さんの活躍を聞き、これからはますます楽しみに感じられるところでございます。

次に、先月10、11日に宇土市民会館で開催されました、くまもと子ども芸術祭について御報告申し上げます。

この芸術祭は、小中学生を主体として、地域の芸術文化の振興を図ることを目的に、県内各地を巡回して毎年開催されており、今年初めて宇土市で開催されました。舞台、展示、体験の部と開催され、11日の舞台発表では、多くの子どもたちが出演し、宇土御獅子舞、宇土雨乞い大太鼓、松山花棒踊りなど、宇土の伝統芸能を披露してくれました。宇土の誇るべき伝統を、これからは担う子どもたちが、大切に受け継いでくれている姿に感動したところでございます。

次に、先月23、24日に開催されました、うと地蔵まつりについて御報告申し上げます。

この2日間で、宇土市内外から約9万人の方に御来場いただき、盛況のうちに終了することができました。24日の民謡パレードには、宇土市親善大使の植田明依さんと本橋馨さんも参加され、会場を盛り上げていただいたところです。

地蔵まつりをはじめ、宇土市内外の多くの人が集まるイベントは、本市をPRし、活気にぎわいをもたらす好機でもあります。

今後も、宇土市に興味を持ってもらえるよう、また訪れた人たちに楽しんでいただけるような、宇土市の魅力を発信できる取組を行ってまいります。

それでは次に、提出しております議案の御説明を申し上げます。

今定例会では、決算審査について議決日が異なることから、議案書を二つに分けて提案させていただきます。

まず、議案その1では、決算関係が7件であります。

議案第50号から議案第56号までの7議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

続いて、議案その2は、予算関係6件、決算認定関係2件、条例関係12件、人事案件2件、その他5件の計27件及び報告4件であります。

議案第57号、令和5年度宇土市水道事業会計決算の認定について。議案第58号、令和5年度宇土市公共下水道事業会計決算の認定について。これらは、地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和5年度の宇土市水道事業会計及び公共下水道事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

議案第59号、宇土市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について。これは、雇用保険法及び国家公務員退職手当法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第60号、宇土市網津防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。これは、網津防災センターの有効利用及び利便性の向上を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第61号、宇土市地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例について。これは、道路運送法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第62号、宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例について。これは、国民健康保険法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第63号、宇土市税条例等の一部を改正する条例について。これは、基幹業務システムの統一・標準化に伴い、集合税方式から単税方式へ賦課徴収方式を変更する必要があるため、所要の改正を行うものであります。

議案第64号、宇土市支所設置条例の一部を改正する条例について。これは、網田支所を網田コミュニティセンターに併設することに伴い、同支所の位置を変更するため、所要の改正を行うものであります。

議案第65号、宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正

する条例について。これは、生活保護法の改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第66号、宇土市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。これは、介護保険法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第67号、宇土市企業立地特別奨励金条例の一部を改正する条例について。これは、条例を適用する施設等の指定要件を明確にするため、所要の改正を行うものであります。

議案第68号、宇土市幼稚園条例の一部を改正する条例について。これは、幼稚園の入園制限について、実情に即した要件とするため、所要の改正を行うものであります。

議案第69号、宇土市公民館条例の一部を改正する条例について。これは、公民館の使用料を見直し、公民館利用者の利便性向上を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第70号、宇土市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について。これは、網田コミュニティセンターの供用開始に伴い、名称、所在地及び利用に関する事項を定めるため、並びに花園コミュニティセンターの利便性向上を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第71号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について。これは、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の変更を行うため、構成市町村で同文議決を行うものであります。

議案第72号、網田コミュニティセンター新築工事請負契約の変更契約の締結について。これは、令和5年9月21日に議決された網田コミュニティセンター新築工事請負契約に係る建設工事の実施に伴い、設計の一部を変更して実施する必要があるため、契約金額を変更するものであります。

議案第73号、令和6年度干潟景勝地展望広場造成工事（新設駐車場部）請負契約の締結について。議案第74号、令和6年度都市計画道路北段原線函渠築造工事請負契約の締結について。これらは、予定価格1億5,000万円以上の工事の請負に関する契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第75号、宇土市道路線の認定について。これは、市道の路線を認定する必要があるため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第76号、令和6年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について。補正額は6億5,739万1千円を増額するもので、補正後の総額は239億8,220万1千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、議会費では、職員給の増額を行っております。

総務費では、第2別館改修事業の計上等を行っております。

民生費では、予備保育士確保促進事業の計上等を行っております。

衛生費では、がん患者QOL向上事業の計上等を行っております。

農林水産業費では、湛水防除事業（網津第2排水機場）の増額等を行っております。

商工費では、職員給の増額を行っております。

土木費では、道路維持一般経費の増額等を行っております。

消防費では、避難所強化事業の増額等を行っております。

教育費では、仮設校舎増設事業の増額等を行っております。

災害復旧費では、令和6年梅雨前線豪雨災害対策経費（土木課分・道路）の計上を行っております。

そのほか、繰越明許費については、湛水防除事業（網津第2排水機場）ほか5件の追加を行っております。

債務負担行為については、第5期宇土市地域福祉計画策定に要する経費ほか3件の追加を行っております。

地方債については、子ども・子育て支援施設整備事業の追加及び初期消火資機材整備事業ほか2件の限度額の変更を行っております。

議案第77号、令和6年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。補正額は29万8千円を増額するもので、補正後の総額は45億6,052万円です。これは、人事異動に伴う人件費の増額を行っております。

議案第78号、令和6年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。補正額は5,165万5千円を増額するもので、補正後の総額は39億6,546万8千円です。これは、介護給付費等に係る国県支出金過年度返還金等の増額及び宇城広域連合負担金の減額を行っております。

議案第79号、令和6年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。人事異動に伴う人件費の組替えを行うもので、補正後の総額は6億2,866万2千円です。

議案第80号、令和6年度宇土市水道事業会計補正予算（第1号）について。収益的支出における補正額は283万6千円を減額するもので、補正後の総額は6億9,160万4千円です。これは、水質検査委託料等の増額及び人事異動に伴う人件費の減額を行っております。

資本的支出における補正額は2,072万4千円を増額するもので、補正後の総額は3億2,668万7千円です。これは、工事請負費等の増額を行っております。

そのほか、地方債の補正について、水道事業債の限度額の変更を行っております。

議案第81号、令和6年度宇土市下水道事業会計補正予算（第1号）について。収益的支出における補正額は644万2千円を増額するもので、補正後の総額は10億6,414万3千円です。これは、人事異動に伴う人件費等の増額を行っております。

資本的支出における補正額は130万円を減額するもので、補正後の総額は6億4,789万4千円です。これは、人事異動に伴う人件費の減額を行っております。

議案第82号、宇土市教育長の任命について。宇土市教育長の太田耕幸さんの任期が令和6年9月30日で満了となりますので、後任の教育長を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

後任の教育長には、前田一孝さんを任命したいので、何とぞ、御同意いただきますようお願いいたします。

議案第83号、宇土市教育委員会の委員の任命について。宇土市教育委員会の委員の近藤修さんの任期が令和6年9月30日で満了となりますので、後任の委員を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

後任の委員には、甲斐丈晴さんを任命したいので、何とぞ、御同意いただきますようお願いいたします。

続いて、報告案件を申し上げます。

報告第10号、令和5年度宇土市財政の健全化判断比率について。これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度財政の健全化判断比率を、監査委員の意見を付けて報告するものであります。

報告第11号から報告第13号までの3件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業等の令和5年度の資金不足比率を、監査委員の意見を付けて報告するものであります。

以上が、提出しております議案の概要であります。

どうか、十分に御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤井慶峰君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

4日水曜日は、午前10時から、地域高規格道路促進等対策特別委員会になっておりますので、よろしく願いいたします。

次の本会議は、5日木曜日に関き、質疑及び一般質問を行います。

本日はこれをもって散会をいたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午前10時22分散会

第 2 号

9 月 5 日 (木)

令和6年9月宇土市議会定例会会議録 第2号

9月5日（木）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 中口俊宏議員

- 1 宇土市の教育行政について
- 2 宇土駅前駐輪場等対策について

2. 野口修一議員

- 1 障がい児・者
- 2 夏休みと地域
- 3 ボランティア活動
- 4 縄文遺跡・文化
- 5 網津の開発・整備

3. 檜崎政治議員

- 1 環境対策について
- 2 セキュリティ対策について
- 3 新型コロナウイルス感染症とワクチンについて

4. 今中真之助議員

- 1 新型コロナウイルス感染症とワクチンについて
- 2 災害時を想定した水確保について
- 3 地方自治法改正について
- 4 JR三角線の利用促進について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（17人）

1番 土黒功司君

3番 中野洋一君

5番 佐美三洋君

7番 今中真之助君

2番 杉本寛君

4番 浦本晴美さん

6番 小崎憲一君

8番 西田和徳君

10番 宮原雄一君
12番 樫崎政治君
14番 中口俊宏君
16番 山村保夫君
18番 福田慧一君

11番 柴田正樹君
13番 野口修一君
15番 藤井慶峰君
17番 村田宣雄君

4. 欠席議員（1人）

9番 園田茂君

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	太田耕幸君	総務部長	山口裕一君
企画財政部長	光井正吾君	市民環境部長	小山郁郎君
健康福祉部長	岡田郁子さん	経済部長	加藤敬一郎君
建設部長	草野一人君	教育部長	野口泰正君
秘書政策課長	渡邊聡君	総務課長	上木淳司君
危機管理課長	内田雅之君	企画課長	三浦仁美さん
まちづくり推進課長	中山好美さん	財政課長	北谷太示君
市民保険課長	柘植さや子さん	環境交通課長	松下修也君
福祉課長	江河一郎君	健康づくり課長	濱口由季さん
上下水道課長	岩崎広美さん	都市整備課長	下田竜一君
学校教育課長	本堀武史君	生涯活動推進課長	西山祐一君
中央公民館長	赤澤憲治君	文化課長	淵上真行君

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	田尻清孝君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木教明君
議事係参事	村田有美さん	庶務係主事	中山裕輝君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） これから本日の会議を開きます。

本日、9番、園田茂君から欠席届が出ておりますので、御報告をいたします。

-----○-----

日程第1 質疑・一般質問

○議長（藤井慶峰君） 日程第1、質疑及び一般質問を行います。発言通告があつておりますので、順次これを許可します。

14番、中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 皆さん、おはようございます。中口でございます。今定例会におきまして、質問の機会をいただき感謝申し上げます。質問は、一つ目が、宇土市の教育行政について、二つ目は、宇土駅前駐輪場の対策について、2点ほど質問をいたします。質問席から質問いたします。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 質問に入る前に、先の台風10号は迷走を続け、関東地方をはじめ、全国各地で家屋の倒壊や大雨による土砂崩れなど、大きな被害をもたらしました。亡くなられた方々にはお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々には心からお見舞いを申し上げます。

それでは、1点目の宇土市の教育行政について質問をいたします。今年の夏、猛暑が続きましたがけれども、私も児童生徒のいろんな活動を見て、暑い夏を過ごさせていただきました。今年の夏休みは、児童生徒を対象といたしまして、一つが、こども未来シンポジウムが開催されました。これは各小学校、中学校から、代表者が宇土市の将来像などを提案するもので、この中には10年後の宇土市の魅力、どこどこ地区の未来、大人になったときの宇土市など、前向きで建設的な意見を発表しておりました。子どもたちの宇土市、また本人たちの地元への思いを改めて認識をいたしました。この子どもたちのすばらしさを認識いたしました。また、この発表を聞きながら、頼もしくまたうれしくもなった次第でした。二つ目が、8月10日、11日に開催されましたくまもと子ども芸術祭2024 in うとのことです。小中学生の絵画、書道、写真の展示がありました。また、市民会館大ホールでは、小中学生の音楽の演奏やダンスの披露等々、また各地区からは宇土御獅子舞、松山地区の松山花棒踊り、松原地区からも太鼓、踊り、笛で構成するなどのことが披露されました。その一部を写真で御紹介をいたします。これは、会議室の2階で絵画、書道の展示があつている状況です。2階いっぱいそれぞれの小中学校の子どもさん方の書道、絵画が展示してありました。次は、鶴城中学校のバトン部です。県内でバトン部があるのは、鶴城中学校だけということでした。

次は、スタジオデイズ宇土校の踊りです。これは、パリオリンピックで金メダルに輝いた湯浅亜実さんのブレイキンのようなダンスの披露もありました。次は、ラ・フルールのバレエです。すばらしかったです。次は、鶴城中学校音楽部の演奏です。子どもさん方がいろんな活動をしていることを改めて実感をいたしました。この最後のフィナーレにおきましては、地元の行長しゃんとくまモンのコラボがありました。楽しい中での閉会となりました。このこども未来シンポジウム、子ども芸術祭を見に行きましたけれども、子どもたちは生き生きと一生懸命取り組んでおり、改めて子どもたちからいろんなことを学びました。また、それぞれ先生方をはじめ、関係者の皆さん方の御指導、活動を改めて認識しますとともに、新たな教えをいただきました。本日は、これらを含めて3点質問をいたします。

一つが、指定文化財の現状と支援について質問をいたします。まず、子ども芸術祭に参加された団体を写真により紹介いたします。最初は、熊本県指定重要無形文化財の宇土御獅子舞保存会の舞です。子どもさんが一生懸命踊っておられました。次は、宇土市指定無形民俗文化財保存会の松山花棒踊りです。子どもさんの楽しく本当に生き生きとした踊りがありました。次は、国指定重要有形民俗文化財、松原太鼓保存会の太鼓、笛、踊りです。子どもさんたちが一生懸命太鼓をたたいておりました。具体的な質問に入りますけれども、本市におきまして、これ以外に県指定及び宇土市が指定している文化財があるかと思えます。指定の現状とその支援対策につきまして、教育部長に質問をいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） おはようございます。御質問にお答えします。

本市には、県指定1件、市指定3件、計4件の無形民俗文化財があり、それぞれ保存会がございます。そのほか、国指定重要有形民俗文化財宇土の雨乞い大太鼓を所有する地区についても、それぞれ保存会が組織されております。

以前から伝統芸能の担い手不足が全国的な課題となっており、市内の無形民俗文化財を保存・継承する保存会も同様に、後継者不足等により、かつて行ってきた活動ができなくなった団体もございます。

このような中、活動を休止していた松山花棒踊り保存会については、今から3年前に住民の熱意により活動を再開され、毎年開催されている地域伝統芸能祭にも出演されるようになり、さらには、先日開催されたくまもと子ども芸術祭2024 in うとにも、花園小学校児童とともに出演されております。

また、宇土御獅子舞保存会についても、以前から後継者不足が深刻な状況となっていたが、15年ほど前、本町一丁目の住人に限らず、他地域の住人も加入できるよう規約を改正され、後継者不足に対応されています。

無形民俗文化財に対する市の支援については、宇土市文化振興事業等補助金交付要綱に基

づき補助を行っております。県指定の宇土御獅子舞保存会に上限3万2千円、市指定の佐野山王祭礼保存会、松山花棒踊り保存会、椿原雨乞い太鼓保存会に、それぞれ1万4千円を上限として運営補助金を支出しています。

そのほか、宇土雨乞い大太鼓保存会に対して17万5千円を上限とする運営補助金を支出しており、保存会から活動を行った各地区に対して5千円の活動助成金が支出されています。令和5年度については、松原太鼓保存会等、七つの地区保存会にこの助成金が支出されています。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 部長から答弁がありました。この宇土御獅子舞保存会につきましては、年間上限で3万2千円、二つ目の松山花棒踊りにつきましては、年間上限で1万4千円、松原太鼓保存会については5千円ということでした。私としては、不足しているというふうに感じております。地域の方々はこの地区の文化財を継承して、維持発展に努力されております。必要なのは、市が地域の皆さん方に寄り添った行政です。今後も活動を続けていかれるかと思いますが、必要なものは後継者、備品関係、それを動かすお金、いわゆるヒト・モノ・カネです。是非、助成金の増額を検討すべきだと思います。助成金の増額を含めた今後の支援対策につきまして、教育長にお尋ねをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長、太田耕幸君

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えいたします。

無形民俗文化財については、少子高齢化等の社会状況の変化による後継者不足が大きな課題となっておりますが、それに加えて活動を行う上で、用具の購入や修繕等に要する経費が大きな負担になっていると認識しております。

市としましては、今後とも無形民俗文化財の保存会と連携し、催事等において積極的に出演の機会確保に努め、保存会の運営を引き続き支援するとともに、補助金額につきましても活動の状況に応じて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 教育長のほうから前向きな答弁があったと認識しております。担当部署におかれましては、ただいま教育長の答弁を受けて、各団体の活動の実態を的確に把握して、取組を始めてもらいたいと思っております。時期が来ましたら、その進捗状況につきましてもお尋ねをいたしますので、よろしく願いいたします。

質問の二つ目が、特別支援学級の更なる支援対策についてであります。先ほどのくまもと子ども芸術祭の中で、鶴城中学校の特別支援学級の生徒さんが和太鼓で「響け、鶴城魂20

24」を演奏されました。この写真です。生徒の皆さんが太鼓をたたく様子は、本当に一生懸命さが伝わりました。また、太鼓演奏はすばらしく、これまでの練習の過程、また先生のこれまでの指導等々、いろんなことを思いながら演奏を聞いておりました。演奏終了後には、会場が大きな盛大な拍手で包まれました。また、閉会の挨拶の中で、県の会長さんは、この鶴城中学校特別支援学級の生徒の演奏につきまして、「すばらしかった、感動しました。」などの挨拶がありました。私をはじめ、会場にいらっしゃった方々全員が、この演奏を聞いて感動をされたと思います。この支援学級の先生の指導体制をはじめ、今後、更なる支援が必要かと思えます。教育委員会における今後の対策につきまして、教育長にお尋ねをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長、太田耕幸君

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えいたします。

まず、特別支援学級の学級数及び在籍数について、学校基本調査の基準日であります本年5月1日現在で申し上げますと、小学校は28学級、160人、中学校は13学級、56人となっております、年々増加しております。

このような状況の中、特別支援学級の更なる充実に向け、子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、日常生活や学習上の困難さを改善し、克服するため、適切な指導や支援を行うための体制づくりが求められているところでございます。

そのような中、本市における特別支援学級の充実に向けた具体的な取組を申し上げますと、特別な支援が必要な児童生徒に対しては、担任とは別に、市独自の財源で学校内での生活や学習活動の支援を行う学級支援員を、本年度は小学校に31人、中学校に10人を配置することにより、個性や学力に応じたきめ細かな支援が可能となっております。

また、本年度から特別支援教育に関する専門的知識を有する特別支援教育アドバイザーを市教育委員会内に雇用し、特別支援教育に関する教職員向け研修会の開催や各小中学校を訪問し、教職員への助言・指導を行うなど、校内の支援体制の充実を図っております。

さらに、保護者の不安を解消し、寄り添うことも重要となりますので、特別支援教育アドバイザーを学校に派遣し、子どもたちの就学に関する悩みや不安を抱える保護者に対して、適切な情報提供や建設的な対話を行い、障がいや教育的ニーズに応じたサポートを行っております。

教育委員会としましては、今後もこのような取組を継続しつつ、子どもたち一人一人の実態や教育的ニーズをよりの確に把握することはもちろん、医療や福祉分野の関係機関との連携を強化し、教職員の特別支援教育に関する専門性を高めながら、特別支援学級の更なる充実に向け、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 教育長のほうから具体的な答弁がありました。また、よろしく願いしておきます。

3点目が、学校教育の課題及び今後の教育行政の展望につきまして質問いたします。太田教育長は3期9年間、宇土市の教育行政のトップとして、その手腕をいかんなく発揮され、大きな功績を残されております。9月30日をもって勇退されるということですが、宇土市の教育行政につきまして、一番詳しいことは御案内のとおりであります。そこで、これまでの経験から、学校教育の課題について、次に今後の教育行政の在り方、展望につきまして、私どもに御指導をお願いしたいという思いから、このことにつきまして教育長にお尋ねをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長、太田耕幸君

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えいたします。

まず、学力向上につきましては、全国学力・学習状況調査の結果を基に報告させていただきます。全国学力・学習状況調査は、毎年4月に小学校6年生及び中学校3年生を対象として学力や学習の状況を調査しております。本年度は、小学校で国語と算数、中学校で国語と数学が実施されました。

調査結果を正答率で比較してみますと、小学校では、国語、算数が共に全国・県の平均より「やや低い」状況にありました。中学校では、国語が全国・県の平均を共に上回り、数学が全国・県の平均より「やや低い」状況となっております。

なお、中学校の数学の過去3年間の結果を見てみますと、全国・県の平均正答率との差が年々小さくなってきております。

また、調査結果を分析してみますと、小学校において、国語では思考力・判断力・表現力、算数ではデータの活用などに課題が見られ、中学校においては、国語では情報の扱い方に関する事項、数学では図形、データの活用の理解がやや低い状況でした。

このような課題を踏まえ、今後、教育委員会と学校が一体となり、分析結果を生かすため、分析に当たっては正答率のみならず、正答数が低い問題の内容や誤答例について、子ども一人一人の理解状況や課題把握などを総合的かつ多面的に検証し、学力向上や授業改善に向けた取組を行う必要があると考えております。

その取組の一例を挙げますと、本年度の全国学力・学習状況調査の結果から、小中学校共通の課題としてデータの活用がありますが、これを受け、各学校におけるICTの効果的な活用が図られるよう、先月22日に教育委員会主催による教職員向けの研修会を開催したところであります。

教職員によるICTの効果的な活用は、授業の多様性と質の向上が期待され、結果として

子どもたちの学力向上にもつながりますので、教育委員会としましては、今後、更なる教職員のICTスキルの向上を図り、子どもたちが主体的かつ深い学びを実現できる環境整備に向けて、取り組んでいく必要があると考えております。

次に、中学校部活動の地域移行についてお答えをいたします。

中学校部活動の地域移行については、国は、令和7年度までを改革推進期間として位置づけ、休日の部活動を地域のスポーツ団体やクラブでの活動に移行することとしております。

しかしながら、休日のみ地域移行した場合、幾つかの課題がございます。

具体的には、平日と休日で部活動と地域クラブの運営体制が異なるため、入部・入会の手続が別々となるほか、平日から休日まで一貫した指導を担保することが困難となること、中体連等の試合出場では、部活動のチームとして出場するか、地域クラブのチームとして出場するかなどの問題が生じることとなります。

そこで、本市においては、これらの課題を解消するため、平日を含めた部活動を見直し、令和8年夏を目標に、鶴城中、住吉中及び網田中の部活動を統合し、新たに公営クラブチームとして、仮称になりますが宇土市立中学校クラブを設立する予定としております。

この公営クラブの設立により、平日から休日まで同じ運営体制で一貫した指導を行うことができ、子どもたちや保護者にとっても現状の部活動と大きく変わらない体制になるものと考えております。

この公営クラブ移行までには、指導者の確保や会費の設定など様々な課題がございます。今後、これらの課題を解決し、子どもたちのことを第一に考え、どの中学校の子どもたちであっても自分がやりたいスポーツや文化活動に参加できる体制づくりを目指し、取り組んでいく必要があると考えております。

このように、児童生徒の学力向上と中学校部活動の地域移行につきましては、様々な課題がございますが、これからの学校教育には、全ての子どもたちがそれぞれの個性や才能を最大限に発揮し、それぞれの分野で力を伸ばせるような教育の場を提供することが何よりも必要であると考えております。

これらの取組を通じて、子どもたちが自信とやる気、ひいては宇土市に愛着と誇りを持ち、将来、自ら未来を切り拓き、社会で活躍できる人材として大きく成長してくれることを切に願うところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 教育長のほうから、丁寧に分かりやすい答弁で御指導をいただきました。感謝申し上げます。

次に、大きな2点目の宇土駅前駐輪場の対策につきまして質問をいたします。

宇土市として、また宇土地区においては、JR宇土駅、これはいろんな意味から重要な役割を持っていると思っております。先般の地蔵まつり、その際、若い人を中心に熊本から宇土駅まで相当数の方がJRの列車を利用しておりました。また、仮定の話ですけれども、宇土駅周辺にスポーツ施設ができれば、その輸送機関としての効果は相当なものがあるかと思っております。本日は、通勤・通学に関して質問をいたしますけれども、通勤・通学として、それぞれの自宅から宇土駅まで車や自転車で来られて、そして宇土駅周辺の駐輪場、駐車場に自転車、車を置いて、電車に乗って熊本市あるいは八代市方面へ通勤・通学をしておられます。宇土駅から熊本方面への列車、鹿児島本線、三角線を含めて、6時台に5本の列車があります。7時台には7本の列車があります。8時台には5本の列車が走っております。また、宇土駅から熊本駅まで約15分で着きます。通勤・通学に利便性は高く、2018年の調査では、一日平均約3,800人ぐらいの方が利用されております。本市としては、この宇土駅の利便性を活用して、熊本市のベッドタウンとしての在り方についても検討することも必要かと思っております。本日は、そういった意味から、宇土駅周辺の車両の駐車場、自転車の駐輪場の在り方等々について質問をいたします。第6次総合計画後期基本計画の中に明記されておりますけれども、「生活環境・都市基盤“輝く”まち～安全のふるさとづくり～」の中に、安全・快適な市街地の環境整備に、このパークアンドライドが明示されております。ちょっと読んでみます。「宇土駅周辺施設の適切な維持管理を図りつつ、周辺施設を利用したパークアンドライドを推進します。」というようなことです。このパークアンドライドについて質問しますが、現在、市の駐車場には何台駐車できるのか。また、過去5年間のこの駐車場の稼働率と今後の推進状況につきまして、建設部長にお尋ねをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 建設部長、草野一人君

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

パークアンドライドは、自動車を駅周辺の駐車場に駐車し、そこから公共交通機関に乗り換えて目的地まで移動する方法で、都市部や観光地などの交通渋滞の緩和、事故防止、交通公害の抑制、違法駐車削減などといった効果が期待されていることから、他の自治体においても取り組まれています。

本市では、平成24年に宇土駅東口から松橋駅方面へ約200メートル下った新幹線高架下に、30台分の月極駐車場を整備しており、駐車料金は、鉄道等を利用する方で本市に住所を有する方、又は、本市に勤務などをされる方は月額4千円、その他の方においては、月額6千円となっております。

また、定住・移住の促進を図るため、本市へ転入後1年以内の方においては、2年間の使用料の免除を設けています。

次に、過去5年間の稼働率につきましては、令和2年3月末で契約台数が10台、稼働率

が33%、令和3年3月末で契約台数が8台、稼働率が27%、令和4年3月末で契約台数が9台、稼働率が30%、令和5年3月末で契約台数が17台、稼働率が57%、令和6年3月末で契約台数が21台、稼働率が70%となっており、近年、増加傾向にあります。

ちなみに、令和6年7月末時点で、契約台数が23台、稼働率が77%となっております。今後の推進につきましては、まだ空き台数がありますので、引き続き、広報うとやホームページ、SNS等で周知し、パークアンドライドを推進していきたいと思っております。

なお、熊本県のホームページにおいても、熊本都市圏内にあるパークアンドライド駐車場の情報が提供されており、本市の駐車場も含め、毎月、契約状況等が更新されるなど、パークアンドライドの推進に向けた取組が行われております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 部長から答弁がありましたように、順調に推移しているようです。

今後とも、移住・定住対策の一つとして、周知・対策につきましてよろしく願いをしておきます。

次に、自転車の盗難予防対策、防犯対策について質問をいたします。宇土駅前駐輪場付近での自転車の盗難届、先日、宇土交番でお聞きしましたところ、去年は21件、今年は1月から6月まで7件の被害の届があっているということです。これはあくまでも届があった件数で、実際はこれより多くの自転車の盗難が発生しているかと思っております。いうならば、これだけ市民の大事な財産が盗まれているということです。6月議会におきまして、佐美三議員が犯罪のない安心・安全なまちづくりについて、質問をされております。答弁の中で、この件に関わることがありましたので、参考までにちょっと申し上げます。「自転車盗難予防対策として、6月7日に、宇城警察署と合同で鍵かけ啓発活動を実施した。今後も啓発活動に取り組んでまいります。」との答弁がっております。これらを踏まえて質問いたします。

一つが、本市の防犯体制、防犯活動について質問をいたします。第6次宇土市総合計画前期基本計画の中で、宇土市の将来像についてアンケートがっております。そのアンケートの結果ですけれども、一般の方といたしますか、大人の方のアンケートの調査結果では、一番多いのは「医療・福祉が充実し、健やかに暮らせるまち」、2番目が「災害に強く、安全に暮らせるまち」、3番目が「犯罪が少なく、安心して暮らせるまち」というようなベスト3です。高校生のアンケート調査もっております。宇土市の将来像について高校生の方のアンケート結果では、1番が「医療・福祉が充実し、健やかに暮らせるまち」、2番目が「活気に満ち、にぎわいのあるまち」、3番目が「犯罪が少なく、安心して暮らせるまち」。このアンケート結果から見ますと、このいわゆる、犯罪が少なく、安心して暮らせる防犯

体制、防犯の強化につきましては、大人の方、高校生の方もそれぞれ重大な関心を持って、この3番目に挙げてあります。このアンケート結果を踏まえて、計画が策定されていると思えますけれども、防犯に関する計画及び目に見える活動が、私から見ると少ない。交通に関しては、いろんな活動があります。春・秋の出発式、あるいは街頭でのキャンペーン等があるかと思っております。防犯活動につきましては、大人の方、また高校生のアンケートでも、ベスト3に入っております。しかしながら、交通関係と比較してみますと、手薄かなど。見える活動が少ないというふうに感じております。また、これは別の話ですけれども、サテライト宇土環境整備協力金の使途状況を見てみますと、令和3年総額約1,390万円ぐらいの収入があっておりますが、防犯関係に使われたのは8万1千円です。令和5年は、約920万円の収入があっておりますが、防犯関係は20万円です。この防犯に関する問題は、宇土市に限らずこれは全国的なものだと思いますけれども、宇土市の防犯関係につきましては、事務局の体制及び年間の予算額、交通関係等の予算の比較並びに防犯活動の現状につきまして質問をいたします。

2点目が、本年6月に鍵かけ啓発活動を実施したとのことですが、昨年1年間、自転車盗難予防対策の活動状況についてお尋ねをいたします。

3点目に、今後の自転車盗難防止活動の予定あるいは計画について、市民環境部長にこの3点を質問いたします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

まず、防犯活動に関する事務局体制についてお答えいたします。所管は、環境交通課環境交通係で課長1名、係長1名、職員3名及び交通防犯アドバイザー1名の体制となっております。

次に、環境交通課が所管する年間の予算額についてですが、防犯関係予算が281万8千円、交通関係予算が1,776万7千円となっております。交通と防犯共に関わりのある交通防犯アドバイザーに関する経費が、交通関係予算に計上されていることを差し引いても、交通関係予算と比較すると防犯関係の予算のほうが少ないのが現状となっております。

また、防犯活動の現状といたしましては、現在メインの活動としまして、各地区の生活安全パトロール隊の皆様、朝の登校時間や夕方から夜にかけての下校時間を中心とした時間帯に、地区内を巡回パトロールしていただいております。また、議員御指摘のとおり、自転車の盗難件数が増加している状況への対策として、本年6月に宇土駅西口及び東口の駐輪場において、宇城警察署と共同で自転車の鍵かけ啓発活動を行ったところでございます。

続きまして、昨年1年間の自転車盗難予防対策の活動といたしましては、例年10月に行

われる全国地域安全運動期間中の10月17日に、宇土駅西口及び東口の駐輪場において、宇城警察署と共同で自転車の鍵かけ等について啓発を行いました。そのほか、宇土駅における自転車に関する活動といたしまして、全国交通安全運動期間中である5月20日及び9月25日に、宇土駅西口駐輪場において、宇城警察署と共同で自転車マナーアップキャンペーンを行いました。内容といたしましては、自転車の利用者にヘルメットの着用や交通ルールの遵守、鍵かけの徹底等を啓発しております。なお、5月20日の啓発活動については、宇土高校生も参加いただいております。

最後に、今後の自転車の盗難防止活動予定及び計画につきましてお答えいたします。まず、今年も例年どおり、10月の全国地域安全運動期間中に、宇城警察署と共同でキャンペーンを実施することとしております。さらに今後は、昨今の自転車盗難件数の増加を踏まえて、宇城警察署の御協力を仰ぎながら、宇土駅駐輪場周辺において、自転車の利用者に対して定期的に鍵かけの呼び掛けや防犯関係チラシの配布等を行うことで、防犯意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 部長から答弁がありましたけれども、私、今回は自転車の盗難防止対策について質問いたしましたけれども、私の質問の趣旨・目的は、先ほどのアンケートの結果では、防犯対策の強化の要望が多い中で、宇土市として市民の皆さんの防犯意識の向上対策あるいは犯罪の抑止対策をどう進めているのか、また、どうやって進めていくのか。これが私の今回の趣旨・目的であります。単発的な活動でなく、具体的に継続的な活動を期待いたします。青少年育成の見地から、毎月定期的に早朝の挨拶運動がなされております。私は、本当にこういうのは大切なことだと思っております。防犯活動においても、単発的な活動よりも関係機関と連携し、定期的に見せる活動、見える活動、こういった活動を推進すべきです。その継続的な活動が市民の皆さんに対して、防犯意識の向上や犯罪の抑止にもつながるかと思っておりますので、担当部署におきましては、今後、この辺の検討をよろしくお願いを申し上げます。

次に、駐輪自転車の現状と対策について質問いたします。写真を見てもらいたいと思いませんけれども、写真を見ながら質問を聞いていただきたいと思えます。質問に入りますけれども、ちょうど左側に駐輪場がありますけれども、この駐輪場には何台ぐらいの自転車を置けるのか。また、この駐輪場フェンスの外に駐輪してある自転車も、先日、20から30台ぐらいだったと思えますが、この自転車が通路をふさいでおりました。この状態を改善するためには、宇土市駐輪場条例等に基づき、放置自転車の移動・保管これも一つの対策ですけども、要は、的確な駐輪対策、いわゆる指導と、実際、駐輪場が不足していれば増設も検討す

べきと思っております。この現状と管理について、また今後の対策につきまして、市民環境部長に質問いたします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

まず、宇土駅西口の駐輪台数についてお答えいたします。西口駐輪場に駐輪できる台数は、自転車が360台、バイクが30台となっております。

次に、駐輪場の管理につきましては、シルバー人材センターに委託し、平日の午前6時から8時までの2時間、駐輪場利用者に対し、決められた場所へ自転車を停めるように促したり、自転車を所定の場所に移動し整理する業務を行っていただいております。

なお、長期間駐輪場に放置されている自転車につきましては、宇土市駐輪場条例に基づき、指導・移動・保管と適正な処分を行い、駐輪場内の駐輪台数の確保に努めているところでございます。

次に、宇土駅西口の駐輪場の増設を含めての今後の対応についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、宇土駅西口駐輪場外の駅前広場に、自転車等が駐輪してある状況が多く見受けられます。

先日午後3時頃に確認したところ、自転車が22台、バイクが2台駐輪場の外に停めてありました。ただこれは、確認に行った日につきましては、高校や大学等がまだ夏休み中の期間ということになっておりますので、まずは9月に入り2学期が始まってから、駐輪場の状況を改めて確認したいというふうに考えております。

その上で、調査の結果、駐輪場内には空きがあるが駐輪場の外に自転車等が駐輪されている場合は、まず、シルバー人材センターに依頼し、駐輪場外の駅前広場等に駐輪してある自転車を駐輪場内へ移動することや、現在、午前6時から実施している駐輪場整理の業務時間を30分程度遅らせ、午前6時30分から8時30分とした上で、通勤や通学のために駐輪場を利用する利用者に対し行う指導・啓発を強化すること等を検討いたします。

その上で、なお駐輪場が不足する場合は、駐輪場所の増設について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 部長の答弁がありました。フェンス外に置いてある自転車がありますけれども、その後に来た人はまた中に入れませんので、また外に置いていくというような悪循環があっているようですので、実態を把握されて適切な対策をよろしく願います。

最後になりましたけれども、まだちょっと早いかなと思いますけれども、私にとって太田教育

長と議場での質問・答弁は最後になりました。教育長として3期9年間、いろんな面でお世話になり、また御指導をいただきました。感謝申し上げます。教育長との思い出は幾つもありますけども、その中の一つは、令和2年8月でした。有志議員で市内の各中学校へ教育施設の整備状況等につきまして視察に行き、校長先生と意見交換を行いました。これをまとめて、教育長へ要望書を提出いたしました。この回答の一部を簡単に御紹介いたします。網田中学校におきましては、網田中学校への登校する坂、あそこに樹木が道に覆い被さっておりましたので、このせん定についての要望を行いました。教育長からは、予算を付けてせん定をするようにやっていきますというようなことでありました。住吉中学校におきましては、図書館の照明が暗い状況でした。要望後には照明器具の増設がありました。また、プールの管理・使用についても、具体的な対応をしていただきました。鶴城中学校におきましては、要望事項の中で、野球場の防球ネットの整備、吹奏楽部の楽器購入が進んでおります。これらは全て、太田教育長のおかげだというふうに感謝しております。太田教育長は、皆様御案内のとおり、真面目、誠実で温かい人柄で、思いやりがあります。また、芯が通っており、宇土市教育長として最適任者です。今回、9月30日をもって勇退されますけれども、今後とも御指導をお願いしたいと思っております。最後になりますけれども、お疲れ様でしたと申し上げますとともに、今後とも健康で後輩の御指導をお願いいたしまして、御礼と感謝の言葉といたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。11時から再開いたします。

-----○-----

午前10時52分休憩

午前10時59分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

13番、野口修一君

○13番（野口修一君） 皆さん、おはようございます。宇土市政研「志」の野口です。今回の一般質問は、障がい児・者の学校と防災、夏休みの子どもと地域、縄文遺跡・文化などについて質問をさせていただきます。執行部におかれましては、簡潔明瞭な回答をお願いして、これから後は質問席より質問させていただきます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君

○13番（野口修一君） 私は、議会質問の第1回目以来、障がい者の課題と支援について質問をしてきました。障がい児・者の支援は、行政が関わる最も重要と考える事業の一つと考えます。障がい児のいる御家族が最初に向き合う社会制度が学校で、様々な個性を持つ子ど

もを通して公的學校で、個人と行政が向き合い、できないとできるを示す場所でもあると思っています。議員になって最初の質問は、「身体に障がいを持つ児童を健常児の學校に通わせたい。」と取り上げました。当時からすると、身体的障がい、知的障がいだけではなく、発達障がい、性同一性障がい、ジェンダーの問題と、様々な心身の障がいに対して理解が広がってきました。また、サッカーの指導に関わったことやPTA役員をした経験から、小学校の子どもで、まだ発達障がい等の診断を受けていないグレーゾーンの子どもの対応、加えて、保護者もその状況を受け入れる準備途中も含めたグレーゾーンの話です。実は、似たような内容の質問を2年前の9月議会でしていますが、その目的が違うので、再度質問いたします。前話が長くなりますが、グレーゾーンという言葉聞いたのは、2006年の秋、知的障がい者のスポーツイベント、スペシャルオリンピックス全国大会夏季大会が開催されるので、その事前告知と寄附集めの活動、トーチラン、聖火リレーを宇土市街地でやりました。そのときの様子が資料1です。このイベントの告知活動では、ラジオに出たり、チラシの配布をしました。さらにやったのは宇土市内の小学校、中学校の支援クラス、なかよしクラス、なかよし学級と言っていましたが、全部を回り、そのときに支援クラスの先生が話されたのが、一般のクラスにいるグレーな子どもたちが心配という内容のことを何度も聞きました。私は「グレーってどんな子どもですか。」と尋ねました。もう18年前の話です。あの頃からすると、発達障がいや性同一性障がいという個性の理解が広がり、さらに国の支援制度もできて、ここ数年で障がい児の放課後等デイサービスの事業が広がってきました。しかし、いまだにグレーゾーンの子どもの存在すると聞きます。

そこで質問なのですが、発達障がい児の診断がなされていない、これから家族が専門医に相談しようとする児童生徒の學校での対応について報告ください。加えて、グレーゾーンの子どもたちへの新たな支援の取組があれば御報告ください。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

文部科学省が令和4年度に公表した、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査によると、通常学級において、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は、小中学校で8.8%となっております。

この結果から、発達障がいの傾向が見られるものの、医療機関で発達障がいと診断されない、いわゆるグレーゾーンと言われる児童生徒が、本市においても一定数在籍している状況であると考えられます。

そのような中、本市における教育的支援については、障がいのある児童生徒が他の子どもたちと平等に十分な学習や生活を行えるように支援するもので、例えば、授業の理解度に応じた個別指導を行ったり、口頭での指示が伝わるのが難しい場合には、イラストカード等

の視覚的な教材を併せて活用するなど、障がいの状況に応じた様々な支援を行っております。

その教育的支援について、保護者から担任に対し相談があった場合は、担任や学年主任、特別支援教育コーディネーターに指名された教員が連携し、保護者と定期的な面談や当該児童生徒の学級内の状況や学校内での生活を観察し、通常学級においてその特性に応じた教育的支援を行うこととしております。

その教育的支援を行うに当たっては、担任とは別に、学校内での生活や学習活動の支援を行う学級支援員を市独自の財源で雇用し、本年度は小学校に31人、中学校に10人を配置しておりますので、その支援員を最大限活用し、個性や学力に応じたきめ細かな支援を行っております。

また、通常学級で授業を受けながら、障がいに応じた特別の指導を受けることができる通級指導教室を宇土小、花園小、走潟小、宇土東小、鶴城中に設置しており、本年度は90人が利用しております。

その通級指導教室での活動状況の一例を申し上げますと、自閉スペクトラム症の傾向がある児童生徒に対し、コミュニケーションが苦手な場合には、テーマを選んでグループでの会話を促したり、漢字の学習が苦手な場合には、漢字パズルを通じて、漢字の習得をサポートするなどの支援を行っております。

さらに、本年度からは、特別支援教育に関し、専門知識を有する特別支援教育アドバイザーを市教育委員会内に雇用し、教職員の専門性向上を図るため、研修会の実施や学校での助言・指導等を行うほか、学校や専門機関と連携した保護者面談等も実施しております。

教育委員会としましては、引き続き、各小中学校と連携を図り、教職員が発達障がいに関する理解をさらに深め、適切な対応ができるよう支援するとともに、発達障がいの傾向が見られる児童生徒が、その特性に応じて最適な教育を受けられるよう教育相談・支援体制の充実に向け、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君

○13番（野口修一君） 詳しく報告ありがとうございます。大分変わってきたなあという感じを受けました。スペシャルオリンピックスの全国夏季大会トーチランの準備で回った18年前からすると、一人一人の子どもたちの支援というか、個別指導が充実してきたなと感じます。また、18年前、次女が中学3年の夏休み中に、私がPTA会長だったこともあり、校長先生から連絡が来て、2学期から3年生のクラスを三つに分けて指導したい。理由は理解度に合わせた学習をすること、もし教師が足りない場合は、理解している生徒が理解できていない生徒に教えるとの提案でした。当時の住吉中3年生が、1学期末で宇城12校中で理解度が最下位だったそうでしたが、個別指導に近い学習環境で、3学期の初めには12校

中、上から2番目まで理解度が上がったと、卒業式前に校長から報告を受けました。これこそが学び合う、教え、学ぶの「教学」のやり方だと思いました。教育は一方的な指導から、一人一人の子どもの個性と理解度に合わせる時代になってきたと感じた出来事でした。最後に報告から、グレーゾーンの子どもは今も存在するとか、悩む御家庭があると思います。その子どもたちを早く支援できるように、様々な障がいの知識と障がいに合わせた教育支援に詳しい専門職の特別支援教育アドバイザーが各学校を定期的に回り、グレーゾーンの子どもの支援を積極的に取り組んでいただくことをお願いして、次の質問に移ります。

私のいとこの1人が発達障がいだったことは、以前の質問で紹介しましたが、そんなことから障がい児・者の教育環境について関心を持っていきました。友人の誘いから、2017年8月26、27日に、熊本学園大学で開催された第18回障害児を普通学校へ・全国連絡会全国交流集会 in くまもとに参加しました。そのときの様子が資料2です。このときの熊本の主要なスタッフに、銀河カレッジの梅田さんもおられました。以来、医療的ケアが必要な幼児・児童のショートステイや野外活動をする団体も見学させていただきました。以前に一度質問したと思いますが、再度確認のため、宇土市の医療的対応を必要とする重度障がいを持つ児童生徒も含めた放課後等デイサービスと夏休み期間における生活について、現在の対応はどうか報告ください。健康福祉部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

まず、本市の放課後等デイサービスの利用決定者数は、令和3年度219人、令和4年度256人、令和5年度283人と年々増加しております。このうち、喀痰吸引等を受けている医療的ケアが必要な児童は2人ですが、現在、その対応が可能な事業所は宇城圏域にはございませんので、熊本市などの事業所を利用されています。

夏休み期間中の放課後デイサービスは、おおむね朝10時から開所されており、生活能力の向上のための訓練、社会との交流の促進などの支援をされています。夏休み中は、学期中の放課後よりも開所時間が長いため、多くの事業所で、様々な屋外活動などを取り入れ、普段とは異なる体験ができる機会が増えていると思われます。また、利用日数はそれぞれの児童で異なり、週1回、2回程度の利用や、小学生であれば放課後児童クラブ、いわゆる学童クラブ等と併用するなど様々です。

次に、令和5年度末現在、本市には18か所の放課後等デイサービス事業所がありますが、今後の利用者の増加を見込み、令和6年度から令和8年度が計画期間となる宇土市第3期障がい児福祉計画で、3事業所の開設を見込んでいます。一方で、主に医療的ケア児を含めた重症心身障がい児を支援する事業所は、冒頭申し上げましたとおり、宇城圏域にはございません。国の基本方針としては、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する放課

後等デイサービスを、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することとしております。本市としましては、宇城圏域で1か所整備することを目標としており、確保に向けて宇城圏内の各市町で連携していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君

○13番（野口修一君） 報告ありがとうございます。市内にある放課後等デイサービス事業所は18か所に増えていることと、まだまだニーズはあるという認識は同じなのかなというふうに思います。もうかれこれ7年になりますが、発達障がい児・者の個性や暮らしをテーマに研究集会を宇土市青少年センターで開催をしました。私のサッカー仲間の御家族から電話がありました。「来年、小学校1年なのですが、発達障がいと診断を受けました。どうしたらよいのでしょうか。」と悲痛の声で、私は「心配することはありません。とにかく当事者の話す研究集会に参加して、発達障がいとは何か聞きに来てください。子どもさんのことについては、その後話をしましょう。」と、お誘いをしました。研究集会が終わったら、明るい顔になり、「発達障がいとは何か、理解が深まりました。これから、子どもと向き合って良い方向を探します。」と帰られました。宇土市で医療的ケアが必要な児童生徒は2人ということですが、熊本市南部の施設へデイサービスに行かれているのだらうと思います。宇土市からも通えるところなので、よかったと思っています。多分、私が若い頃から応援しているお医者さんの施設ではないかなと思いました。

後話が長くなりますが、8月24日熊本市市民会館で開催された重度の障がいを持つ人のケアについて研修会がありました。熊日の告知に熊本市手をつなぐ育成会定期大会で、知的障がいと発達障がいを持つ当事者が語るとあったので、参加をしてみました。その大会の様子が資料3です。知的障がいを伴う自閉スペクトラム症で、加えててんかんナルコレプシー、機能性高体温症等の特性がありました。現代は、このような複雑な個性を持つ障がい者をも支援できる体制があることを改めて学びました。これこそが行政というか、政治が取り組む仕事だと思います。まだパラリンピックパリ大会が開催中ですが、身体的障がいのスポーツは確実に広まっていますが、知的障がいを持つ人でもできるスポーツの活動であるスペシャルオリンピックスにも、今後は取り組む必要があると思っています。

発達障がい児・者についての三つ目の質問です。7月21日、人吉のカルチャーパレスで上映された映画「星に語りて～S t a r r y S k y～」の質問資料です。これを見に行きました。東日本大震災後に知的障がい者、発達障がい者を取り残された問題を取り上げた内容で、そんなことがあったのかと映画で知りました。東日本大震災と原発事故で起こった避難所に行けなかった人たちの話ですが、そこから熊本での障がい者施設や家庭内にいる障がい児・者の長期避難についての対策に興味を持ちました。以前にも、熊本地震後の障がい

児・者の避難について聞きましたが、南海トラフ巨大地震の話から、また考えるようになり、宇土市在住の防災士たちとの議論から、再度、大規模災害時の知的障がい者、身体障がい者、発達障がい児・者の避難行動における安否確認、避難誘導、避難所対応について考えをお聞きします。健康福祉部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

大規模な災害の発生に備え、平時から、高齢者や障がい者など、自ら避難することが困難な方の避難行動要支援者名簿を作成しております。この名簿は、災害からの避難や安否の確認などの支援等を実施するための基礎となり、年に1度、民生委員・児童委員や行政区長の協力を得て、記載情報などの更新をしております。その際、同時に個別避難計画を作成しており、緊急時の連絡先、避難誘導のための声かけ等を実施していただく協力員・支援者、避難場所の確認を行っております。

宇土市全体の避難行動要支援者名簿は、防災関係機関である宇城警察署及び宇城広域消防本部に提供し、また行政区長及び民生委員・児童委員には、それぞれの担当地区の避難行動要支援者名簿を配布し、避難行動要支援者の把握をお願いしているところです。

また、市主催で毎年実施します宇土市総合防災訓練の際、同時に、この避難行動要支援者名簿を活用した安否確認訓練を行っております。この訓練には、行政区長や自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団に御参加いただき、災害時を想定した支援、連絡方法などのシミュレーションとなっております。

障がい者等の避難所対応としましては、各地区の避難所での対応が難しい場合は、福祉避難所での対応を想定しております。福祉避難所は現在、協力協定を締結している高齢者の福祉施設5か所と市保健センター1か所の6か所を設定しております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君

○13番（野口修一君） 説明ありがとうございます。これまで何度も聞いた内容でしたが、映画を見た後で、障がい者の立場に立って聞くと、違った視点の検証が必要だと感じました。映画は、長期避難で1年どころか2年は家に帰れない状況になり、知的障がい者や発達障がい者は、住み慣れた環境から離れ、日々の生活と違うと落ち着かないのは想像できると思います。そのことで取り残されたというよりは、置き去りにされた状況が映画で報告されました。私は東日本大震災後の4月5日に、災害ボランティアで福島県相馬市の避難所となった向陽中学校を尋ねたとき、体育館に200人を超える人たちが雑魚寝状態でおられ、寒さもある時期、そこに知的障がい者、発達障がい者等が長期でいれるかと考えたとき、私でも難しいと思いました。やはり、障がいを持つ人は避難所は厳しかったから、被災した自宅で避

難生活をしたのではと思います。防災対策の一番は、まず安否確認。避難が難しい弱者の移動支援はもちろんです。しかし、一旦は避難所に行ったが、その場所にいけない人たちがたくさんいることを、支援する人たちが理解しておくことを映画で教えられました。災害はまず危険回避が大事ですが、熊本地震後の避難のように長期になったとき、障がい児・者が自宅に孤立していないか、支援をする人たちが忘れないことだと思います。

次のテーマ、夏休みと子どもに移ります。かつての子どもたちの夏は、虫捕り、プール、海遊びでしたが、最近は、山にはイノシシ、シカ、学校のプール開放はなくなり、海は南海トラフ地震等で子どもだけでは行けずに、各地にあった子ども会の解散も増え、さらに近年の猛暑で活動範囲はますます狭くなっています。保護者の仕事は最低賃金は上がったが、実質賃金は下がった状況、ますます厳しくなる地域経済活動の中で、教育委員会が考える子どもたちの夏休みの生活はどんなイメージか。昨今の変化を含め、報告ください。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

子どもたちの夏休みの過ごし方は、以前と比べ、大きく変化しております。

例えば、昭和の時代では、子どもたちは、昆虫採集に出かけたり、学校のプールで泳いだりするなど、屋外で多くの時間を過ごしておりました。また、家庭で家事などを手伝ったり、地域や子ども会の行事に参加したりするなど、家庭や友だち、地域の方々と触れ合う活動が多くありました。

しかしながら、現在では、地球温暖化による猛暑に加え、小学校のプール開放がなくなったことやインターネット、ゲーム、スマートフォン等の普及などの影響もあり、一般的には室内で過ごす時間が増え、屋外で遊んだり、運動や体験活動に取り組んだりする時間が減少していると思われま。

また、少子化や核家族化、共働き家庭の増加など、家庭環境や地域環境の変化により、夏休みの多くを塾や学童保育などで過ごす子どもたちも増加しております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君

○13番（野口修一君） 詳しく報告いただきありがとうございます。時代は変わったなあというふうに感じます。その原因の一つが、少子化ではないかと考えています。さらに、今年の猛暑は、子どもたちへ外に行って遊んできなさいと言えないぐらい暑くなりました。後で質問する縄文時代のところの話ですが、現在の地球は間氷期、温かい期間の約1万年の最後に当たると本にあるのですが、地球の氷期、寒くなる時期が約10万年だそうです。それがいつ始まるかは人類次第とも書いてありました。地球温暖化はどこまで続くのかは分かり

ませんが、かつてあった夏の行事や夏祭りについて、次に質問します。

私の集落で長く続いていた地元の神社の子ども奉納相撲、資料4ですけれども、こういう感じの活動がどこでもあっていました。コロナ禍と子ども会の解散で、いろんなものがなくなりました。子ども会がなくなったことで、みんなで行く夏休みのキャンプやスポーツ大会もなくなりました。原因は、少子高齢化になったことですが、今後の限界集落の問題を含め、宇土市内で消えていった夏休みの地域行事についてどれだけ把握しているか、代表的な例があれば御紹介ください。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

地区公民館や地域において以前行っていた、夏休み期間中の行事の代表的なものについて御報告します。

網田公民館にて、「じんだらじん」という行事を行っていました。これは、たいまつを灯し、地区内のあぜ道等を歩きながら田んぼの害虫を追い払う、虫よけの行事として実施され、多くの子どもたちも参加していました。もともとは、網田地区内の各地域で行われてきましたが、30年ほど前に、当時の地区公民館長の発案により公民館行事として復活、以降20年近くにわたり行われてまいりました。近年では、コロナ禍や少子化の影響で実施されておりません。

また、各地域における夏休み期間の地域行事の代表例としまして、親子ソフトボール大会があります。これは地区内の子ども会対抗戦として、小学校のグラウンドなどで子ども会の保護者も一緒になってプレーする大会です。この行事も、近年では子ども会の減少などにより行われなくなりました。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君

○13番（野口修一君） 地域の子どもの活動の報告、ありがとうございます。本当にさびしくなったなあという感じを受けます。これは20年ほど前になりますが、我が家の子どもたちや地域の子子どもたちが地区の家を回り、100円、200円集めて十五夜の綱引きをしていました。その綱自体を年配者が編んでくれたことを思い出します。紹介にあった網田公民館館長の発案での地域行事「じんだらじん」の活動は、昔の生活に思いをはせる、とても中身のある行事と思います。コロナ禍で中断しているのは、とても残念です。郷土史、地域学からすると是非復活させてほしい行事と思います。

次の質問に移ります。私は、生活安全パトロール隊網津支部に誘われて18年になりますが、地域巡回パトロール活動は地区公民館活動に関連するボランティア活動なので、地区公民館が主催する小学生の3泊4日の通学合宿に最初から私も関わるようになりました。通学

合宿は公民館を宿泊所にして、子どもが自主的にスケジュールを組み、日曜日からスタートし、4日間の通学合宿は素晴らしい生活体験と思い出づくりになっていました。子どもたちが食事の準備、片づけ、夜は地域講話を含め、地域のことを記憶する大切な行事と思います。しかし、この行事はコロナ禍で中止になりました。この行事は夏休み明けの2学期初めに行われていたので、夏になかなか子どもと一緒に活動できない御家庭の思い出づくりにもなっていました。夏休み前の新聞に、生活の厳しい共働き家庭の子どもたちは、夏休みの思い出づくりや様々な体験の機会を提供することができない親たちの苦悩が紹介されていました。以前の質問で、鹿児島市の校区公民館は、年間100近い行事を行い、その3分の1に小中学生が関わる行事を組み込んでいると紹介しました。これを参考にして、子どもを中心に考えた公民館活動が夏休みに必要と考えます。

前話が長くなりましたが、コロナ禍から2年目の夏と検証してもらい、以前にあった地区の子どもを含む行事や通学合宿、スポーツイベント、文化行事について、地区公民館で今後実施する考えはあるかについてお尋ねをします。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

令和5年度と6年度における公民館での通学合宿やスポーツイベントについてお答えします。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した昨年度においての通学合宿は、コロナ禍以前に実施しておりました走潟、緑川、網津、網田の4地区公民館において中止となりました。なお、スポーツイベントにつきましては、走潟地区において、地区公民館長が事務局となっている地区青少年健全育成協議会主催で、中高生ミニバレー大会が実施されております。

今年度におきましては、通学合宿を、走潟地区にて再開する方向で当初計画をしておりましたが、参加者が計画数を下回ったことで、異なる学年間の児童が共同で生活し、体験活動を行うことや、地域の大人による児童の取組への支援といった通学合宿の目的を少人数では達成することができないと判断し、結果的に開催を見送っております。そのほか、緑川、網津、網田の三つの地区においては、地区公民館運営委員会で前年度同様開催を見送ることとしました。来年度以降においては、従来行っていた4地区での通学合宿の実施ができるか、今後検討してまいります。なお、走潟地区での中高生ミニバレー大会は、今年度も開催されております。

通学合宿やスポーツイベント、文化行事につきましては、地域の方々の協力が必要ですので、イベントの実施に向け、地域住民の方々の理解が得られるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君

○13番（野口修一君） 何度も同じような質問なのですが、現状報告ありがとうございます。地域も子どもたちもコロナ禍で多くの活動が中止・廃止になりました。しかし、それでよいのかと考えます。前の質問で紹介いただいた網田公民館がやっていた「じんだらじん」の活動は、子どもが関わるすばらしい地域の伝統行事だと思います。地域の特性が出る夏の思い出に残るイベントだと考えます。これは我が家の子どもたちの話です。現在、東京に住む36歳の娘は、小学校時代、宇土の大太鼓フェスティバル子ども太鼓で夏休み前半はいつも太鼓の練習があったことが思い出に残っていると、お盆に帰郷すると話をします。太鼓もですが、各地区にあった盆踊りや神社の子ども奉納相撲は少子化で維持できず、なくなりました。少子高齢化の進む網田、網津、緑川だけではなく、地域コミュニティの維持と子どもとのふれあいづくりに地区公民館に役割が求められているのではと、最近思うようになりました。是非、地区公民館活動でかつて地域で行われていた多様な行事や文化活動の維持復活に、積極的に取り組んでいただくことをお願いいたします。

次のテーマは、ボランティア活動に移ります。私がボランティア活動という言葉を知ったのは、阪神淡路大震災のときだったと記憶しています。当時は、私は熊本で生活し、子どもたちは無認可の保育所に通っていました。そんな時期に阪神淡路大震災が発生し、保護者の1人に神戸市の長田町商店街出身者がおられ、実家が火災で全焼し、再建支援にと保護者で寄附活動をしたことを思い出します。13年前、東日本大震災が発生し、その被災地支援活動は宇土市社会福祉協議会と宇土市役所の御協力をいただき始まりました。そのとき、阪神淡路大震災後に災害ボランティアに行かれた先輩から、ボランティアは行ったところで世話になって活動することはいけない。現地活動の間は、食料も寝泊りも自前で賄うことが必要と厳しく指導を受けました。現地に向かうボランティアたちには、食料も宿泊用具も持って活動してもらいました。私が現地活動に加わった4日間でしたが、5日分の食料と寝袋を含め準備して出向きました。以来、熊本地震の支援活動でのボランティア活動から九州各地で発生した豪雨災害での活動、そして人吉・球磨、芦北を襲った熊本豪雨。今年の能登半島地震のボランティア活動を経験する中で、災害ボランティア活動が少しずつ変化していることを感じています。阪神淡路大震災では、全ての活動用具や費用は自前でした。しかし、被災自治体を中心となり、災害ボランティアの受け入れが始まり、さらに全国の民間からの支援と民間の災害ボランティア団体の活動が活発になり、支援物資だけでなく、活動資金の寄附が定着し、クラウドファンディングで寄附集めをするのが広がってきました。熊本地震後に、宇土市も被害を受けた6月20日の豪雨被害、さらに4年前の球磨川流域の豪雨災害のボランティア活動は、真夏の災害地で体力を使うことに加え、最近の猛暑対策をしつつ、被災家屋での泥出し、家財の運び出しになります。社会福祉協議会での活動では、今は常に休憩を

取りつつ、現地での実際の活動は四、五時間程度に変わりました。なので、最近では民間の災害ボランティア活動が活発になり、長く働くスタッフにはお金を払う有償ボランティアが広がっています。

前話が長くなりましたが、阪神淡路大震災から28年、毎年起こる各地の災害の対応で、特に災害ボランティアについて、これまで市の災害ボランティア対応の状況について、熊本地震とその後の豪雨を検証して御報告いただければと思います。健康福祉部長をお願いします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

まず、市が関与した災害ボランティア活動は、平成23年に発生しました東日本大震災が最初でございました。当時、宇土市内の民間のグループで結成されました東日本大震災熊本支援チームが、被災地へ支援物資を送るため、支援物資の保管場所として市車庫の提供を行っております。

次に、平成28年4月16日の熊本地震の本震の日に、宇土市社会福祉協議会において宇土市災害ボランティアセンターを設置し、その後6月に発生した豪雨災害も含め、7月31日まで災害ボランティアを受け入れました。この間、災害ボランティアをお願いしたいというニーズ総数は455件、災害ボランティア延べ総数は3,226人、1日最大313人を受け入れています。災害ボランティアの活動の流れとしましては、被災者からの災害ボランティアをお願いしたいという依頼の受付後、宇土市社協の職員が被災者宅を訪問し、活動内容の調整や実際に災害ボランティア活動ができるかどうかを確認し、被災者宅へ派遣を行いました。特に、被害が大きかった地域では巡回もしまして、チラシのポスティングや被災者からのニーズ聞き取りを行い、なるべく被災者のニーズに応じた活動を行いました。

続きまして、令和2年人吉・球磨豪雨災害では、宇土市社会福祉協議会が主体となり、7月29日から9月25日の間に、本市から被災地まで災害ボランティアを送迎するボランティアバスの運行を計9回行いました。参加者数は延べ129名で、一般の市民、学生、市職員、それから市議会からも多くの議員の皆様にも参加していただいております。このほか、このバスを利用することなく、直接自家用車などで現地へ行き、ボランティア活動をされている方も数多くおられたと思われま

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君

○13番（野口修一君） 質問内容が長い時間のものに対して、整理して答弁いただきありがとうございます。宇土市の災害ボランティア受入れの状況について、詳しく報告いただきありがとうございます。今回の質問テーマのボランティアに対する市民意識の変化を取り上げたい思いは、皆さんに記憶のある大きな災害に焦点を絞り、少し後話をさせていただきま

す。答弁にありました東日本大震災の支援活動は、宇土市民、特に宇土市役所の皆さんには、施設利用で御迷惑をかけながらも、活動に対して多大な御支援をいただき活動ができました。改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。あの活動が、私の災害ボランティア活動の最初になりました。また、答弁にありました熊本地震とその後の大雨被害で、熊本地震は熊本県下全域の被害が広がりましたが、その2か月後の線状降水帯での大雨では、被害が宇土市や宇城市の県央に集中しました。宇土市が初めて災害ボランティアを受け入れる経験をした二つの災害と思います。4年前の球磨川豪雨での大雨被害では、新型コロナウイルス感染拡大で県外からのボランティアの受入れができず、被災地の状況から人数が足りないと県民全体で危機感があったと思います。宇土市でも送迎バスを出して、ボランティアの移動支援をしましたし、同様に多くの県内自治体も職員派遣だけではなく、民間ボランティアの現地への移動手段を支援しました。熊本豪雨では、私が事務局長を務める災害ボランティア団体、先ほど御紹介いただきました一般社団法人熊本支援チームでは、コロナ禍でアルバイトがなくなった大学生を、1日5千円と食事代1千円を払う有償ボランティア活動をしたという若い人の意見と、活動資金はクラウドファンディングで集める目標2,000万円をやるとういうときに危惧したのは、災害ボランティアは無償の活動というそれまでの常識でした。活動資金は豪雨被害がニュースに出た翌日から支援チームの口座に寄附金の入金が始まっていたので、コロナ禍でアルバイトがなくなった学生支援が目的でしたので、すぐに長期学生は人吉の拠点に15人ほど泊まってもらい、1日だけの活動をするボランティアは桜町のバスセンターから無料のシャトルバスを用意して、9月半ばまで共に活動しました。後話が長くなりますが、今年の能登半島地震では、1月2日に現地に入り、3日から活動を始めています。長期になると予想されたので、常駐スタッフ6人は最初から1日5千円の有償ボランティアとして活動してもらい、初めは支援物資の仕分け、配布活動、3学期が始まると炊き出し活動をはじめ、小学校の給食支援を毎日、食材は東日本大震災の被災活動で御縁のできた宮城県の災害ボランティアが中心になり、東北各県から支援をいただいた食材を仙台で加工し冷凍して、能登町の拠点に送り、各学校の炊き出しに使いました。延べ2万7千食を提供してきました。私も3月11日から15日に、能登の被災地の災害ボランティア活動をしてきました。それもこれも若い人が中心の災害ボランティア団体、熊本支援チームの活動の原点は、宇土市民、宇土市役所にも応援いただいた東日本大震災の災害支援活動です。あの活動があるから、今の活動ができています。本当にありがとうございます。阪神淡路大震災から28年、東日本大震災から13年、熊本地震から8年、災害ボランティア活動は被災自治体のボランティア受入態勢、民間ボランティア団体も増え、その活動を支援する企業も増えています。有償ボランティアの理解が広がっていると感じています。

そこで、次の質問です。前の質問の災害ボランティアだけではなく、身近な日々の生活の

中で行われている地域のボランティア活動、奉仕作業、さらに長期のボランティア活動について、無償ボランティア、有償ボランティアの状況を確認することが必要と思っています。そこで、宇土市ではどんなボランティア活動、奉仕作業があるのか、幾つか例を挙げて御報告ください。健康福祉部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

本市で行われております、無償ボランティア活動の主なものとしましては、災害ボランティア、自主的な地域の清掃活動、中央公園の花植え作業、船場川清掃作業、うと地蔵まつり開催後のごみ拾い、民生委員・児童委員の活動、宇土市社会福祉協議会における買い物付き添いボランティアや歳末助け合い市民の集いにおけるボランティア活動などが該当し、これらに報酬は発生しておりません。

また、有償ボランティア活動の主なものとしましては、宇土市社会福祉協議会で実施している生活応援ボランティアがあります。これは例えば、高齢になって家庭のごみ出しが困難になった依頼者宅のごみを集積所に出す、高齢者が内服薬をきちんと服用したか、遠方の家族からの依頼で確認をするなど生活に密着した活動で、1回500円の報酬が発生し、有償のボランティア活動となります。

このほか、本市土木課で実施している市道等清掃ボランティア支援事業があります。これは、市が管理する道路や水路等を地域の方々で除草、土砂撤去をされる作業に対し、その活動資金の一部として、作業人数と作業時間に応じて5千円から3万円の謝金を交付するものです。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君

○13番（野口修一君） 報告ありがとうございます。いろんな活動が日々行われているんだなあというふうに思います。報告を聞き、いろんなボランティア活動、奉仕活動、それに対して賃金とまでは言えないが、少ない謝礼金という程度の有償ボランティア事業があることが分かりました。特に、長期の役割や短期ですが重労働を伴う作業、命に関わる支援活動には、謝金を支払うことを容認されるように市民意識が変わってきたと思います。前の質問の能登半島地震の災害ボランティア活動で、電気も上下水道もまだ復旧していない厳しい状況で、懸命に支援活動を続ける常駐ボランティア、大体若い人ですが、日当5千円を払うことにも熊本豪雨後の学生の有償ボランティアも、国民に理解されつつあると思っています。この影響は、日常の市民のボランティアに、ほんの少しの謝礼の薄謝を支払ってもよいという意識が広がっていると感じています。地方は若い人材が減り続け、人材不足と言われる時代。ならば、現在いる人たちが協力して地域を支えるボランティア活動は、これから大きな役割

を果たすと思います。私は無償ボランティア活動や奉仕活動はこれからも残ると思いますが、継続的活動や重労働が伴う作業、命を支援する活動には薄謝の御礼が必要と思っています。

次の質問に移ります。私が最初に関わった地域ボランティア活動は、やはり小中学校のPTA活動と地域の子ども会活動でした。中でもPTA活動は、子どもたちの学校生活や学校行事、さらに放課後や夏休み、冬休みの安心・安全な環境づくりが主な目的です。私は小学校PTA役員を4年、中学校が3年、高校も3年関わりました。当時のPTA活動は、基本無償ボランティア活動の意識でやっていました。しかし、PTA会長になったとき、宇土市PTA連合会という組織というか、活動があり、宇土市全体の小中学校が連携し、市教育委員会との意見交換や地区相互の理解のため、年に数回の会合とスポーツ交流などを通して、宇土市全域の子どもの健全育成を目的とするボランティア活動があることを知りました。宇土市PTA連合会の活動は、すごいことをしているという印象を当時から持っていました。それと質問の前にですが、全国でもまれな活動と思うのが、宇土市PTA連合会のOBの活動があります。私は、住吉中のPTA会長をやめてもう17年経つのですが、今も宇土市PTA連合会OB有志の会に参加しています。この活動の中心におられたのが、今年2月に亡くなられた走湯の田代重臣さんです。コロナ禍でお休みはありましたが、今年2月にも宇土市の子ども応援ハートリレーの宇土市内を1周するたすきリレーを開催されました。

前置きが長くなりましたが、宇土市PTA連合会が地域に貢献していると思うので、皆さんに知っていただきたいという思いも含めて、PTA連合会のボランティア活動としての質問ですが、市教育委員会は宇土市PTA連合会の活動をどんなふうに把握し、どう関わっているのか。各学校のPTA役員の連携について、事務局を担当する活動の内容、活動資金も含め、現状の報告と事務局が担う役割について報告ください。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

本市のPTA連合会は、各学校の代表2名の計20名の役員で構成され、市の補助金や、青少年問題を広く協議する青少年育成市民会議からの助成金のほか、各学校単位で構成されている単位PTA会費や各学校からの負担金などを財源として活動しています。

具体的な活動としては、定例の役員会の開催や各学校の校長先生等と意見交換を行い、情報共有や課題解決を図っています。また、PTA活動を活性化させるための各種研修会の開催や研究大会への参加、広報紙の発行なども行っています。

近年は、子どもたちを取り巻くSNS等に係る問題のように、学校単体の課題としてではなく、地域や学校、保護者が一緒になって、横断的に考えていくべき課題が多くなっています。そういった教育問題や子育ての課題に対して、学校や保護者に提言・情報発信できるよう、単位PTAや関係機関との連携を深めていくことがPTA連合会の役割だと考えます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君

○13番（野口修一君） 詳しく報告いただきありがとうございます。改めて確認したところでございます。質問前の執行部の意見交換で確認したのが、市教育委員会が事務局を担当していることと、年間行事の準備・実施で重要なのは事務会計と思いますが、大変とは思いますが今後とも宇土市の各小中学校のPTA活動の意義と市PTA連合会がこれからずっと続くことを願って、御支援をいただければと思います。それと県の宇城地域振興局管内で、宇土市、宇城市、美里町の地域から宇城地域の小中学校PTAの代表で構成する宇城PTA連合会の活動があります。この事務局は、各市町の教育委員会ではなく、PTA活動を経験した人が担当しています。事務局長は個人に委託されていて、会議や交流会・イベント等は市PTA連合会と同様に行われています。宇城PTA連合会の事務局の年間を通しての活動に対して、無償ボランティアにすべきという意見があるそうです。私はその意見に対して、宇城PTA連合会の役員を経験したことと、災害ボランティア団体の事務局長の経験から、市のPTA連合会の事務局は教育委員会が担当していますが、宇城PTA連合会の事務局は個人が委託されていることを知らない人たちの意見ではないかというふうに思っています。宇土市PTA連合会も宇城PTA連合会も1年を通じて金銭管理に各会議、イベントの準備、資料づくりを担当するのは事務局です。自分の仕事とは別に地域活動であるPTA連合会を1年間支える事務局長の仕事は、ボランティア活動に対する市民意識の変化からも有償ボランティアであるべきと私は思います。地域のボランティア活動に対していろんな意見はあると思います。しかし、少なくなる地方の人材の能力をいかに生かすか。どの分野にもある課題だと思います。宇城PTA連合会は宇城地域にとってとても重要なPTA活動なので、役員経験のない方々に知ってもらうために、ここであえて活動を紹介しました。

次のテーマは縄文時代という古代についての質問です。私は歴史が大好きで、若い頃は熊本の偉人や幕末の維新の志士たちの歴史顕彰会等に参加することが多かったのですが、ある時期から日本人はどこから来たのかから、縄文時代に関心を持つようになりました。先月末にNHKラジオ第一のラジオ深夜便朝4時台のインタビュー番組で、東京の国立科学博物館篠田謙一館長が登場され、縄文時代の人の骨から見える縄文人の生活について語られました。朝のウォーキング中に聞いたのですが、本当に話に聞き入ってあっという間に40分が過ぎていました。早速その日の午前中に、議会事務局に行き、駄目元でよいので篠田謙一館長に訪問が可能か問い合わせしてほしいとお願いしました。すると、返事が来て「どんなことについて聞きたいのですか。」と問合せがあったので、内容をお伝えして、暫くすると「8月末、30分ほどなら大丈夫です。」と返事が来ました。本当は質問すり合わせ前に会えればよかったのですが、日程は8月29日14時と決まり、準備は整ったのですが、台風10号で交

通機関がストップして、上京はかないませんでした。次の機会に行くことになりました。なので、篠田館長の縄文時代の質問項目にもありますが、その前に聞きたいことは、以前にも聞いたと思うのですが、後の質問の導入として、今度国から支援の大きな予算が来ましたが、どんな発掘作業とか資料収集とか、後の計画はあると思いますが、それは大分先になるでしょうけれども、今後どんな計画を進めていくのか確認したいので、現状を報告お願いいたします。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

宮庄町にある轟貝塚は、古くから全国的に知られた縄文時代の貝塚であり、縄文時代早期末から前期の指標となる轟式土器の標式遺跡となっております。大正・昭和時代にかけて京都帝国大学や慶應義塾大学等の著名な考古学者や人類学者が発掘調査を行っております。

市では、本貝塚の保存を目的として、平成16年度から13年間にわたって断続的に発掘調査を実施しました。その結果、轟式土器を中心とする多量の縄文土器や石器、人骨等が出土し、当時の人々の暮らしぶりの一端が明らかになりました。このようなことから、令和4年11月、文化財としての高い価値が認められ、国の史跡に指定されました。

現在、本貝塚における発掘調査の計画はございませんが、貝塚の恒久的な保護を目的として、令和5年度から国庫補助金を活用し、史跡指定地の公有地化に伴う土地の買上げ事業に着手するとともに、文化庁や県教育委員会、有識者の指導・助言を受けて保存活用計画の策定に取り組んでおります。

将来的には、歴史公園として地域学習や憩いの場として整備を進めるとともに、近隣に所在する国指定史跡の宇土城跡や市指定史跡の轟泉水道、国指定重要有形民俗文化財宇土の雨乞い大太鼓を収蔵・展示する大太鼓収蔵館等の文化財や施設を一体として捉え、市を代表する歴史観光スポットとしての活用を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君

○13番（野口修一君） お話を聞いてこれからの計画の説明だと思いますが、国指定重要有形民俗文化財宇土の雨乞い大太鼓と一体とした計画とのこと。まだ事業は大分先ですが、縄文時代に考え出された技術が、実はその後の弥生時代や古代の生活に大きく影響していることを篠田謙一館長の話や「縄文時代を解き明かす」という資料の一番最後にある、非常にこれも読み始めたら一日で読み上げたんですけど、非常に面白い本で、こういうことを知らせることで、宇土にたくさんの方が来てくれるといいなというふうに思っています。さらに8月25日午後、NHKBS4Kで国立科学博物館の特集番組があり、最近の研究から展示方法が大きく変わっていることが紹介されました。歴史好き、特に考古学ファンには見たい、

聞きたいというとても内容のある番組だったと思います。答弁から、まだ用地取得や土地整備のほうが先と思いますが、遺跡発掘も必要で、石斧や矢じり・道具も大事ですが、どう将来展示するか、現代の展示手法を知る有識者を早い段階から加え、将来の歴史資料館の展示準備をしていくほうがより魅力的になると思いますので、是非、早期に有識者の協力体制づくりをお願いして、次の質問に移ります。

篠田謙一館長が紹介された本、「縄文時代を解き明かす」の最新の縄文時代研究によると、旧石器時代の後期に氷期がだんだん温暖化して、日本列島と大陸との間に日本海ができてきて、日本独自の縄文時代が始まるところから、弥生時代の始まるところについて篠田館長に質問を出していました。実は、そこで8月28日に再度、熊本都市圏での縄文遺跡を確認するために、熊本市立博物館に行きまして、宇土市周辺の集積状況を確認してきました。一応、市立博物館に許可を取って写真を撮っております。確認して、やはり宇土から城南にかけてすごく集積していることが分かります。そこで、古代文明の解析から宇土市で以前から続けられている市の縄文文化から検証について、確認の意味で報告をしたいことが、将来どんなことに取り組もうとしているのか。最初の質問はこれから大きな計画なんですけど、細やかなイベント等を含めてやることを考えておられるのであれば、それも含めて報告というか、考えをお聞かせください。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

本市では、縄文時代の遺跡が6か所確認されていますが、発掘調査で遺跡の内容が比較的明らかになっているのは、先ほど申し上げた轟貝塚のほか、岩古曾町にある市指定史跡曾畑貝塚が挙げられます。

曾畑貝塚は、縄文時代前期後半の曾畑式土器の標式遺跡として全国的にも知られており、既に明治・大正時代には学会で注目を集めた貝塚になります。轟貝塚と同様に、著名な考古学者や人類学者が発掘調査を行っております。

市は、慶應義塾大学を中心とする調査団が、昭和34年に発掘調査し収集した出土品や写真等について、平成13年度に移管を受けました。これらの出土品や写真等につきましては報告書が作成されていなかったため、整理作業を進め、平成22年度に調査報告書を刊行しております。また、平成24年度から25年度にかけて、貝塚の範囲等を確認するための発掘調査を行っております。

轟貝塚や曾畑貝塚をはじめとする市内に所在する縄文時代の遺跡から出土した資料の公開・活用については、平成13年度に「曾畑・轟貝塚出土遺物里帰り展」、平成23年度に特別展「有明海が育んだ縄文文化」、令和4年度に企画展「轟貝塚発掘調査100年の歴史」を、いずれも宇土市立図書館郷土資料室で開催し、多くの市民や考古学ファンが来場されて

います。また、平成26年度には、轟貝塚の発掘調査に伴い、市内の小学生を中心とする80人を超える参加者による体験発掘を実施したところです。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君

○13番（野口修一君） これまでの取組、特に平成13年、平成23年、令和4年の展示は見学しました。中身のある展示に興味を湧きました。約10年に1度の間隔で企画展が続けられているのは、これからも継続をお願いいたします。小西行長の顕彰活動ではないですが、やはり研究継続はもちろんですが、定期的にイベントの開催はとても大事と考えています。市外の考古学ファン向けではありますが、市民に理解していただき、市外への広報役を担っていただくような企画は必要と思います。古い歴史は郷土への興味から郷土愛につながると考えています。

そこで最後の質問ですが、前二つの答弁を踏まえ、熊本都市圏の中で縄文時代に活発となった宇土地域の縄文人たちの歴史を九州の考古学ファンに向けたアピールについて、これは市民に向けたアピールにもつながると思っています。今後、縄文時代の歴史顕彰について、教育長の考えをお聞かせください。教育長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長、太田耕幸君

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えいたします。

先ほど教育部長が答弁しましたように、轟貝塚と曾畑貝塚は古くから考古学界の注目を集め、それぞれ轟式土器、曾畑式土器の標式遺跡として全国的に有名です。特に、曾畑式土器については、朝鮮半島で出土する楯目文土器との類似性が古くから指摘されており、韓国の研究者にもよく知られております。明治時代以来、100年以上の調査・研究の蓄積があり、関連する調査報告書や論文等の出版物は膨大な数に上ります。

市では、これらの調査・研究の歴史や成果を新宇土市史で詳しく解説するとともに、宇土の今昔百ものがたりや宇土市デジタルミュージアムで分かりやすく紹介しています。また、轟貝塚や曾畑貝塚等の縄文遺跡に関する発掘調査報告書を計8冊刊行しています。これらは、デジタルデータ化して宇土市デジタルミュージアムで公開するとともに、国立文化財機構奈良文化財研究所が運用するインターネットサイト全国遺跡報告総覧で閲覧することも可能です。

また、出土品については、宇土市立図書館郷土資料室で轟貝塚や曾畑貝塚の主な出土品を展示・公開しております。さらに、令和4年に国の史跡に指定された轟貝塚については、一般向けのパンフレットを作成し、広く配布しております。

有明海周辺地域には、轟貝塚や曾畑貝塚のほか、熊本市南区城南町に所在する国指定史跡の御領貝塚や阿高・黒橋貝塚をはじめ、著名な縄文時代の遺跡が数多く分布しております。

今後は、県教育委員会や近隣自治体と更なる情報共有を図り、調査・研究や活用に関する取組を連携して進め、「九州のどまんなか」にある宇土市の縄文遺跡の価値を広く情報発信してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君

○13番（野口修一君） 未来に夢のある活動のお話に関心を持ちます。早くそんな事業が進み、多くの人たちがこの宇土市に、縄文時代の文化・歴史を聞きに来ていただくといいかなというふうに思います。紹介いただいた宇土市デジタルミュージアムや国立文化財機構奈良文化財研究所のインターネットサイト全国遺跡報告総覧のことをもっと知らせて、市民にも理解をしてほしいと思います。今回私が台風10号で会えなかった東京上野の国立科学博物館の篠田謙一館長は、長く佐賀大学に勤務し、古代の人骨を分析してこられました。アメリカに留学していた大学時代の同級生が熊本大学に勤務するようになり、最新のDNA分析器を導入したことのお誘いから、佐賀大学の勤務が終わった後、熊本大学まで車で来て、深夜までDNA分析器で古い人骨のDNAを分析するため週に何度も通ったその何年かがあるから今があると、放送で話されていました。私は九州、特に佐賀県と熊本県に縁のある著名な縄文文化に詳しい研究者と連携して、宇土市の縄文時代の歴史を国内外へ発信してほしいと篠田謙一館長を訪問して申し入れたいと思っています。太田教育長が語られた「九州のどまんなか」にある宇土市の縄文遺跡の価値が、市内外の研究者が協力して、将来、全国から古代の歴史に興味を持つ人が集まるような場所になってほしいと願っています。

最後に、まだ太田教育長の任期は9月30日までありますが、これまで議会質問で、教育文化、スポーツ振興、最近は特にこだわった多様な個性を持つ生徒の教育体制や方法論、それと文化の拠点として図書館づくりに厳しいことも言いましたが、それもこれも教育とスポーツ、歴史と文化のまち宇土市を目指しているのは一緒と思います。市民が誇りを持つことを願って、発言してきました。時には嫌味や愚痴に取れる発言もあったかと思いますが、そのことは最後にまとめて謝りたいと思います。言い過ぎたことは申し訳ありませんでした。それと網津地区の先輩である太田教育長は、長きにわたり教育者として小中学生だけでなく、生涯学習やスポーツ振興にも御尽力いただきました。本当にありがとうございました。これからも、宇土市の子どもたちの成長を応援いただきますようお願いいたします。

最後のテーマに移ります。昨年、網津地域が認定を受けた辺地という人口減少地域を支援する制度について、この指定を受けるとどんな利点があるのかと、以前から、辺地の指定を受けている網田地区では、これまでどんな活用や事業が行われてきたか、幾つか事例を挙げて御説明ください。企画財政部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 企画財政部長、光井正吾君

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

辺地につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、いわゆる辺地法第2条において、「交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他のへんぴな地域で、住民の数その他について政令で定める要件に該当しているものをいう。」と定義されております。

また、政令では、住民の数の要件として、「地域の中心を含む5平方キロメートル以内の面積に、50人以上が住民基本台帳に登録されていること。」などが規定されております。

このような辺地地域とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差是正を図ることを目的として、辺地法に基づき、自治体で辺地総合整備計画を定めることで、公共的施設整備における財政上の支援を受けることができます。

具体的には、辺地総合整備計画に基づいて、道路整備や消防施設の整備など、公共的施設整備を実施する場合、財源的に大変有利な辺地対策事業債を活用することができます。

この辺地債は、事業費に対して充当率が100%で、かつ、元利償還金の80%が普通交付税の基準財政需要額に算入されますので、大変有利な財源になっております。ただし、この辺地債は、国から県への配分、県から市町村への配分というふうな流れになっておりまして、予算総額に限りがありますので、高額な事業費には活用が難しい場合もあるのが現状になっております。

本市では、5年ごとに辺地総合整備計画を策定しており、昨年12月議会では、網田辺地、網津辺地、花園辺地の3地域における、令和6年度から令和10年度までの5年間を期間とする計画について議決をいただきまして、国に計画書を提出しております。

これまでの整備事例といたしまして、令和元年度から令和5年度までに、網田辺地で取り組んでまいりました事業を幾つか申し上げますと、まず、集会施設の整備としまして、今年度供用開始を予定しております網田コミュニティセンター建設事業がございます。

また、観光又はレクリエーションに関する施設の整備としまして、干潟景勝地における展望広場整備事業や網田レトロ館の耐震改修事業に伴う実施設計のほか、宇土マリーナ建屋の防水改修工事などがございます。

消防施設の整備では、小型動力ポンプ付積載車の購入や防火水槽の設置を行っております。電気通信に関する施設の整備では、光通信網の整備事業を行っております。

そのほか、水道施設の整備では、戸口地区の老朽化した導配水管の整備を行い、道路整備では、既存道路の改良舗装や道路の新設なども行っております。

このように多岐にわたる公共的施設整備を行ってきたことで、網田地域における住民生活の利便性向上や観光振興による地域活性化にもつながっているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君

○13番（野口修一君） 詳しく例を挙げて御報告いただき、ありがとうございます。いろいろな基準、規制と予算の上限等ありますが、辺地債の事業の100%とか、あるいは元利償還金80%の普通交付税など、とても良い財源と思います。これから網津で何ができるか、中山間地の耕作放棄地、鳥獣対策、人口減少は進んでいますが、現在住んでいる人たちの居住性を改善する、例えば細い道路に離合箇所を確保するとか、目の前の問題である鳥獣対策でもあるイノシシのぬた場の原因となっている用水路の水漏れの補修とか、細かい目の前の問題も含めて、地域の皆さんの知恵を絞り、幾つかメニューを組み合わせた事業計画を考えていくことが必要と思っています。

そこで、最後の質問になります。今後、網津地区で辺地を利用して、土地開発や道路・農地整備等どんな使い道があるか、事業メニュー等を知りたいので分野ごとに御説明ください。企画財政部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 企画財政部長、光井正吾君

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

今年度から令和10年度までの5年間を計画期間とする辺地総合整備計画において、網津辺地では、道路整備を計画に挙げているところです。

また、網津辺地の整備計画には記載しておりませんが、辺地計画に基づいて実施する辺地債を活用した一般的な事業メニューとして考えられるのは、先ほど申し上げました、網田辺地で実施してまいりました事業メニューのほかにも、交通や通信施設の整備として、農道及び林道の整備、また、教育文化施設の整備としまして、公立の小中学校などに係る学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備、また、厚生施設の整備では、診療施設や保育所及び児童館、高齢者の保健又は福祉の向上、増進を図るための施設整備、母子健康包括支援センターの整備、下水処理施設の整備、農林漁者の生活改善に資するための総合的な施設整備などがございます。

産業振興の施設整備に関しましては、農業、林業又は漁業の経営の近代化のため、共同利用する施設整備や地場産業の振興に資する施設整備がございます。

このほか、電灯の用に供するために設置される発電施設及び送電配電施設の整備などが挙げられます。

このように、辺地指定を行うことで、地域の課題やニーズに合わせた様々な支援を実施することが可能となり、地域住民の生活文化水準の向上に加え、地域の魅力向上や経済の活性化を図ることにつながります。先ほど申し上げましたとおり、予算総額には限りがありますので、高額な事業費には活用が難しい場合もありますけれども、今後も、網津辺地対象地域

における地域住民の生活の利便性向上や新たな産業振興、観光振興のために、効果的な施策を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君

○13番（野口修一君） 詳しく解説いただきありがとうございます。交通教育、農業・林業、福祉系、さらに観光面にも使えそうなので、考えるのが何か楽しくなります。網津の人口減少は、網田同様に減り続けている現状を危機と捉え、今必要な事業は何か、網津選出の議員、区長さんと議論し、ニーズを集め整理し、事業を研究してまいりたいと思います。検討時期が来ましたら、関連する部署へ相談に行きますので、よろしく願いいたします。

これで、私の質問を終わります。今回の一般質問は、障がい児・者の学校と防災、夏休みの子どもと地域、縄文遺跡・文化などについて質問いたしました。執行部におかれましては、簡潔明瞭な回答をいただき感謝いたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） それでは、ただいまから昼食のため、暫時休憩いたします。1時25分から再開いたします。

-----○-----
午後0時22分休憩
午後1時25分再開
-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

12番、榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） 皆さんこんにちは。榎崎でございます。ただいまから通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回は、宇土市環境対策、セキュリティ対策、そして感染予防対策、この3項目を質問させていただきます。よろしくお願いいたします。それでは、質問席に移りまして、質問させていただきます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） それではまず初めに、環境対策について伺います。近年、週刊誌、テレビ等で環境汚染などの問題視されている有機フッ素化合物PFAS（ピーファス）について、どのような物質なのか、その概要についてと国の基準値など現状の説明を伺いたしたいと思います。市民環境部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

まず、有機フッ素化合物PFASについて御説明いたします。

P F A Sとは、有機フッ素化合物のうち約1万種類以上あるとされているペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称で、環境中では分解されにくく、蓄積性が高い物質となります。そのP F A Sの中で、近年特に環境残留性や蓄積性、長期毒性の疑いなどから問題視されているのが、ペルフルオロオクタンスルホン酸、P F O S（ピーフォス）とペルフルオロオクタン酸、P F O A（ピーフォア）です。P F O SとP F O Aは、撥水性と撥油性を持ち合わせていることから、主に撥水・撥油剤、消火剤、コーティング剤等に用いられていました。

国の対策といたしまして、当該物質は、水道法第4条に基づく水質基準項目外であり、厚生労働省が令和2年3月30日、水質管理目標設定項目として、暫定目標値を1リットル当たり50ナノグラムに設定しています。1ナノグラムは、1グラムの10億分の1に相当いたします。また、環境省では令和2年5月28日、人の健康の保護に関する要監視項目に位置づけ、公共用水域及び地下水における暫定目標値を、水道水同様1リットル当たり50ナノグラムに決めました。

この暫定目標値は、体重50キログラムの人が、水を一生涯にわたって毎日2リットル飲用したとしても、この濃度以下であれば人の健康に悪影響が生じないと考えられる水準を基に設定されています。暫定目標値については、現在も国際的に様々な知見に基づく検討が進められております。

なお、人体への影響として、コレステロール値の上昇や発がん、免疫系等との関連が報告されていますが、どの程度の量が身体に入ると影響が出るのかについては、国際的にみてもいまだ確定的な知見はありません。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。テレビや週刊誌などで環境汚染問題が問題視されている中、有害性が指摘されているわけですが、その中で、6月12日、NHKのクローズアップ現代「追跡“P F A S汚染”」有機フッ素化合物による水道水や水源の汚染が各地で見つかり、住民の不安が高まっております。本市においてもこの番組を見て不安に思った方から、電話での問い合わせが幾つか入っているかと思えます。このP F A Sは、撥水性や耐熱性が高いため、多くの工業製品に使用されておりましたが、自然科学環境で分解されにくく、人体や動物に蓄積することが問題視されているわけでございます。2021年に日本で公開された映画「ダーク・ウォーターズ」という事実を基にして作り上げた映画があるわけですが、ちょっと内容を御説明します。アメリカの大手薬品メーカーによる水質汚染の疑いを描いた映画でございます。牧場の牛が次々と150頭ほど死んでおり、調査した結果、大手化学薬品メーカーの工場で作られている有機フッ素化合物P F O Aによる水質

汚染であることを突き止め、それは、テフロンの名で知られている焦げつきを防止するフライパンに使われていたと。人体の影響もあり、裁判では六つの病気に関連する可能性を認める判決が出ております。肝臓がん、精巣がん、潰瘍性大腸炎、甲状腺疾患、高コレステロール、妊娠性高血圧症が起きる可能性を認めているわけでございます。自然界でほとんど分解されず、永遠の化学物質と呼ばれる有機フッ素化合物。岡山県吉備中央町で昨年10月、町内の一部で水道水から極めて高い濃度のPFASが検出されていることが発覚しました。1リットル当たり1,400ナノグラム、国の暫定的に定めた目標値50ナノグラムの28倍でございます。血液検査を受けたところ、PFASの血中濃度は1ミリリットル当たり362ナノグラム。アメリカの学術機関が健康リスクが高まるとする指針値20ナノグラム、大体18倍の方もおり、検査を受けた住民の血中濃度の平均は、健康のリスクが高まるとされる値の9倍以上の結果が出ております。本市にもこの番組を見て不安に思った方が多くいらっしゃると思いますが、ここで、週刊新潮の記事の最後のほうを見ていただければと思います。ここで、全国の209か所のPFASの汚染ハザードマップ一覧のマップの最後のページに、熊本県の資料があります。これを見てもみますと、熊本市だけが記載してあるわけですが、鑑田川、井芹川だけですね出ている、結構50を越えていて熊本市ですごく多いわけですが。では、本市の水道水・工場排水・河川水・地下水の有機フッ素化合物の検査は行っているのか。行っているのであれば、検査結果はどうなっているのか、市民環境部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

まず、水道水の検査状況としましては、先ほど答弁しましたとおり、当該物質は水道法第4条に基づく水質基準項目外となる水質管理目標設定項目であるため、法令上の義務づけがないことから定期的な水質検査を行っていませんでした。

しかし、近年全国各地の水道水において、暫定目標値を超過する事案が多発したことから、令和5年3月に熊本県より検査依頼があり、令和5年度に検査を実施したところです。

検査対象を市内20か所中6か所の水源地とし、塩素消毒前の原水について検査を実施しましたが、全てにおいて暫定目標値を下回る結果となりました。また、残りの14か所についても本年度中に検査を実施するため、本市議会定例会にその予算を上程しているところであります。

次に、工場排水の検査については、水質汚濁防止法により県が管轄する業務となっております。検査は毎年各事業所において、法令に基づき実施することとなっております。検査結果は3年間保管することとなっております。ただ、有機フッ素化合物PFASについては、検査項目に現在含まれておりませんので、昨今の情勢を鑑み、まずは検査項目に有機フッ素化合

物を追加していただくよう、今後、県に働きかけてまいります。

次に、河川水の調査については、毎年度市内定点7か所において検査を実施しております。ただ、工場排水の調査と同様に有機フッ素化合物については、検査項目に現在含まれておりませんので、今後検査項目に有機フッ素化合物を追加することを早急に検討いたします。

最後に、地下水の検査については、毎年度市内定点14か所において検査を実施しておりますが、水道水同様、地下水についても全国で暫定目標値を超過する事案が発生しているため、令和5年度において初めて有機フッ素化合物の検査を追加して行いました。

検査の結果、有機フッ素化合物については、全ての地点で国の暫定目標値を下回り、暫定目標値を超えるところはありませんでした。ただ、14か所中1か所において、0.000006ミリグラムパーリットル、ナノグラムに直すと6ナノグラムというごく微量の数値が計測されました。これは国の暫定目標値の約10分の1程度の数値となります。先ほどの答弁の中で申し上げましたとおり、国の暫定目標値が、体重50キログラムの人が水を一生涯にわたって毎日2リットル飲用したとしても、この濃度以下であれば人の健康に悪影響が生じないという数値だと考えれば、今回の検出数値は、人体に及ぼす影響はないものと推測されます。ただし万全を期すために、結果判明後、直ちに井戸の持ち主には検査結果をお伝えし、飲用を控えていただくようお願いをしております。

なお、地下水についても、昨年度有機フッ素化合物が検出された井戸を継続検査するために、水道水と同様に本定例会に地下水調査に関する補正予算を上程させていただいております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。水道水は令和5年度に検査を実施し、検査対象を市内20か所中6か所の水源地として、全てにおいて暫定目標値を下回っているということですね。また、残りの14か所についても、本年度中に検査を実施すると。残りの14か所の結果が分かりましたら、是非、結果を教えてくださいと思います。よければ、内容的なことも市民の方でやはり心配している方もいらっしゃると思います。こういう結果がいろいろ分かれば、このPFASに対しての結果を広報うとに載せていただければと思っております。また、工場排水の検査については、水質汚濁防止法により、県が管轄をしていると。是非ですね、県に確認をしていただいてこの検査をしていただき、工場排水からPFASが出ているか出ていないか、そして、もし出ているら、どのくらい出ているのか。そういうのをできれば早急にやっていただければと思います。次に、河川水の調査につきまして、毎年度市内7か所において検査を実施していると。ただ、工場排水の調査と同じようにPFASの検査を行っていないと、追加することを早急に検討するというところで、是非検査するよう

になったら、こちらのほうも公表していただければと思います。地下水に関しては、14か所の中の1か所において、僅かばかりの0.000006ミリグラムパーリットル、ごく微量の数値が計測されております。ただしやはり万全を期すために、結果判明後、直ちに井戸の持ち主に検査結果をお伝えし、飲用を控えていただくようお願いしていると。これは適切ではないかと思っております。市民の方で、井戸水のPFASの検査をしたいという方が結構おいでなんです。6万円ほどかかるみたいと聞いております。検査時に市に何かの援助、助成、できればそういうことも検討していただければと思います。また今回、農業用水、ため池の調査は今回質問に挙げておりませんでしたので、調査をしているのであれば報告を、調査をしていなければ、是非早急にこちらの農業用水、ため池、こちらはお米とかにも使う非常に大切な水でございます。是非ですね、検査をしていただきたい。また分かれば報告をしていただきたいと思うわけでございます。

岡山県の吉備中央町で発生したこのPFAS汚染は、地域住民や環境への影響が懸念される重大な問題でございます。汚染源の調査が始まり、山の中に野積みされていた使用済みの活性炭、汚染物質の除去に使われた活性炭がリサイクルのために場所を移動し、移動先で新たな水汚染を生み出しております。活性炭は優れた吸着性能により、水処理や空気清浄などに現状で幅広く利用されているものでございます。水処理においては、活性炭がPFASなど有害物質を効果的に吸収し、水から取り除くため、重要な役割を果たしています。下水道、上水道、一般的に使用する活性炭の処理方法についてはどうなっているのか。特に、一般家庭での使用済みの浄水器のフィルターは、本市ではたしか埋立ごみとなっておりますが、可燃ごみに区別できないのか、市民環境部長にお伺いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

まず、上水道におきましては、原水の水質が良く安定していることから、活性炭を使用した水処理は行っておりません。

次に下水道におきましては、終末処理場において、臭い対策として活性炭を使用しております。これは、汚水処理過程において発生する下水道汚泥のアンモニアや硫化水素系のガスを活性炭に吸着させ、脱臭処理するものとなります。使用する活性炭は、時間経過とともに吸着力が低下しますので交換を行います。終末処理場では5年に1回程度交換を実施しております。

使用済み活性炭は、納入業者が持ち帰り、再生するための施設において、付着した有機物を900度の高温で処理し、再生活性炭としてリサイクルされています。

最後に、一般家庭で使用する代表的な活性炭として、浄水器のフィルターがありますが、その処理方法としては、埋立ごみとして排出することとしております。埋立ごみについては、

宇城クリーンセンターに集められ、まとめて最終処分場で埋めて処分を行っている状況です。

一般家庭から排出されるごみについては、宇城地域で統一した処分を行っており、また焼却施設である宇城クリーンセンターの処理能力にも関わってくるのですが、先ほど議員からも御紹介がありましたとおり、全国的にみると、再利用するために保管されていた活性炭が原因とみられる暫定目標値を超過した地域もあることから、議員から御提案のありました可燃ごみとしての加熱処理による処分方法につきましては、今後、宇城広域連合や宇城市、美里町と協議を行い、宇城地域全体で検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。環境省は今年8月に、PFASに関する今後の対応の方向性を踏まえた主な取組を打ち出しております。その中で、活性炭に関する技術的知見の充実、水処理に広く活用されている活性炭について、適切な取扱い等に関する知見を整理するよとということ、通達があっているわけでございます。家庭用の浄水器のフィルターだけ埋めているということ、是非ですね、広域連合と話し合って可燃ごみの加熱処理の処分方法に変えていただきたい。熊本市では、実は家庭の浄水器のフィルターは加熱処理での処分方法でやっているわけでございます。早急な検討をよろしくお願いします。

次に、セキュリティ対策について伺います。まず初めに、セキュリティ対策及び個人情報漏えい対策について伺います。最近では、マイナンバー制度の施行や情報セキュリティに対する社会的要請が高まり、情報通信技術の広がり等を考慮し、最新の時代、状況に対応するため、本市でも情報セキュリティポリシー、セキュリティの対応、対策、要綱及び本市の情報セキュリティ対策基準の改正が行われたことだと思います。今年5月、神奈川県相模原市で、10日、特定非営利活動法人の情報が閲覧できる内閣府運営サイトに、公表対象ではない6法人、80人分の住所の掲載ミスがあったと発表がっております。熊本市でも昨日、同姓同名の別人に書類を誤送付。職員が照合作業を怠っております。住民基本台帳をはじめとする各種証明書発行等、窓口関係での事務処理のヒューマンエラー対策、市で利用するシステム関連のセキュリティ対策、先日発生したホームページの障害への対応について伺いたいと思います。市民環境部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

住民票の写しなどの証明書交付におけるヒューマンエラー対策といたしましては、申請者からの請求に基づき、職員が住民基本台帳システム等に必要な事項を入力し、間違いがないか確認後、証明書を発行します。その後、別の職員が再度証明書の発行内容について間違いがないか確認を行います。その上で、申請者と請求した証明書の種類、記載事項、交付枚数

等と一緒に確認し、間違いがなければ交付することとしております。このように、証明書等の誤交付による個人情報漏えい等が発生しないよう、複数回の職員によるチェックを経て交付しております。今後も引き続き、間違いがないよう努めてまいります。

次に、システム関連のセキュリティ対策としましては、市で利用するシステムは、専用回線やクラウドの利用等により、現状で可能な限りの対策を講じております。

また、先日発生しましたホームページの障害につきまして、一時的ではありましたがホームページが閲覧できない状況となり御心配をお掛けいたしました。この件につきましては、海外からの日本企業等へのDDoS（ディードス）攻撃によるもので、その対象の一つとして、本市ホームページへ主に海外からのアクセスが集中したことによるサーバーへの負荷増大が原因となっており、現在は事象が改善されています。現在は、アクセスの状況を監視するためのツールを導入しており、早期対策を講じられるよう対応を行っております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。この個人情報の漏えいの一番の原因はヒューマンエラー、人間の脳の情報の処理過程で発生するために、完全になくすことはできないと思います。そのために職員の教育や機械の整備、作業環境の改善などを組み合わせた複層的な対策を行う必要があるかと思えます。エラーが多い業務の見直しや効率化を行うヒヤリハットの報告や、共有を徹底するコミュニケーションを活発化するエラーが起きにくい仕組みづくりを行っていただければと思います。また、システム関連のセキュリティ対策については、今後も可能な限り対策を講じていただきたいと、よろしくお願い申し上げます。

次に、LINEのセキュリティ対策について伺います。日本人の約8割、約9,600万人が利用している無料メッセージアプリLINE。新しいコミュニケーションツールとして2012年頃から一気に市民権を獲得。写真やフィルムを簡単に送れる機能やキャラクターのスタンプなど、人気を博しております。日本人の生活に不可欠なアプリとなっております。今では、中央省庁、地方自治体もこのLINEアカウントを開設しているわけでございます。とにかくLINEは、政府も公式サービスを提供する日本人の通信インフラになっているわけです。私自身も家族と少人数の方とのやり取りは利用させていただいておりますが、仕事では、セキュリティが高いクラウド型ビジネスチャットツールLINEWORKSを利用しているわけでございます。不思議とLINEについては余り騒がれないんですけど、昨年11月に韓国でネイバーがサイバー攻撃を受け、そこから日本人のLINEユーザー51万人分の個人情報が漏えいしたと発表しております。果たして大丈夫なんですかねという気持ちも持っているわけでございます。本市におきまして、今年度800万円ほどの予算を投じて公式LINEの拡張を行っているわけでございます。本当にセキュリティの対策は万全

なのか。また、職員の中で、個人のLINEを利用して仕事に使ってはいないのか。会社、企業などが、個人LINEを仕事で使うことは禁止している企業がほとんどであります。データ管理の制限と危険性は、この個人のLINEの場合、利用契約プライバシーポリシーは主に個人利用者向けに設計されており、そもそもLINEのデータがこの端末に保存されており、使用はビジネスチャットにはあり得ない特徴であり、私は危険性が伴うような感じがいたします。個人LINEの業務での使用について、また、公式LINEのセキュリティ対策について伺います。総務部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

本市が8月にリニューアルしました公式LINEは、官公庁専用のアプリケーションとして開発・提供されているものです。このアプリケーション上に入力されたデータは、政府のセキュリティ要求を満たすクラウドサービスを評価する制度ISMAP（イスマップ）に登録されたクラウドサービスに保存され、国内のデータセンターで管理されております。個人が使用する一般的なLINEシステムにデータが保存されることはなく、LINEシステムへの不正アクセスによるデータ漏えいのリスクがないことから、自治体のニーズに応じた安全で信頼性の高いアプリケーションとして、8月時点で270を超える自治体で利用されております。

また、市側における不正アクセス防止策として、グローバルIPアドレスを用いたアクセス制限を行っています。さらに、管理画面へのログインIDを部署や業務ごとに設定し、ログインIDごとに実装できる機能や閲覧可能なデータを制御することで、市役所内におけるセキュリティ対策の強化を行っております。

なお、多くの職員がプライベートで一般的なLINEシステムを利用し、業務においても職員間の連絡、日程調整等で活用しています。そのような中、情報漏えい対策として、令和3年5月には、職員個人アカウントで個人情報、機密情報を取り扱わないよう利用方針を定め、通知しているところです。

LINEに限らず、SNSのツールは、いまや広く浸透し、社会経済活動や日常生活に欠かせませんが、人的ミスによる情報漏えいの危険性が高いものでもあります。職員としての守秘義務については、日頃から意識を高く持っているところですが、先日改めて、全職員に対し、個人情報の取扱いについてLINEの利用も含めて注意喚起を行ったところでございます。今後も時期を見ながら職員への周知を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。この個人情報の取扱いについては、LIN

Eの利用も含めて注意喚起を行っていただきたい。また、個人のLINEに関しましては、規約等をつくることを御検討ください。個人のLINEの設定で気になる箇所がありますので、ちょっとお知らせします。御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、ちょっと時間をつくって話をしたいと思います。このホーム画面の設定からプライバシー管理に入ったところに、このレターシーリングというのが入っているわけですが、大体ここを最初に開きますと、オンになっているわけですね。ここは必ず確認していただきたいと思います。メッセージが暗号化された状態でLINEサーバーに保存されますので、LINEの個人情報の流出事件及び再び起こった際にも、メッセージが暗号化されているわけで安全であります。ただし、注意点としましては、自分だけがオンの状態では意味がなく、やり取りしている相手もオンになっていないと必要がないということです。ちなみに設定自体は以前はなかったのですが、LINE自体が韓国の管理したアプリであることや、中国の度重なる情報漏えいを繰り返したときの対策として、この機能が追加されたという情報を聞いたことがあります。そもそもなぜオフにできる機能が付いているのか。全員強制的に暗号化させてしまえば、セキュリティを無理矢理上げたほうが良いと思うのですが、ここは不思議でなりません。是非、チェックをしておいてください。また、初期状態での位置情報の取得の許可、ここも必ずオンになっています。チェックが入っているかと思うんですけど、皆さんに情報を吸い上げていいですよという質問に対して、強制的に最初から同意させられている状況になっています。位置情報の取得を許可する、詳細を開いてみますと、本設定をオンにした場合、LINE画面が表示されている際に、当社は利用の端末位置情報と移動速度を取得することがあります。例えば、私がお家から携帯を持って出ます、というぐらい移動しているところが分かるわけですね。そして熊本市内の辛島町のビルに入ります。3時間したら隣のビルで昼食、すき家に入ります。そこでLINEのアプリの50円割引の牛丼を買います。そしたらもうLINEに情報が入るわけですね。牛丼を食べたと、どの牛丼を食べたと。その後、LINEの無料電話をします。そしたら誰にかけたかということもすぐ分かります。そしてLINEのいろんな記事が出ます。タップします。例えば、大相撲大関正代初優勝とか。すると、その情報が全部入っていくわけですね。いつの間にか知らずして抜かれている場合があります。そういうことを知っていてやるのはいいんですけど、知らずしてやっている方も多いんじゃないかなと思います。先ほどもちょっと女子大学生にお話をしたら、「こういうことがありますよ、知っていますか。」と言ったら、「いや、全然知りません。」というような話で、若い方は当然知っているかなと思ったけど、若い方ですら気づいていない方もいらっしゃる。ですから、こういう部分は何かしらのあれで高齢者の方も知らないと思いますので、是非、何か宇土市でそういう勉強会とかやられたらいいのかなと思っております。

それでは、最後の質問でございます。新型コロナウイルス感染症とワクチンについて伺い

ます。秋冬に行われる予定の定期接種は、これまでのワクチンと異なり、少量で有効性が高く、副反応が少ないという次世代型mRNAワクチンというものがあると聞いたわけですが、具体的にどのようなものなのか。これまでのワクチンとの違いや臨床試験期間などをお尋ねいたします。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

令和6年秋冬接種に使用するワクチンに関して、国は今秋冬は、令和5年秋冬に流行したオミクロン株JN.1型の変異が継続すると想定して、WHOが推奨するJN.1型系統1価ワクチンを使用することと示されています。これに該当するワクチンとして承認されているワクチンはファイザー社、モデルナ社から販売されるmRNAワクチンの2種類です。つい先日、9月2日に開催されました第35回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会研究開発及び生産・流通部会によりますと、このほか、現在3種類が薬事承認中となっております。

檜崎議員が御質問されました次世代型mRNAワクチンとは、Meiji Seikaファルマ株式会社が、現在、薬事手続中であります自己増幅型のレプリコンワクチンのことで、同社が発行しました報道関係向けのニュースリリースによりますと、2023年11月に、SARS-CoV-2による感染症予防、SARS-CoV-2というのが今回の新型コロナウイルスのことですが、それを目的としました成人の初回免疫及び追加免疫における国内製造販売承認を取得しております。このワクチンの特徴として、新しい技術により細胞内にmRNAが送達されると、自己増幅されるように設計されたもので、既存のワクチンよりも少ない接種量で長期間、6か月ですが、効果が持続するとされております。また、令和6年秋冬定期接種に向けた約1年間の臨床試験期間を経た結果、ワクチン接種後に免疫反応が強まるまでの期間である増幅期間は短期であり、安全性に問題は認められないとメーカーは発表しております。

今後、新たな情報が入り次第、接種を検討される市民の判断材料となるよう、情報提供に努めてまいります。なお、今年秋冬の接種につきましては、季節性インフルエンザワクチンと同様に、接種医療機関が選択して購入、使用されることとなります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 檜崎政治君

○12番（檜崎政治君） ありがとうございます。今回のワクチン接種の答弁に関しましては、実は二転三転したわけですが、なぜかといいますと次世代型mRNAワクチン、通称レプリコンワクチンと言っているんですけど、次世代型mRNAワクチンの頃、Meiji Seikaファルマ株式会社が現在、薬事手続中であるということ。また、自己増幅型のレプリコンワクチン、これは前回今中議員が、この件については詳しく話をしていたかと思

ます。私自身は、今年の秋には絶対に間に合わないと思っているわけです。なぜなら、このレプリコンワクチンは昨年秋に認証されておりましたが、起源株このデルタ株が対象で、オミクロン株には使用できないということが分かっていたので、秋の接種は無理だと思っていたんですけど、実は厚生労働省は今年2月ということ、3日前に会議があり、その資料も昨日見たんですけど、現在承認中ということで、こちらのほうを見たらいいと思いますけど、予定では使用提供が10月1日からということで、製造別販売企業申請等がそんなに長くかからない、今までもこの部分はすんなり通っているということで、ちょっと驚いております。既存のワクチンよりも少ない接種量で、長期6か月間効果が持続するとされています。令和6年秋冬定期接種に向けた約1年間の臨床試験期間を経た結果と。ただ、この臨床の人数は何名か皆さん御存じでしょうか。実は425名なんです。425名の日本の方に臨床しているだけ。ベトナムのほうで1万6千人行ったという話も聞きますけど、日本人でやっているのはこの425名でございます。これは少ないと思いませんか。この増幅期間が短期であり、本当に短期なんだろうかとというようなこともちょっと疑わしくなるわけでございます。あまりにもこの臨床人数が少ない。安全性には問題は認められないとメーカーは発表しているわけですね。果たしてこの425名の臨床で大丈夫なのか。世界で初めてのワクチンである新たに第一三共、武田薬品工業、この武田薬品工業は組換えタンパクということで、これは不活化ワクチンだと私は思っています。以前から製造会社はファイザー、モデルナ、今回合わせて承認が得られれば5社提供であります。その一つがレプリコンワクチンであります。このワクチンの種類を決めることができず、病院側で決めると、接種する方向になるかと思えます。私自身はこのレプリコンワクチンは控えたほうがいいのではないかと、本市でも検討することを考えていただければと思うわけです。ただ、結構ちまたでも、このレプリコンワクチンはちょっと気を付けたほうがいいのかというような噂とか反対派がたくさん出てきているわけで、もしかしたら、これだけちょっと時期がずれるのではないかなというような気持ちを持っています。そのときには、私自身はどうせ打たれるのであれば、このファイザーとモデルナを最初に打っていただければなど。ここではレプリコンワクチンは427万回、ファイザーとモデルナは2,527万回ということでございますので、そういうことも考える必要があるのかなと。これは、今中議員は全部打たないほうがいいのかと多分言われると思いますけど、私自身としては、是非ここは検討すること。またいろんな方がいろんなことを検討されていらっしゃると思いますので、そういう方向にいけばなど私自身は思っているわけでございます。是非、考えていただきたいと思えます。

それでは、この資料4を見ていただきますと、一番最初ですかね、コロナになっていますけど、これはインフルエンザとの区別とか書いてあるとおおり、これも今中議員が前回、前々回出された資料と同じかもしれません。オミクロンになって弱毒化し、重症化しなくな

ったわけですが、ただここに出てます60歳未満はインフルエンザと変わらないわけですが、60歳以上の方の致死率は、重症化しないのに亡くなっている方が高いということが出ております。これはどういうことでしょうか。私が知っている介護施設では、昨年秋に入居者がコロナクラスターにかかって、8名の方が感染したわけですが、そのうち半年でだんだん体調が崩れて、6名の方が亡くなっております。直接コロナには原因はないわけですが、持病が悪化したり、体力がだんだん落ちてきたりとか、あと何か急に私からしてみれば、半年間の中で、中には3か月間、1か月間の方もいらっしゃるかもしれませんが、非常に不思議だなという私は実感をしたわけでございます。2022年のこの超過死亡、これは年間過去最高で12万人でございます。2023年は超過死亡は実は上がっているようには見えませんが、予想を上げているので増えているように見えませんが、2022年よりも亡くなっている方が多いわけでございます。今、私たちに何が起きているのか、これは実は私も言いますが、すなわち免疫力の低下ではないでしょうか。コロナ禍に緊急事態宣言で外に出なくなり、体調不良や糖尿病や高血圧、いろんな疾患が増えております。私は、免疫力の低下が一番の原因という気持ちを持っております。その原因が、もしかしたらコロナ感染かもしれませんし、ワクチンかもしれません。また、食品添加物あるいは遺伝子組換えの食品、農業の農薬、この3種類の使用量は、実は日本が世界一でございます。また、先ほど話しましたPFASが原因かもしれません。がんの発生率、死亡率はアメリカは減少しておりますが、日本は増えております。検査の結果が多くなったから、がんが増えたんですよとよく執行部とか保険会社の方は言われますが、ただ死亡率は増えているんですね。亡くなっている方は、アメリカよりもはるかに多いわけでございます。間違いなく、日本の免疫力は下がっております。免疫力アップ、そして病気にかからない体づくり、体の中の不要なものを自分にとって外に出すことをデトックスと言いますよね。腸内デトックス、本市で免疫アップの病気になる体づくり、健康づくりを是非立ち上げていただいて、市長自らアクションを起こしていただきたいと思うわけですが、市長の意見を聞かせていただければと思います。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、感染症が社会のあらゆる面に大きな影響を与える脅威であることを明確に示す出来事となりました。感染症の予防の重要性が非常に高く認識されるようになったことでもございます。

現在の世界的な感染症の発生状況を見ますと、SARS、インフルエンザ、エボラ出血熱などの新興感染症がまん延をして、これらの感染症は、気候変動やグローバル経済の進展、人々の移動などの要因と相まって、世界中で広がるリスクがあり、遠い世界のことではなく、いつ起きてもおかしくないという気持ちで対応を検討しておく必要があると思います。コロ

ナのと看もそうでしたが、何か感染症が広がって、特効薬があるかといったら、ない状況で迎えてしまう。特に新しいウイルスにとっては、そういった部分が非常に危惧されるところでございます。

今後も基本的な感染症対策の徹底、このあたりはコロナのときも言われて、効果がないと言われる方もいらっしゃるんですけども、手洗い、うがい、マスクだとか換気だとか、こういう自分でできる感染症予防対策がございまして、こういうものを徹底していただくということと、予防策として、有効なワクチンがある感染症に関しては、ワクチン接種の機会の提供や推奨などに努めていかなければならないと考えております。そしてまた、今、檜崎議員からもお話がありました、即効性はないかもしれませんが、予防の観点から考えますと、ウイルスに打ち勝つ身体づくりはとても重要だと思います。ワクチンを打っておけば病にかからないなんていうことは絶対にないし、ワクチンにも当然副作用等も考えられますので、時間はかかっても元気な体をつくる、多少のウイルス等には負けないような体をつくることを心がけるといふのは、もう基本的な予防の最終策なのかなと思っているところであります。

そんな中で、特に感染症といふのは、加齢や疾病によって免疫力が低下するとかかりやすくなりますので、歳を取ったらかかりやすくなるのかもしれませんが、自分で自分自身の体の状況をまず知ること、これは健康診断と検診等も役に立つと思うのですが、現状をしっかりと認識してもらい、しっかりと検診を受けてもらい。その上で、健康づくりに取り組む。自分自身の状況を知った上で、自身の免疫力を高めるためには何ができるのか。そういった取組を行っていかなければならないのかなと思っております。じゃあ、具体的に何なんだということになるのですが、実際に免疫力を高める取組ということで、私もいろいろ調べるといろいろあって、食もありますし、運動もあります、意識の面等いろいろなことがあります。だから、いろいろあるからこれを全部やりなさいなんか言っても、なかなか住民の皆さんには分かってもらえないと思うので、やはりインパクトを持つようなものに重点を絞って、取り組んでいくというのが非常に重要になるのかなと思っております。ただ、具体的に何に絞ってというところまでいっておりませんが、これからやはり免疫力が重要なんだということ、住民の皆さんに理解してもらい。そのためにこういうことが有効なんです、こういうことをやってみませんかということ、行政として強くアピールできるような施策につなげていきたいなと思っております。

そんな取組をこれまで少しはやってきたのですが、広報に載せたぐらいだったので、もう少しそういったところに力を入れて、市民一人一人が健康で安心して暮らせる環境を目指しながら、今後も市民の皆様と協力し合って、感染症対策についても強化してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。自分の経験を基にちょっとお話をさせてください。実は、私の母はちょうど今度100歳になるんですけど、コロナワクチン接種をどうしても施設に行かなくちゃいけないから、3回打ちましたけど、あとは3回しか打っていないんですけど、一度もコロナにはかかっておりません。私が14年間介護施設で夜勤の仕事をやって、いろんな方を見てまいりました。特に、ここでちょっと話じらいんですけど、便ですね、うんち。100歳とか90歳とか元気な方はもう本当にびっくりします。バナナみたいな便をされる、本当ですよ。この人がしたんだろうかと。もう小っちゃい人がですね。ということはやはり腸はすごく健康なんでしょうね。もう五、六百人の便を見たかもしれませぬ。あともう一つが、朝方、寝たきりの方はもう大パッドで、もう夜中起こさずに尿をパッド全部付けて外すんですけど、やはり健康な人はですね、おしっここの量が多い。びっくりします。夜中1リットル以上は出ています。それぐらいやはりおしっここと排便というのは、非常に健康のために、また免疫力を上げるために非常に大事なんじゃないかなと思うわけでございます。ここはですね、皆さんも知っておいていただければと思います。これからの取組、いろんな計画を練って、市民が一人一人健康で安心して暮らせる環境を目指して、いろんな形で整備していただいて、市民の皆さんが協力し合う感染症対策、また疾病対策を講じていただければと思います。

これで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。2時30分から再開いたします。

-----○-----

午後2時18分休憩

午後2時28分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

7番、今中真之助君

○7番（今中真之助君） こんにちは。宇土市政研「志」の今中です。通告に従い、質問させていただきます。今回は4項目、一つが、もはや定番となりました新型コロナウイルスとワクチンについて、そして二つ目に、災害を想定した水確保について、三つ目に、地方自治法の改正について、四つ目に、JR三角線の利活用について質問させていただきます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） それでは、午後の大変眠たいひとときだと思いますけれども、極力滑舌よく、スムーズにやっていきたいと思いますので、御理解をよろしくお願いいたします。

それでは、早速質問させていただきます。まず、新型コロナウイルス感染症とワクチンについてです。6月議会で質問した際、秋冬定期接種について、有効性やエビデンスが示されていないということでしたので、その後、国からどう示されたのかをお尋ねいたします。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

先ほど、樫崎議員の御質問にお答えしましたとおり、新たな情報としましては、国は令和6年秋冬接種に使用するワクチンは、抗原株はSARS-CoV-2オミクロン株JN.1系統を使用することと示しております。これにより、先月30日時点で薬事承認が済んだ2種類と、現在承認中の3種類があることが分かっております。

なお、今秋冬に使用するワクチンの有効性や安全性等のエビデンスについては、治験や国内外の研究報告を踏まえ、厚生労働省専門部会において十分な審議を経て、薬事承認されております。これから薬事承認されるワクチンも含めて、ワクチンの有効性やエビデンスについて新たな情報が入り次第、市ホームページや広報等で情報提供を行うことで、接種を検討される市民の判断材料となるように周知啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。なるほど、はっきりまだ示されていないということです。皆さんも本当によく考えてほしいと思います。まだどんなワクチンを打たされるか分かっていないんです。そして、ワクチンの有効性や安全性等のエビデンスについては、治験や国内外の研究報告を踏まえ、厚生労働省専門部会において十分な審議を経て、薬事承認されていますというふうに答弁がございましたけれども、治験は通常10年から15年かかるんです。前回のワクチンも特例承認という言葉で皆さん騙されたというか、そういう言葉でそそのかされてワクチンを接種したんですよ。そもそも危ういものだというふうに思っています。2021年に皆さんが打ったワクチンは、僅か1年でできました。そして今回のワクチンの人体での治験結果は、先ほど樫崎議員の質問でも少し触れられましたけれども、公式では余り出回っておりませんので、公に言うことはやめておきますけれども、あり得ない結果が出ているらしいんです。実際近くの病院でも治験されて、何人かが亡くなっているということでございます。そしてなぜか不思議なんですけど、日本人だけなんですよ、日本だけなんですよ、今回の次のワクチンを打たされるのは。そして65歳以上。打つのは自由です。でもですね、そこに税金が投入されているんです。もちろん治験や研究費に

も投入されておりますが、1回当たり1万5,300円の費用のうち、8,300円が国、そして前回、私と西田議員以外の議員がみんな認めた市からの補助金が4千円。まだ1か月前ですよ、早くて。どんなワクチンか分からないのに反対した側としては、やはり腹立たしいんです。よく分かっていないワクチンを打つということに関して。もちろん、市は国から指示が来て準備はしないとはいけませんから、市の見解は尊重いたします。それから、檜崎議員もお示したレプリコンワクチンの危険性、まさにそのとおりだと思います。

2番目の質問は、檜崎議員の御答弁で理解をしましたのでカットさせていただきますが、補足はさせていただきます。資料を見てほしいと思います。この「STOP! 自己増殖型レプリコンワクチン」とあります。前のワクチンも私は危険性を訴えておまして、このような感じのものはよく出しておりましたけれども、ここにいるこの専門家たちは、以前から嫌われながら、いろんなデマだデマだって言われながらも、自分たちの研究結果に基づいて警鐘を鳴らしてきた専門家です。結果、この方たちが言っていることが事実だったわけです。それまでの政府やメディアが推薦したといたしますか、よくテレビに登場した専門家の言っていることは嘘だったじゃないですか。感染は2回打てば大丈夫とか、それでもう感染しないとか。今度は感染し始めたから、重症化しないとか。でも重症化して亡くなっている人はたくさんいるわけです。まだまだ寝たきりの人もたくさんいらっしゃると。そのような感じで、その方たちも引き続き、このレプリコンワクチンはこのような危険があるんだよということで訴えているわけでございます。そしてこちらの皆さんの、この方分かりますけれども、立憲民主党の原口一博さん、佐賀県の国会議員でございます。この方は、ワクチンを信じて打って、がんになられたんです。はっきり自分で、「ワクチン接種後、おかしくなった。」と言っておられます。ただ、同僚の超党派の議員の仲間から、こうしたほうがいいですよというふうにいろいろ医者とか施し方等を示されて、それで復活を遂げられました。議会とかでも頭の髪の毛が無くなりましたので、わざと示せるように、そういう状態でも質問されている動画も残っております。このように、ちょっと激しめの本も書かれています。私のような人を増やしたくないからということで、このようにされております。そして次に紹介したいこの文章、長いですが、少なくともこの赤字のアンダーラインのところだけは読んでほしいと思うのが、こちらは日本看護倫理学会の理事長が緊急声明という形で、次のワクチンは、これだけ危険なんだということを示されているわけでございます。これだけ立場がある方も警鐘を鳴らしているのが、次のワクチンでございます。市長が取り組んでおられた健康寿命を延ばすための取組、こういうのがすごい施策だったのに、これがこういうふうにはワクチンを接種して、病気になられたりとかして、医療費が上がっていく、このように崩れていく姿を見て本当に悔しいです。恐らく医療費のことに関しては、今回言及していませんけれども、恐らく上がってきているのではないかとこのように推察いたします。先ほど檜

崎議員もおっしゃっていましたが、もちろん市長もおっしゃっていましたが、やはりコロナ対策は、免疫力向上に尽きるというふうには私は思っています。ステイホームや人と会わないことだったり、マスクをはじめ、過剰な対策が、真面目な方たちの免疫力を下げたのではないかとこのように思っています。私は我が身をもって体現しています。毎年、年に三、四回風邪を引いていたんです。体温もいつも36度以下でした。コロナ禍になって、絶対感染しないぞという意気込みで、政府やメディアが主導した過剰な感染対策に頼りきることなく、政府やメディアが推しに推した専門家や政治家が進めた過剰な対策を信じることなく、批判されながらも真実を言われていた専門家の進めた対策を施すことによって、いまだに私はコロナはおろか、インフルエンザにも感染していません、46歳ですけども、今に至ります。ワクチンも接種することなく、マスクも必要以上にすることなく、ただただ私は免疫力を上げようと湯船に長くつかって、発酵食品をいつもより多く食することで体温は上がって、今は平熱36度3分とか4分です。この4年間体調不良は二、三度あるかないかです。ポン酢を舐めて陽性反応が5倍以上に上がるような、以前も言いましたがパーチクリン検査薬、PCR検査ですね。これをやったことがないから感染していないと豪語できるかもしれませんが、基本はやはり免疫力向上だというふうに思っています。今後、健康施策をする際は、変なワクチンで防御することありきではなくて、予算がかかるような施策ではなく、この基本中の基本に立ち返ったことを基軸として施していただくことをお願いして、次のテーマの質問に移ります。

2番目、災害時を想定した水確保についてです。防災井戸の計画についてですけれども、現在、設置済みの箇所と今後の計画を示してほしいと思います。また、設置済みの井戸の執行予算も御報告ください。総務部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

防災井戸は、災害時における水の供給源として非常に重要な役割を果たします。

特に地震や洪水などの自然災害が発生した際は、上下水道施設が破損し、上水道から水の供給が途絶える可能性や下水道に排水ができない可能性がございます。

このような状況において、防災井戸は地域住民にとって貴重な水源となり、生活の維持や救助活動において不可欠なものであると承知しております。

8年前の熊本地震では、水道施設が被災し、断水が発生したため、トイレの水が流せないなど、生活用水が不足する事態が発生しております。

このため、発災後の避難所等における生活用水を確保して、避難生活が長期化した場合でも生活が送れるようにするため、平成30年3月に策定した宇土市復興まちづくり事業計画を基に、主要指定避難所に手押し式防災井戸の整備を現在進めているところでございます。

その後の進捗状況としまして、令和3年度に工事費約1,150万円で網津防災センター施設内に1基、令和4年度は、工事費約2,430万円でecowin宇土アリーナ施設内に1基、花園小学校施設内に1基整備をしております。令和5年度は、工事費約3,530万円で市役所庁舎駐車場施設内に1基、走潟小学校施設内に1基整備をしております。

また、本年度10月竣工予定の緑川小学校施設内の整備をもって、市の主要指定避難所への防災井戸の整備計画は完了し、計6か所に手押し式防災井戸を整備したことになります。

今後につきましては、宇土市地域防災計画に基づき、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保し、有効活用できる体制の構築に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。災害時は様々な不測の事態を想定して、平時に施策を施すことがこれまでの災害を通じて我々は学んでいます。もちろん、この防災井戸も必要だからこそ設置されて、議会でも認めたわけでございます。しかしながら、様々な不測の事態を想定するには、それで事足りるとは思いません。上水道が至るところで使えない事態となった場合、公の防災井戸に市民が群がることは想定され、おそらく不要な争いや水道の制限も設けられることでしょう。市民の命の水を担保するためには、至る地域で分散して水の確保が可能になることを望みます。そこで、まず私は大自然や先人たちが施してくれた湧水地の活用ができないかと考えます。市内にある湧水地や企業並びに地域などで連携できる井戸はどれくらいあるか。またそれらを防災マップに示したほうがよいのではないかと考えますが、見解を尋ねます。総務部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

災害時における湧き水の活用は、地域の水資源を有効に利用するための手段の一つであり、特に断水が発生した際には、住民の生活を支えるために重要なものと承知をしております。

一方、自然の水源から得られる湧き水であるため、水質検査や殺菌、また消毒されていない場所では、水の使用法に注意する必要があると認識しております。

令和2年度版、熊本県保健環境科学研究所の調査で確認できている本市の湧水地の数は、環境省認定昭和の名水百選に選定されている轟水源をはじめ、合計35か所が把握されております。

地区別の箇所数は、轟地区に6か所、緑川地区に3か所、網津地区に3か所、網田地区に23か所となっておりますが、地元の方でも知られていない湧水地があると推測しております。

次に、地域及び企業で設置している防災井戸につきましては、平成29年度に防災井戸に

関する協定を締結している株式会社肥後銀行宇土支店と、本年度協定の締結に向けて現在準備を進めております民間企業の2か所を把握している状況でございます。

今後さらに、地域及び企業の皆様と協定を締結させていただき、災害時における生活用水を提供する給水手段の一つとして、ホームページ等SNSを通じて周知してまいります。

一方、湧水地の場所につきましては、個人宅の敷地内にあったり、地域の一部の人しか知らせていない場所であったりと、地域や個人の事情等がある場合も推測されるところでございます。また、市が広く市民に周知するに当たっては、所有者又は管理者の承諾を得た上で、一定の水質等の検査も必要になってくると考えられます。

このため、まずは、地元や所有者等の理解を得た上で、自主防災組織や地区で実施される防災訓練等の場を通じて、地元の湧水地の場所や取水時に注意していただく点などを紹介させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。熊本地震のときに給水されている場所はないかとか、湧水地はないかとか、市民の人からもたくさん尋ねられました。地元の湧水地を案内しましたけれども、知らない人はやはり多いんですね。そのときは、防災井戸は全くなかったわけですが、近くで取水することがやはり一番だというふうに思います。個人の敷地内にある湧水地の活用まで私は全く考えていませんけれども、地域で管理されている湧水地の協力をいただいて、それを公開することは今後の防災の観点から必要だと考えますので、御検討をお願いいたします。

次の質問に移りますが、湧水地を確保したとて、まだまだ不十分だと考えます。その湧水地も枯渇する可能性もあるからです。また、その湧水地が水道の供給ができなくなった地域の近くにないかもしれない。そこで、自主防災の観点からも、防災の基本である自助・共助の観点からも地域、できれば行政区単位で防災井戸の設置が必要ではないかというふうに考えます。これまで、5基で7,000万円ですか、それと緑川小学校に設置予定の計画地を含めると、恐らく8,000万円か9,000万円ぐらいになるかと思っておりますけれども、井戸を掘る場合、その土地によって掘る高さ、適正があるのでしょうかけれども、およそ100万円か300万円です。先ほどの防災井戸の予算があれば、もう必要だと求める行政区全てに私は施すことが可能であるというふうに考えます。他市でも高知県香美市や和歌山県印南町の資料を出しますが、他市でも災害時協力井戸整備補助金とか災害時協力井戸支援事業補助金と称して、地域へ防災井戸整備を促されています。そういうことが本市で可能かどうか見解をお尋ねいたします。総務部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

地域で井戸を整備し、地域住民が自ら水を確保できる環境を整えておくことは、地震や豪雨などの災害によって上下水道が機能しなくなった場合においても、水の供給が迅速に対応することができます。

また、地域住民が共同で防災井戸を整備及び管理することで、地域の絆が深まり、災害時における協力体制が強化されるものと認識しております。

現在、市では、家庭用の給水施設・排水施設等の適正を保持することを目的に、宇土市家庭用給排水施設等整備事業を実施しています。

この事業では、水道給水の区域外となっている地域、これは水道給水区域内のうち水道への接続が困難と認める地域を含みますが、このような地域において、井戸の整備や湧き水などから給水するための整備を行う場合、5戸以上の共有施設で人の飲用に供する施設など、一定の要件を満たすことにより、原則としまして50万円を上限に、補助対象経費の2分の1以内を補助しております。

今回、今中議員から御提案をいただいております行政区単位で防災井戸を整備するための市の支援策につきましては、県下13市の状況や先ほど申し上げました宇土市家庭用給排水施設等整備事業の活用などを調査・研究し、市の限られた予算の範囲内で最も効果的な施策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。家庭用給排水施設等整備補助金とは少し目的が違っていると私は捉えています。水道給水可能な地域に対しても、地域の防災井戸は必要だというふうに思っておりますし、我がため、個人のためではないですから、市の施設に施された防災井戸みたいに全て市で負担しろとは言いませんけれども、維持費は地域で行うことを前提に補助を半分とかではなくて、3分の2ないし4分の3は私は必要だというふうに思っています。併せて、先ほど懸念された水質検査も施す必要はあるというふうに思います。予算は限られているのは承知ですけども、既に設置済みの防災井戸と比べると出せないはずはないというふうに私は捉えておりますので、御検討をよろしくお願いいたします。最後に一つ御紹介させていただきます。宇土市民体育館でお馴染みのe c o w i n宇土アリーナって言いますよね。そのe c o w i nを開発したエコファクトリーという会社が開発した動力不要の雨水ろ過装置です。これは西原村のみ設置されています。これは雨水を純水に変えるシステムで、100万円かからない、66万円からというふうにこの新聞記事には書いてありますけど、100万円ぐらいで導入ができるという装置でございます。井戸も置けないようなところは、こういうものの活用がいいのではないかとこのように思います。プラス

で資料も付けておりますので、興味がある方は見ていただきたいというふうに思います。

次に移ります。地方自治法改正についてです。3月議会において、非平時にかかる地方自治法の改正に当たっては地方自治の本旨が守られることを求める意見書を提出し、議員全会一致で可決していただいたことは、記憶に新しいこととは思いますが、提出者の私としては、そのときは大変うれしくなったのですが、残念ながらその後の6月、国会において参議院を通過したことにより、法案が成立してしまいました。内容は、国と地方自治の対等な関係が地方自治法で認められていながら、非平時においては国の指示どおり従えというものでございます。理解ある宇土市議会議員の皆さんのおかげで、その後も新聞等に地方議会から提出された意見書の中に、宇土市議会も全国17自治体の一つとして紹介されておりましたけれども、この法案に危惧することは地方自治に携わる議員として当然のことだというふうに思っています。こちらの新聞記事を三つほど掲載しております。見ていただきたいと思います。今議会においても改めて今度は法案に反対する意志として、国の指示権を拡大する地方自治法改正に反対する決議を提出させていただいておりますが、地方自治法を揺るがすものになり得る法案だというふうに捉えています。懸念例として、こういう事例もあります。2016年熊本地震が起きました。観測史上初めての震度7を2回記録した益城町では、国の判断に従っていた場合に、更なる死傷者を出す事態に発展しかねない局面がございました。4月14日の夜、前震ですね、最大震度7の地震が発生しました。強い揺れが続き、建物内で過ごすことを恐れて、外を選ぶ人や車中泊避難をする人が続出したあのときでございます。当時、安倍晋三首相は、河野太郎防災担当大臣に被災者への迅速な対応を命じました。4月15日の河野大臣の動きとして、「首相から、屋外に避難している人を、確実に今日中に屋内に収容せよという指示があった。」とブログに書き込み、震度7を観測した益城町には、政府から屋内避難を求める連絡が何度も何度も来ていたそうです。当時、法的には自治体への指示ではなく、要請の位置づけだったけれども、そうであっても自治体にとっては政府からの要請は重いですよ。町役場では、指定避難所の町総合体育館で、メインアリーナに避難者を入れるかどうか難しい判断を迫られたそうです。メインアリーナは、吊り天井の一部が落下して一時閉鎖の状態だったそうです。入り口のロビーや屋外は避難者で溢れ、地元住民や報道機関からも開放を求める声が強まっていた事態だったそうです。しかし、体育館の被災状況を聞いた西村町長は、強い余震が頻発していたことで、町職員からの報告などを基に、屋内の設備の損壊など被害がさらに拡大する恐れがあると判断して、メインアリーナを開放しないことを決めました。当時、防災係長だった方は、開放しなかったのも、「何て被災者に冷たい町だと、お叱りを受けることが多かった。」と語っておられます。そして、震度7の本震が再び町を襲います。メインアリーナの高さ約30メートルの天井から1枚5キロ超のパネルや1基7キロの照明がほぼ全て落下。パネルが床に突き刺さっていた。

中を公開したら誰もクレームを言わなくなった。要請に従って屋内に避難させていたら、メインアリーナで多数の犠牲者が出ていた可能性がある。町の検証報告でも人体被害を未然に防いだとまとめられているそうです。地方自治法の改正で、国が自治体に必要な事務処理を指示できる指示権が広がれば、国は誤った判断に自治体に従わざるを得ない場面が生じる恐れが高まります。当時、どういう要請が宇土市であったか分かりませんが、まず屋外で市役所機能を持たせ、安全が確認されたのちにe c o w i n宇土アリーナに移動させた市長の手腕はお見事だったというふうに思いますし、避難所となる各学校の校舎や体育館を事前に耐震調査を済ませていたこともすばらしかったと改めて思います。

そこで、この国の指示権拡大の要素が盛り込まれた地方自治法の改正について、市長の考えをお尋ねいたします。市長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

今般、改正されました地方自治法では、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係等の特例が規定されたことにより、大規模な災害や感染症などの非常時には、個別法の規定がなくても四つのことができるとなっております。まず一つ目、国が地方公共団体に資料又は意見の提出を求めること。二つ目、国が地方公共団体に対して補充的な指示を行うこと。補充的指示権と言われているところで一番問題になっているところだと思います。3点目、国の指示により、都道府県が保健所設置市区等との事務処理の調整を行うこと。4点目、国が自治体相互間の応援の要求・指示、職員派遣のあっせんを行うことが可能とされました。

今回の特例が設けられた趣旨は、国と地方公共団体の責任と権限を明確化するための改正とされておりますが、改正内容が、国と地方公共団体の対等の関係を変容させるもので、地方分権に逆行する等の反対意見が出されているということも承知をしております。

この特例における国からの補充的な指示とは、特に必要であると認められる場合に、必要な限度において、最小限度の範囲で、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮して行われる必要があるとされております。よく分からないんですね、全く明確でない。捉えようによっては、国の自治体への安易な介入はないと考えてもよいのかもしれませんが、現段階では、この部分が非常に問題になっていて、実態が不透明なままではいけないぞというのが現状の問題だと思います。先ほど今中議員が益城町の話をされましたが、ちょうどテレビでもあのときありまして、安倍首相が蒲島知事に「外にいる人を中に入れてください。」と言われたんですね。でも、当時のあの余震の状況で、屋内におれるわけがない。地元にいない人だからそんな平気なことが言えるし、首相が言ったからそれを守るか、そんなこと絶対できないですね。さすがにそのとき蒲島知事も、「入れられる状況ではありません。」とは

つきり言われました。それは、話での中のとつだったので指示という形ではもちろんなかったのですが、蒲島さんさすがだなと思ったのですが、それがやはり現場の判断だと思うんです。外から見える状況と、間近で見ている状況とは大きく違いがあります。やはり現場の判断がいかに重要であるかというのを、先ほどの益城町の例は示しているものだと思います。有事の際、そういうものもありますけれども、実際に国からどのような指示があるのか分からないんですけれども、それに従うことが住民にとってプラスにならない、あるいはマイナスになると首長として判断する場合には、当然そんな指示に従う必要はないし、首長の判断において、責任として市民を守る判断を優先することになるということ。これがやはり現場第一主義の考え方ではないかなと思います。最も当然のことですが、納得できる指示であれば従いますし、私は今回の改正が全て悪いなんていうことも思っておりません。コロナの当初の大混乱のときを考えれば分かるんですけども、やはり国が介入しないと収拾がつかない有事というのは本当にあると思いますし、例えば海外からの侵攻とかあった場合も、各自治体の首長ぐらいではどうしようもならないような状況になると思いますので、それは重要だと思っております。ですから、これを全てが悪いとは思っておりませんが、知事会等の団体からも、今声が上がっておりますように、もっと具体的に、さっきの抽象的な、特に必要であると認められる場合に必要な限度において、最小限度の範囲でというような訳の分からない内容ではなくて、具体的にこういう場合は国が介入しますよ、国が指示しますよ。こういう場合については自治体でやってください、こういう場合は国の指示ではなく、国はアドバイスにとどめますとかいうそういったところを、是非、明確にしていきたいという思いでおります。今後、国からの説明会等も予定されておりますし、いろんな形で私たちも意見を求められることがあります。私は、今考えているようなことを、はっきりと申し上げていきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 市長、力強い御答弁ありがとうございます。議員としましても、市民としましても、市長の判断を尊重しておりますので、今後も可能な限り、国と対等な関係を維持していただくことをお願いいたします。

それでは、次に移ります。JR三角線の利用促進についてです。たまたま質問通告をした、その日か翌日だったと思いますけれども、JR九州が赤字路線の利用形態を公表したということで、タイムリーな話題であるとは思いますが。資料を見てください。JR九州内の平均通過人員が2千人以下の路線ということで出されております。三角線の利用者は35年ぐらい前から3分の1になっているということでございます。なぜ、一日平均乗客2千人以下と数字を設定したのか分かりませんが、赤字は赤字でも2千人以下は、沿線自治体もいろ

いろいろ考えてくださいよということだというふうに思います。利用客が少ない区間については、昨年10月から、沿線自治体か事業者が要請すれば、国土交通大臣の判断で存廃について話し合う再構築協議会を設置することができるようになっております。自治体の反発で協議が進まない現状を受け、政府が関与を強めるものとなっています。輸送密度1千人未満が目安で、持続可能で効率よい交通網を構築するため、協議会設置後3年以内に存廃の結論を出すことを求めているとなっておりますけれども、まだこの再構築協議会を設置せざるを得ない事態にはなっていないというふうに思いますが、その対象になっているのではないかというふうに推察いたします。その危機感を持つべきだというふうに思っています。では、どうしたらいいのか。この利用者を増やすこと、これに尽きると思います。ではその利用者をどう増やしたらいいかです。一例として、網田駅の指定管理者である網田倶楽部の取組を紹介させていただきます。当該、議員が2人、佐美三議員と浦本議員がおりますけれども、恐らく自分で取組をこの議場で言うことはできないと思いますので、ちょっと浦本議員のFacebookから写真をお借りして、この写真を載せておりますけれども、知っている人は知っている活動だと思います。でも、知らない人は恐らく知らないのではないかと思いますけれども、網田レトロ館というカフェを駅舎で営んでおられるというのは、御承知のとおりのことだと思いますが、佐美三議員、浦本議員が中心となって数年前からなされているのが、このミュージックステーションという名のおもてなしです。このように駅には、手作りのバンドというとちょっと失礼かもしれませんが、こうやってバンドでおもてなしをされているんですね。当初は、通過するA列車の乗客を楽しませることからスタートされたと記憶しておりますけれども、その後、カフェ利用者はもちろん在来線利用者や地域の方も巻き込んで、さらにA列車も一部の運行ではありますが、網田駅に長く停車することにまで発展しております。乗客減少のさなか、この取組は利用者向上並びにA列車乗客の満足度向上にも寄与していることと推察いたします。しかしながら、それでも三角線利用者は年々トータルで減少しているわけでございます。これまでも散々検討されて企画されたと思いますけれども、結果、今の状態ということを踏まえると、それでは恐らく抜本的な解決にならないんだという証だと思います。であるならば、多少の痛みも伴わないといけないというふうに思います。斬新な発想も求められるものではないかというふうに考えます。あくまでも、そこに住まう住民の足としての活用を、駅は考えるべきだというふうに思いますけれども、理由は様々あれど、三角線開業以降、住民の住まう形態や社会的背景、観光地の変化など加味した駅に変えていけないといけないと、それも一つあるのではないかというふうに思います。

そこで提案なのですが、駅の移設です。まず、赤瀬駅。今は利用者がほとんどいません。近くには宇土マリーナがあります。普段は車で来られることを想定されておりますけれども、最寄りの駅は網田駅と赤瀬駅、ちょうど真ん中に位置しています。2.5キロ離れています。

イベントをする際に必ず聞かれるのは、公共交通機関でどう行ったらいいのか、送迎はできないか、アクセスが悪いなどを言われます。今後、交流人口を増やしていく際にも、やはりせつかくあるこの三角線の活用は外せません。利用者がいない赤瀬駅を、何とか宇土マリーナ近くへ移設できないかと考えます。単線で片側のみ乗降できる駅であれば、すぐ目の前に市道もございまして、可能ではないかと考えています。

次に住吉駅。住吉の議員の方に相談もなくこういうことを言うのも、ちょっと申し訳ないのですが、住吉地区に住まう住民に親しまれ、利用されていることは十分に理解をしながらの提案です。住吉海岸公園を訪れる方が多くなっていることは承知のことと思います。公園から1キロのところに自宅がある私は、よく駅のほうから歩いて来られたり、駅に向かって歩いたり、バス停で天草快速バスを待っておられる観光客を目にします。その方々がもっと利便性よく訪れることができないかと考え、住吉海岸公園前に駅を移設できないかと考えます。今後、住吉海岸公園付近の海が埋め立てられることとなります。そのときにチャンスではないかと思うのです。国道もその埋め立てられる土地へぐっと敷くことができるかもしれないし、簡易的な駅の設置が可能ではないかと素人ながらに考えます。また、駐車場もその土地につくることも可能ではないかと思えます。国道から一旦中に入って駐車する、現住吉駅でも利便性は増すように思えます。もちろん、現住吉駅のほうが利便性が良い、現利用者にとってはよくない提案だと思えますが、抜本的ないろいろな選択肢をもってJRと協議していかないと、いずれ再構築協議会が設置されかねないのではないかと思いますし、最近ダイヤ改正が行われるたびに便数が減って、特に深夜が減っているように思いますが、不採算の時間帯が減らされることになるのではないかと推察いたします。それは、イコール西部地区はやはり住みにくいと、住民や移住者、移住検討者に判断されることにもつながることになるのではないかと思うのです。

いろいろ申しましたけれども、明治時代に住民の足として敷かれた駅の利用形態が変わってきた近年、観光やイベント利用者向けに再整備することが求められているのではないかと思います。御見解をお尋ねいたします。企画財政部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 企画財政部長、光井正吾君

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

JR三角線は、宇土駅から三角駅に至ります全長約26キロメートルの路線で、市内の駅は、宇土、緑川、網津、肥後長浜、網田、赤瀬の6駅になります。

昭和62年に国有鉄道からJR九州株式会社に継承され、現在も通勤・通学を主体とした市民生活に欠かせない路線として、また、宇城市、天草地域など観光地への交通手段としても利用されておりまして、宇土市に限らず沿線の自治体やその周辺自治体にとっても、生活、観光、地域活性化の面で大変重要な社会基盤というふうになっております。

しかしながら、先ほど今中議員からも紹介がありましたけれども、先月、新聞でも報道されておりましたとおり、乗客数の減少は深刻で、2023年度の一日1キロ当たりの平均乗客数は、地方鉄道の存廃を議論する再構築協議会の対象にもなり得る1千人未満の859人であり、前年度比4.1%と若干増加しましたが、35年間で3分の1までに落ち込んでいる状況になっております。

このような中、本市では、現在、西部地域の人口減少に歯止めをかけるべく、この地域への定住・移住施策に尽力させていただいているところであります。JR三角線は、施策を展開する上でライフラインの一部と言っても過言ではなく、重要な役割を担っていることは今中議員がおっしゃるとおりだと思います。

また、コロナ禍以降、インバウンド客も増加傾向にありますので、西部地域の魅力的な観光地を訪れてもらうためにも、JR三角線は重要な公共交通です。

そこで、議員御提案の赤瀬駅を宇土マリーナ近くに移設することについてでありますけれども、赤瀬駅は、山中の秘境駅とも言われ、2018年に調査した市内駅の一日当たりの乗降客数は僅か7人と、議員御指摘のとおり大変少ない現状にあります。

ただ、赤瀬駅を宇土マリーナ近くに移設するというふうになりますと、地勢的な問題があるため、利便性が高まるというところについては言い難い部分があるかなと感じます。

また、住吉駅を長部田海床路近くに移設することに関しましては、私どもは、まず、生活路線としてJR三角線を利用する方々の利便性を優先しなければならないと思っております。その点では、住吉駅を長部田海床路付近に移設するとなると、地理的に住宅エリアから離れた場所になるというふうに感じておりますので、地元住民の方にとっては利便性が損なわれ、合意形成が得難いのではないかと思慮しております。

いずれにしましても、JR三角線を存続させるための取組が必要であるとは強く認識しておりますので、積極的に利用促進のPRを行うとともに、今現在、定期的に開催しております、宇城市、上天草市、天草広域本部、宇城地域振興局、そして本市の五者で構成しております五者連絡会においても、連携して利用促進を考える体制を維持しながら、JR九州との情報交換及び意見交換も引き続き実施するなど、力を注いでまいりますので、地元の皆様の応援とお力添えをいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。答弁の中に、4.1%前年比若干増加したとありましたけれども、恐らく網田駅の取組とか、長部田海床路のジンベエ像を見に来られる住吉駅を利用される観光客が増えたことで、これだけ増えたんじゃないかと推察します。ほかのところは恐らく減っているというふうに思いますので、そうやって頑張っても

これだけなんです。これから何もせず、1千人、1,500人、2千人となることは考えられないのかなと思います。答弁を尊重しますが、この質問をして、この答弁で納得はしません。三角線は利用しない人からは嫌われているんです。渋滞の原因にもなりますし、網田、網津、緑川の踏切越えは車社会において、しかも車が大型化して、若い女性は特に嫌がっておられます。国道のかさ上げとかできることはやってもらいたいですけど、これもすぐにはできません。今回、利用促進のための質問ですからここまでにしますけれども、できない理由を並べたって、JRが廃線だとか、補助金をJRから要求されることになった場合に、悲しむのは結局現地民、そして市民です。住吉駅に関しては、ごもっともだと思います。でも、今回その提案をしたのは、そういうようなことまで言っていけないと、抜本的な解決にはならないのではないかというふうに思うんです。その定期開催されているということですけども、定期開催してもこの状況じゃないですか。もっと定期開催されているこの協議の五者連絡会においても、もっと抜本的な解決を模索していく必要があると私は考えます。以上、進言しまして、次の質問に移ります。

JRは、民間企業として赤字を埋めたいとは思っています。しかし、基幹路線とかほかの事業で利益は確保できているはずなので、公共交通機関としては、恐らく利用者を増やしたいのだというふうに思います。だから、赤字額で示さずに1千人以下ということで、乗降数で示したのではないかというふうに考えます。先ほどの提案は、すぐにはできない提案でございますけれども、今すぐに利用者を増やすことも協議の場で提案してほしいというふうに思います。例えば、高齢者の免許返納者、子どもの長期休暇時の利活用を促進するような取組があればいいというふうに思っています。現状でも、夏休みのこどもぼうけんきっぷ一日100円など存在しますけれども、冬休みや春休みもあっていいのではないかと。一定期間で例えば300円、500円とか、そういうのがあってもいいのではないかというふうに思います。くどいようですが、このことに関しても宇土市単独でできるはずがありませんし、JRや沿線自治体との協議が必要だと思っておりますけれども、JRにも頑張ってくださいね、協力してもらって、本市では告知や宣伝を任せていただければよいのではないかというふうに思います。いずれにしても宇城市や上天草市、天草市を含む関係自治体と協力して、こういった課題に挑んでいかねばならないと思いますけれども、御見解をお尋ねいたします。企画財政部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 企画財政部長、光井正吾君

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

まず、JR九州における利用促進の取組について御紹介をさせていただきます。先月8月1日から今年度末までの期間、福岡・北九州エリアで65歳以上の免許返納者を対象に、1か月6千円で、普通列車・快速列車に乗り放題の免許返納おでかけきっぷが販売されており

ます。

また、子ども向けの取組では、先ほどお話がありました、夏休み期間中のイベントではありましたが、一日100円で普通列車・快速列車に乗り放題のこどもぼうけんきっぷが販売されました。

このように、JR九州では、利用促進の取組が実施されておりますが、本市におきましては、高齢者の免許証返納者、子どもの長期休暇時を利活用したJR九州利用促進のための宇土市独自の施策は、現在行っておりません。

しかしながら、本市では、現在、県内はもとより全国に向けて、「九州のどまんなか宇土市」をキャッチフレーズに、「住むなら宇土市、行くなら宇土市、働くなら宇土市」のPR強化に取り組んでおります。10年後、20年後を見据えた、選ばれ続けるまちへの取組として、定住・移住のための施策を今年度から大幅に増やし、西部地域の活性化を図っているところです。

議員御存じのとおり、PRの一つとして、宇土市の西部地域にある干潟景勝地や長部田海床路、宇土マリーナなどを含む、市内の観光名所の魅力に関する情報発信を行っているところであり、観光パンフレットの「うとびより」やシティプロモーションの動画では、JR三角線での旅を紹介しております。本市の魅力発信には、JR三角線の存在は欠かせないものであるとは強く認識しております。

今後は、これまで実施してまいりました情報発信に加え、高齢者や免許証返納者、学生を含む子どもたちへのJR運賃助成や観光地へのアクセス改善、駅の環境整備を検討し、沿線地域におけるイベントの開催やこれらの情報発信により、地域住民や本市を訪れる人が、JR三角線を利用する機会が増えるよう、庁内の関係部署をはじめ、先ほど答弁いたしました五者連絡会の関係自治体、そしてJR九州と連携しながら、効果的な取組を研究して実行に移してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。最後の実行に移したいと考えておりますと、すごくいいですね。なかなかこういった議会で言っても、検討しますが大体一番の最高の答弁なんですけど、実行に移したいと、さらに踏み込んだ答弁だと思いますので、それに期待して、この質問を終わりたいと思います。

最後になりますが、私も太田教育長への思いを少し述べさせていただきます。3期9年間、要職をお務めいただき、大変お疲れ様でした。そして、ありがとうございました。特に、この四、五年、結構強めに私は教育のことを質問、意見させていただきました。いつもそのたびに真摯に受け止めていただき、誠に感謝しております。ほとんどが私の意に沿わない答弁ば

かりではありましたが、それは私の不徳の致すところだと考えております。しかしながら、個別で連絡をするといつも対応してくれ、懇親会の場も含めると教育談義を何度したことか数え切れません。年下の私が言うのも語弊がありますが、健康に留意され、今後も宇土市の教育、子どもたちを見守っていただきたいと思います。お疲れ様でした。

以上で、今議会での私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 以上で、本日の質疑及び一般質問を終わります。

次の本会議は、明日6日金曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でございました。

-----○-----

午後3時24分散会

第 3 号

9 月 6 日 (金)

令和6年9月宇土市議会定例会会議録 第3号

9月6日（金）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 中野洋一議員

- 1 観光客など交流人口や関係人口増加のため、デザインマンホールの設置について
- 2 聴覚補助器等への積極的な活用への支援について
- 3 本市における婚姻届の記入例見直しについて
- 4 認知症の人に寄り添った地域社会の構築について
- 5 運転免許証返納後の交通課題解決に貢献できるパーソナルモビリティとしての特定小型原動機付自転車について

2. 土黒功司議員

- 1 快適な生活環境の整備について
- 2 安心安全なまちづくり「道路安全確保」について
- 3 児童発達支援環境の充実と複合的な市の取組について

3. 福田慧一議員

- 1 新型コロナウイルス感染症対策は公的責任で
- 2 子ども・子育て支援について
- 3 介護職員の確保について
- 4 マイナンバーカードの問題について
- 5 人口減少対策について

日程第2 常任委員会に付託（議案第57号から議案第81号まで）

日程第3 常任委員会に付託（請願・陳情）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（16人）

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 土黒功司君 | 2番 杉本寛君 |
| 3番 中野洋一君 | 4番 浦本晴美さん |
| 5番 佐美三洋君 | 6番 小崎憲一君 |

7番 今中真之助君
10番 宮原雄一君
12番 檜崎政治君
14番 中口俊宏君
16番 山村保夫君

8番 西田和徳君
11番 柴田正樹君
13番 野口修一君
15番 藤井慶峰君
18番 福田慧一君

4. 欠席議員（2人）

9番 園田茂君

17番 村田宣雄君

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	太田耕幸君	総務部長	山口裕一君
企画財政部長	光井正吾君	市民環境部長	小山郁郎君
健康福祉部長	岡田郁子さん	経済部長	加藤敬一郎君
建設部長	草野一人君	教育部長	野口泰正君
秘書政策課長	渡邊聡君	総務課長	上木淳司君
危機管理課長	内田雅之君	企画課長	三浦仁美さん
まちづくり推進課長	中山好美さん	財政課長	北谷太示君
市民保険課長	柘植さや子さん	環境交通課長	松下修也君
福祉課長	江河一郎君	高齢者支援課長	久多見さとみさん
子育て支援課長	湯野淳也君	健康づくり課長	濱口由季さん
土木課長	坂田治君	上下水道課長	岩崎広美さん

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	田尻清孝君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木教明君
議事係参事	村田有美さん	庶務係主事	中山裕輝君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） これから本日の会議を開きます。

本日、9番、園田茂君、17番、村田宣雄君から欠席届が出ておりますので、御報告をいたします。

-----○-----

日程第1 質疑・一般質問

○議長（藤井慶峰君） 日程第1、質疑・一般質問を行います。発言通告があつておりますので、順次これを許可します。

3番、中野洋一君

○3番（中野洋一君） 皆様、おはようございます。公明党の中野洋一でございます。本定例会におきまして、一般質問の機会をいただきありがとうございます。今回は、観光客など交流人口や関係人口増加のため、デザインマンホールの設置についてなど、五つの項目について質問をさせていただきます。執行部におかれましては、明快かつ誠実な御答弁をよろしくお願いいたします。それでは、質問席に移りまして質問させていただきます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） それでは、改めまして公明党の中野洋一です。よろしくお願いいたします。

まず一つ目の質問は、観光客など交流人口や関係人口増加のために、デザインマンホールの設置についてです。現在、デザインマンホールは人気があり、下水道事業のイメージアップにつながっており、デザインマンホールの写真と情報を掲載されているマンホールカードは多くのコレクターがおり、その地域に行かないと手に入れることができないという希少性から、その地域を訪問するコレクターが多いようです。最近では、特にアニメやゲームのキャラクターなどが描かれているデザインマンホールが、多くの自治体で設置されております。このようなデザインマンホールについては、キャラクターの権利を持っている企業が申込みがあった自治体に対し、キャラクターとその自治体の地域の特産品や観光名所などがカラフルにデザインされているマンホール蓋を、無償で寄贈するという形式になっているようです。全国にいらっしゃるアニメやゲームのキャラクターのファンの皆様が、その地域を訪れることによって、地域の活性化を図っていききたいとの企業の社会貢献の一環として、こういった取組を行っている認識をいたしております。特に、機動戦士ガンダムのモビルスーツをデザインした「ガンダムマンホールプロジェクト」や、ポケットモンスターがデザインされたポケモンマンホール蓋「ポケふた」などが有名ですが、応募する自治体が殺到したため、現在、両方とも募集を停止している状態です。そのような状態になっていることは当然と言え

ば当然です。ガンダムもポケモンも世界的に大人気で、国内外のファンの数もはかり知れません。そうであれば、訪問者の数が増えるのは目に見えています。実際、滋賀県大津市では、ガンダムマンホールを設置し、その後マンホールカードを発行したところ、用意していた6千枚が約1か月半で無くなってしまったそうです。ガンダムマンホールも「ポケふた」も、現在は募集停止状態ということで、応募することはできません。そこで、熊本県や宇土市に關係する世界的に有名なキャラクターはいないだろうかと考えてみました。まず、最初に思い浮かんだのはくまモンです。先日、くまモンポート八代へ行ってまいりました。大きなクルーズ船が停泊中で、多くの海外からの観光客の方がくまモンの周りに集まって、入れ代わり立ち代わり、写真や動画を撮っていらっしやいました。くまモン人気のすごさを目の当たりにした次第です。次に思い浮かべたのは、本市にジンベエ像があるONE PIECEです。ONE PIECEは、世界で5億1,000万部を超える発行部数があり、ギネス世界記録に認定されており、台湾やフランス、イタリアなどで特に大人気となっているようです。いずれにせよ、両方とも熊本県や企業など様々な検討が必要になるかとは思いますが、世界的に人気のあるキャラクターたちと本市の観光地や名所、特産品あるいはうとん行長しゃんなどがデザインされたマンホールを設置することができたなら、本市の下水道事業のイメージアップにもつながり、観光客へのPR効果も十分、大きな集客効果が見込めると考えますが、建設部長に御見解をお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 建設部長、草野一人君

○建設部長（草野一人君） おはようございます。御質問にお答えします。

デザインマンホールは、議員御提案のとおり、観光客の誘致や下水道事業のイメージアップを目的として、多くの自治体で設置されているところです。

デザインマンホールの出始めの頃においては、自治体の花や木等をモチーフにしたシンプルなもの主流となっていました。近年では人気アニメのキャラクターや観光地等を、鮮やかにデザインしたものが採用されており、それを見るために多くの観光客が訪れている自治体もあるとのこと。

以前のデザインマンホールは、製造コストが高く、また、降雨時など表面が濡れると滑りやすく、歩行者の通行に影響があることなどから、これまで本市では導入は行ってきませんでした。

そのような中、本年3月の市議会定例会、経済建設常任委員会において、デザインマンホールの導入の提案をいただき、改めて、製造業者への聞き取りなど調査した結果、現在では、滑りにくく、デザインの自由度も高い、安価なものが開発されていることが確認されました。

ただし、デザインマンホールは、デザイン面の強度が低く、車両が通行しない歩道部分など設置場所が限定されることから、まずは導入による効果を検証し、その上で、デザインマ

ンホールの設置について検討したいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。御答弁の中で、デザインマンホールはデザイン面での強度が低く、車両が通行しない歩道部分など設置場所が限定されるということですが、観光客へ向けてPRをし、集客しようとするようなカラフルなデザインマンホールは、見ていただくことを重視するものだと思います。車道部分に設置したら、観光客の方は見るのが難しくなる上に、安全確保も厳しくなります。ですので、御答弁いただいたとおり、設置場所はおのずから限定されるものと認識をいたしております。デザインマンホールは設置できればそれでよいと考えているわけではなく、観光名所やイベントなどと組み合わせてこそ、その真価を発揮する呼び水のようなものと考えております。今後、デザインマンホール導入による効果を検証し、その上で設置について検討したいとの御答弁がございましたが、御検討いただく上では、多角的な視点に立ち、関係部署と横断的に御検討いただければと切に願うものであります。よろしく願いいたします。ちなみに、先に紹介をしたガンダムマンホールも「ポケふた」も、熊本県内にはまだ一つも設置されてはおりません。もし、宇土市が最初に設置できれば、ものすごいPR効果があるのではないかなと、個人的な思いをお伝えいたしまして、二つ目の質問に入ります。

聴覚補助器等への積極的な活用への支援についてです。聴覚補助器には、一般的な補聴器や本市の市民保険課の窓口を設置してある軟骨伝導イヤホンのように、様々な種類がございます。これらの実物を見たり、触れたりする機会もなく、どれが自分に合う機器なのかが分からないという場合が多いのではないかと思います。実際、軟骨伝導イヤホンは、本市の市民保険課窓口を導入されているということをお聞きになった、難聴の御高齢の熊本市民の方が、軟骨伝導イヤホンだとどういうふうに聞こえるか試させてほしいと、市民保険課の窓口においでになったそうです。熊本市役所にはまだ導入されておらず、お店にも実物がなかったということで、宇土市役所へおいでになったとのことでした。実際に、窓口で軟骨伝導イヤホンをお試しになられたところ、その方は大変よく聞こえるということで喜んでお帰りになられ、帰宅してすぐに御購入の手続をなさったとのことでした。後日、その方から御連絡をいただき、宇土市民でもない私に窓口のイヤホンを快く試させていただいた上に、とても丁寧に御説明をしてくださった。宇土市職員の対応はとてもすばらしいと、本当にありがとうございましたと感謝をなさっておられました。すばらしい本市職員の方がいらっしゃることを大変誇らしく感じましたので、御紹介をさせていただきました。他市からわざわざ宇土市役所に来て、自分に合う機器なのかお試しになられた方がいるということは、本市においても同じように、自分に合った聴覚補助器を実際に触って確かめたいというニーズがあるの

ではないでしょうか。難聴でお悩みの方が気軽に実物を試すことができる環境づくりは、とても大事なのではないかと思います。御自分に合った聴覚補助器を見つけることができれば、日常の会話においてコミュニケーションがきちんと取れるようになり、高齢者の加齢性難聴による認知症の進行を予防することができるのではないかと考えておりますが、健康福祉部長に見解をお伺いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） おはようございます。御質問にお答えします。

高齢者の方が、加齢とともに聴覚が衰えていく、いわゆる加齢性難聴については、世界保健機構（WHO）の基準により、26デシベル以上の方を難聴と定義した場合に、75歳以上の高齢者の約7割が該当しているとの調査結果があります。

聴覚は、コミュニケーション機能の中核として極めて重要な感覚とされています。加齢性難聴になると、他者との会話によるコミュニケーションに支障を来し、交流や外出の機会が減り、家に閉じこもりがちになる傾向があります。これにより、人間関係や外界からの刺激が減少し、認知症の発生リスクが高くなると言われております。

厚生労働省が認知症対策の強化を図るために策定し、2025年までを対象期間とする新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）の中でも、難聴は認知症の危険因子の一つに挙げられています。また、難聴への医学的介入は、認知症予防にとっても有効であるという研究結果もございます。

難聴への対策としては、補聴器の使用が有効な手段とされております。補聴器の基本的機能は音を大きくすることであり、聞き取りを改善することで生活の質の向上が期待できます。また、議員が御紹介されましたとおり、市の市民保険課に設置しております、耳の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導イヤホンなど、新しい技術を用いた聴覚補助器が開発されております。

様々な聴覚補助器の中から適切な機器を選択するには、まずは、耳に何らかの病気がないかを確認するために専門の医師の診断を受け、その上で、専門家などのアドバイスを基に、自分に合った適切な機器を選択することが大切です。

ただし、聴覚補助器については実物を見る機会や触れる機会も少なく、真に必要な高齢者に情報が行き渡っていない可能性もあります。そのため、専門事業者による展示会など、聴覚補助器を体験する機会を高齢者へ周知するなど、聴覚補助器の普及啓発に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。御高齢の方の難聴は、認知症の危険因

子の一つであり、認知症予防のため、難聴への対策として聴覚補助器の使用は有効な手段であるが、実物を見たり、触れたりする機会が少ないため、展示会などで様々な聴覚補助器を体験してもらい、御自分に合った適切な機器を選択することができるよう、聴覚補助器の普及啓発に努めていきたいとの御答弁であったかと思えます。とても大切な取組になると思えます。できるだけ早い実現をお願いしたいと思えます。

そこで、御高齢の方の難聴による認知症の進行や社会的な孤立を防ぐために、御高齢の方への聴覚補助器等購入費用の補助制度を創設できないでしょうか。御高齢の方は、様々な立場でこれまで宇土市を支えてきてくださった大切な宝であるとは私と考えております。「住み続けたいまち」を目指す宇土市であればこそ、御高齢の方の健康でお元気に生活し続けていくために、このような制度を取り入れるべき時期が来ているのではないのでしょうか。健康福祉部長に見解をお伺いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

市では、身体障害者手帳をお持ちの聴覚障がいのある方に対し、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具費として、両耳の平均聴力が70デシベル以上の高度・重度難聴者の方を対象に、補聴器購入費用の助成を行っているところでございます。

令和5年度末時点で聴覚障がいによる身体障害者手帳を所持している方は250人でしたが、そのうち、220人が65歳以上の高齢者となっています。また、過去3年間の聴覚障がいによる身体障害者手帳を取得した方42人のうち、65歳以上の方が39人となっています。このように、聴覚障がいによる身体障害者手帳の所持者は高齢者の割合が高く、加齢性難聴の方であっても、国・県の補助制度に基づき、補聴器購入に対する助成を受けている方は一定数おられます。

身体障害者手帳の交付基準に達していない加齢性難聴者への聴覚補助器購入費用の助成につきましては、聞こえづらくなってきた段階で助成を行う早めの支援が、高齢者の介護予防、積極的な社会参加に結び付くとも考えられますが、先ほど申し上げましたとおり、75歳以上の高齢者の約7割が難聴に該当しているとの報告もあり、対象者は多数に上ります。

現在、国・県等からの補助制度がないことから、対象者に対して市単独での助成を行うことは難しいと考えています。また、予算の範囲内で一部の対象者に助成する方法も考えられますが、制度設計や公平性の観点から、一部の対象者に限定することは難しいと考えております。

今後は、聴覚障がいの補正による認知症機能低下の予防効果を検証するための研究が、国において進められているため、その動向等を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。様々な方向から、この制度の導入の可否について御検討いただきましたこと、本当にありがとうございます。耳が聞こえづらいという現実には、御本人にとって認めたくない現実かもしれません。だから、何となく聞こえづらくなってきたことを感じながら、日々の生活を送っていらっしゃることが多いようです。だからこそ、さっき御答弁いただいたように、展示会などで様々な聴覚補助器を実際に体験してもらい、御自分に合った聴覚補助器を見つけていただくことは、不鮮明だった言葉や音が明瞭に聞こえるようになるということです。それを明確に認識していただけるわけですから、とても大切な取組になるのではないのでしょうか。これから宇土市が「住みたい、住み続けたいまち」として選ばれるために、他市とはちょっと違う、さりげない優しさがあるまちと、市内外の皆様に認識していただくことが大切なのではないかと思っております。聴覚補助器を購入するということは、言葉や音がしっかりと聞こえるということです。その後の人生がより良い方向へ向かい、認知症発生のリスクを抑えられるならば、金額の多寡の問題ではなく、宇土市にはこういった補助制度があるんだよというさりげない優しさを示すことができるのではないかと思慮いたします。是非、今後も前向きに御検討いただきますようお願いいたします。

では、3番目の質問に移ります。本市における婚姻届の記入例見直しについてお尋ねしたいと思います。現在、本市の婚姻届の記入例において、結婚後の夫婦の氏の欄、また証人欄は、どのような記載がなされておりますでしょうか。市民環境部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

まず、タブレット又はモニターを御覧ください。市で使用している婚姻届の記入例になります。

婚姻届の記入につきましては、記入例を作成しており、それを参考に記入いただくようお願いをしております。御質問の記入例の婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍の欄には、「婚姻後の夫婦の氏を必ず選択しチェックをしてください」という説明と、記入例として、夫の氏にチェックをしたものを記載しております。

また、記入例の証人欄には、「成人2名の記入が必要です。証人は成人の方であれば親族、友人等どなたでも結構です。」という説明と、記入例として、成人男性2名の氏名を記載しております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。現在、本市の窓口において配布されている婚姻届の記入例はタブレットやモニターで表示をしていただきました。多くのほかの自治体も同じような記入例となっております。私がなぜ今回この問題を取り上げさせていただいたのか、それは本市の婚姻届記入例の中で、婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍欄は、夫の氏にチェックが入っていましたし、証人欄は2名とも男性の名前となっております。これのどこが問題なのかと思われるかもしれません。しかしながら、このような婚姻届の記入例が、無意識のうちにジェンダーバイアスがかかってしまうのではないかと感じたからであります。多様性を認め合っていこうとする社会の実現を目指している現在、こういったアンコンシャスバイアスの一つであるジェンダーバイアスがかかる恐れのある記入例の見直しについて、御検討いただきたいと思うのですが、市民環境部長に見解をお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

婚姻届記入例の改善につながる御指摘をいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、記入例を確認しましたところ、ジェンダーバイアスがかかる可能性がある記載内容となっていると考えますので、婚姻届記入例に記載されている、婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍欄の夫の氏のチェックを外したいと考えております。また、証人欄に記入されている2名のお名前も男女を織り交ぜたものなど、ジェンダーに配慮した記入例になるよう修正を行いたいと考えます。説明文につきましても、性別を問わない旨の記載を追加したいと考えます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。一見シンプルな御答弁ではございますが、ジェンダー平等、多様性を認めていこうという本市の姿勢がよく伝わる御答弁内容であったかと思えます。既に、ジェンダーに配慮した記入例への修正、説明文の追加を具体的にお考えいただいているようで、本当にありがとうございます。早めに御対応いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは4番目の質問、認知症の人に寄り添った地域社会の構築についてです。高齢化が進む中で、認知症は誰もがなり得るものであり、認知症の当事者が尊厳を持って、最後まで自分らしく暮らせる地域社会の構築が求められていると思います。市民一人一人が自分のこととして、身近な問題として捉えられるようにすることが大切であると思います。そこで、認知症に関する知識や認知症の人に関する理解を深める取組を強化すべきであると考えますが、現在、認知症に関してどのような取組を行っているのか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

高齢化の進展に伴い、認知症の人の数は年々増加しています。認知症は誰もがなり得るものであり、家族や身近な人が認知症になることも含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

令和6年1月には、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行され、この中で、「国民は、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努めること。」とされています。認知症の人やその家族が安心して暮らすことができる社会を構築するため、地域全体で認知症に関する知識や理解を深めることが重要な課題となっています。

本市においては、令和6年3月に策定した第9期宇土市高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、認知症になっても安心して暮らせる体制の構築を目指しており、これまで以上に認知症施策を重点的に取り組んでいくこととしております。

その中で、認知症に関する知識、理解を深めるための主な取組として、認知症の普及・啓発活動や、認知症サポーターの養成・活動促進などに取り組んでいます。

モニター及びタブレットを御覧ください。

まず認知症の普及・啓発活動についてですが、認知症に関する相談窓口である地域包括支援センターや認知症疾患医療センターを広く周知するため、広報紙への掲載やチラシの配布を行っています。また、住民参加型の認知症フォーラムなどを開催し、今年度はモニターに示しておりますとおり、今月28日に開催することとしておりますが、この認知症フォーラムを開催し、市民の認知症に関する理解を深める取組を行っています。新たな取組としましては、オレンジ色の花を育てるオレンジガーデニングプロジェクトの普及を進めています。オレンジ色は、認知症のシンボルカラーとされており、認知症になっても暮らしやすいまちをみんなで創ろうという思いを共有するものです。

次に、認知症サポーターの養成と活動促進への取組でございます。地域包括支援センターとの連携により、認知症を正しく理解し、地域の認知症の方やその家族にできる範囲で応援し手助けする認知症サポーターを養成しています。学校や企業、地域団体、一般住民向けに認知症サポーター養成講座を随時開催し、その受講者の累計は約7千人となり、令和8年度には、8,100人以上に増やすことを目標に取組を続けています。

また、認知症サポーター養成講座を受講した人を対象に、さらに実践的な支援に関する研修を開催し、地域において認知症啓発などの活動を行っていただく認知症アクティブサポーターの養成も引き続き行ってまいります。そして令和5年度に、この認知症アクティブサポーターの方々をお願いしまして、認知症サポーターアクティブチームを立ち上げましたので、

認知症カフェの運営支援やサポーター養成講座の手伝いなど、実際の活動ができるよう準備をしているところでございます。

今後も、認知症施策の充実を図り、認知症に関する知識、認知症の人に関する理解を深める取組を引き続き進めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。本市では、認知症になっても安心して暮らせる体制の構築を目指し、認知症施策を重点的に取り組み、認知症に関する知識、理解を深めるため、認知症の普及・啓発活動や認知症サポーターの養成、活動促進などに取り組んでこられたという御答弁であったかと思えます。今後も認知症に関する知識、認知症の人に関する理解を深める取組を、引き続きお願いいたします。

そこで、認知症の人やその御家族などが、安心して穏やかに暮らすことができる生活環境の構築が必要ではないかと感じております。実際に、記憶障がいや認知障がいが起こる中で、当事者や家族の不安から行動・心理症状が発生し、それまでの家族関係が損なわれてしまうことも多いと聞いております。認知症の人の行動・心理症状の発生を抑制し、認知症の人と家族等の尊厳ある暮らしを守るために、効果的なケアの技法であるユマニチュードの普及に積極的に取り組んではいかがかと考えますが、健康福祉部長に御見解をお伺いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

認知症の症状には、大きく分けて中核症状と行動・心理症状の2種類があるとされています。

中核症状とは、認知症により脳の細胞が壊れ、その脳の細胞が担っていた役割が失われたことが直接の要因で起こる症状のことをいいます。認知症になり、これまで覚えていたことや知っている人の名前が思い出せないといった記憶障がいなどが挙げられ、程度の差はあっても、全ての認知症患者に見られる症状であり、認知症の進行とともに悪化するという特徴があります。

これに対して、行動・心理症状とは、中核症状によって引き起こされる二次的な症状のことをいいます。認知症が引き起こした記憶障がいによって、患者本人の性格や環境などと相まって不安になり気分が落ち込む症状や、いら立ちや怒りにより暴言を吐くといった様々な症状が挙げられます。

行動・心理症状が発生する理由が理解されない状態で介護が行われると、互いの意思疎通がうまくいかず、良好なコミュニケーションを取るのが難しくなり、相互の関係が悪化し、拒否的な状況に陥ることになる例もあります。

議員御提案のユマニチュードとは、フランス人の体育学の専門家が開発したケアの技法で、手法としては、見つめること、話しかけること、触れること、立つことの四つの柱を基本に、これらを組み合わせて知覚・感情・言語による包括的なコミュニケーションでケアを行います。ケアを受ける人の人間としての尊厳、人間らしさを大切に、ケアを行う人の優しい気持ちを伝えることを重要視したこの技法は、専門職だけではなく、一般向けにも積極的に啓発している自治体もあります。

これまでに市が地域包括支援センターと連携して開催した認知症サポーター養成講座などの研修において、ユマニチュードの技法としては紹介しておりませんが、ユマニチュードの技法の一部である、同じ目の高さで見ると、低めの声で話しかけ続ける、触れるときにはゆっくりと相手の手を下から支えるなどのケアは、認知症の人とコミュニケーションを図る上で取り入れられているものであり、意識して取り組まれている家族や介護者、認知症サポーターもおられます。

今後は、ユマニチュードを認知症本人を尊重するケアの技法の一つとして捉え、認知症の人本位のケアや対応が広まるよう、周知や活用に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。認知症の方は自分がどこにいるのかとか、人の名前などを忘れてしまったとしても、うれしいとか悲しい、嫌だなどの感情はずっと感じ続けます。だからこそ、ユマニチュードではケアを受ける人の尊厳や人間らしさを大切に、認知症の方が人生を充実して送れるよう、ユマニチュードの考え方を周知し、活用していただきますようお願いいたします。認知症の方が生きがいや希望を持ち、その個性や能力を十分に発揮し、新たな目標に向かって行動できるように、認知症の方が自らの認知症に係る経験などを当事者同士で共有する機会を確保し、本人や御家族の不安を軽減することはとても重要なことであると思います。

そこで、認知症本人や御家族等が診断後、早い段階で同じ経験をした方々との情報共有や様々なアドバイスを受けられるよう、インターネットによる交流も含めた、地域における認知症ピアサポート環境の整備も重要と考えますが、健康福祉部長に御見解をお伺いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

認知症の診断を受けた御本人や御家族は、これから起こり得る生活の変化、不安や悩みによって混乱されていると思われます。そのため、認知症の人やその家族、介護者への支援に必要な体制を整備することは、大変重要な取組であると考えています。

ピアサポートとは、同じような立場の人によるサポートといった意味で用いられる言葉で、認知症の人やその家族、介護者が同じ立場の人々と交流することで理解と共感を深め、相互にアドバイスを共有し励まし合うことで、心の負担が軽減されることが期待できる取組とされています。

本市では、同じ目的を持つ取組として、認知症に限らず介護が必要な人やその家族、リハビリテーション専門職の人などを交えて語らう介護者の集いを、令和5年度は6回開催し、同じ悩みや経験を持つ方々と交流し、相互に情報を共有し合える場を設けております。また、認知症の人や家族などを交えた交流機会の場を確保するため、認知症カフェの開催に取り組んでいます。さらには、認知症の人や家族のニーズを酌み取り、具体的な支援としてつなげていくチームオレンジの設立に向けて取り組んでいます。

今後は、認知症ピアサポート活動が行える体制を構築するために、自分の認知症の経験を生かして、想いを発信できる認知症ピアサポーターをどう確保するのか、同じく認知症の人やその家族、介護者への支援である介護者の集いや認知症カフェの取組を充実させ、この取組とどう連携していくかを考えるに当たり、まずは国や県、県内自治体の実施状況を把握し、参考にしていきたいと思っております。

インターネットによる交流に関しては、全国各地で対面方式により行われていた認知症関係者の交流会が、新型コロナウイルス感染症の影響により、WEB会議ツールを活用しオンラインで開催されるようになりました。これにより遠隔地や広域での開催が可能で、現在も継続して行われているため、その状況も併せて注視していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。認知症の診断を受けた御本人や御家族は、今後の生活の変化や不安などでいっぱいになります。認知症の人やその家族、介護者が同じ立場の人々と交流することで理解ができ、お互いに情報を共有することで心の負担が軽減されます。対面方式だけではなく、インターネットによるオンラインでの交流会の開催についても、様々な実施状況などを把握し前向きに進めていければと思いますので、よろしくお願いたします。

警察庁のまとめによりますと、2023年全国の警察に届出のあった認知症やその疑いがある行方不明者は、およそ1万9千人。今後ますます増加することが懸念される認知症の行方不明者に対して、一人一人の生命を守るためのGPS端末の積極的な活用に向けての負担軽減策の実施や、衣服等に貼れるQRコードが記載されたシール等の普及など、認知症の行方不明者の命を守る取組を推進すべきと考えますが、健康福祉部長に御見解をお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

中野議員も御紹介されましたとおり、昨年1年間に、全国で認知症又はその疑いがあり、警察に届出があった行方不明者の方は1万9,039人となっており、年々増加の一途を辿っています。また、本市でも昨年、認知症の方の行方不明事案が1件ありましたが、この方は、御家族の捜索により無事に発見されています。

市では、認知症の人がお一人で出歩いてしまい、行方不明になった場合などに対応するため、認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業を行っております。徘徊の恐れのある方の御家族等からの申出により、その方の氏名や身体的特徴、顔写真などの情報を登録し、警察や地域包括支援センターなどの関係機関に情報を提供しております。現在の登録者は38人となっております。また、登録のあった方が行方不明になったときには、事前に協力申出のあつている店舗や各種団体、市民の方に電子メール等で情報を一斉配信し、捜索に協力を得ることで、早期に発見し、保護するための協力体制を構築しております。

この事業において、早期発見のための対策として、御本人の登録情報が記されている名札や名刺ステッカー、衣服に貼り付けるアイロンプリントネーム、乱用反射シールなどのグッズを配布し、普段の生活の中で使用していただくようお願いしております。

昨年度に、現在配布しているグッズの使用状況や、新しいグッズの提供希望について登録者の御家族等にアンケート調査を実施しましたところ、約半数の方が、現在配布しているグッズを普段から使用しており、新しいグッズの提供希望については、GPS付きの靴、外出感知器、QRコードの付いた衣服に貼れるシールなどの回答がありました。これらのグッズには、GPS端末により居場所を特定する機能や利用者が屋外に出るとアラームでお知らせする機能、発見者がQRコードを読み取ると自動的に家族にメールが届く機能などが備えられており、行方不明者の早期発見に役立つものとなっております。

このアンケート調査結果を踏まえ、グッズの効果を見定めた上で、適切な価格の範囲内において導入検討を行っていきたいと考えております。また、引き続きこの事業を広く市民に周知・啓発していくことで、認知症の人が行方不明となった場合に、安全と生命を守る取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。行方不明となった方の安全と生命を守るGPS端末やQRコードシールなどの効果を見定めた上で、適切な価格の範囲内において導入検討を行っていきたいとの御答弁であったと思います。認知症の方が行方不明になって、翌日までは生存して発見されることが多いとのことですが、3日以降の生存の可能性は急激

に低くなるそうです。私の経験上、認知症の方が行方不明になったならば、どこにいるのか探すのは本当に大変です。実際に行方不明者を発見した人の半数は、探していた人ではなく、偶然見つけた人とのことです。行方不明になっている本人もどこにいるのか分からなくて不安でいっぱい、探す家族もどこに行ってしまったのか分からなくて、いろんなところを探すけれども見つからず、心配な気持ちでいっぱいになります。偶然見つけた人も、何か身元が分かるものや連絡先がないかとお探しになると思います。行方不明者の安全と生命を守るため、GPS端末やQRコードシールなどの導入について、早急に御検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

では、5番目の質問になります。運転免許証返納後の交通課題解決に貢献できるパーソナルモビリティとしての特定小型原動機付自転車についてです。令和5年7月1日から、道路交通法が改正され、特定小型原動機付自転車が運転免許不要で運転することができるようになりました。しかしながら、特定小型原動機付自転車については御存じでない方が多いため、道路交通法の改正内容など特定小型原動機付自転車に関する情報を、市の広報やホームページなどで啓発していただきたいと考えておりますが、市民環境部長の御見解をお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

最初に、特定小型原動機付自転車について御説明申し上げます。これは、原動機として電動機を用いる車両のうち、最高速度が時速20キロメートル以下、車体の大きさが長さ1.9メートル以下、幅が0.6メートル以下といった条件を満たすもので、先ほど議員からもお話がありますとおり、いわゆる電動キックボードが代表として挙げられます。

令和5年7月1日から改正道路交通法の一部施行に伴い、免許がなくても運転することができるようになりました。

公道で利用する際は、所有者が市区町村へ軽自動車のナンバープレートの交付申請を行い、ナンバーを取得することとなっており、現在、本市では4台の特定小型原動機付自転車が登録をされております。

ナンバープレートの取得が必要ではありますが、免許がなくても乗れるため、今後本市でも所有者が増加することが予想されます。

本市といたしましては、交通ルールを守り、安全に利用していただくための啓発も含め、今後、広報紙やホームページ等で特定小型原動機付自転車を紹介してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。免許がなくても乗れるものであるからこそ、交通ルールを守り、安全に利用していただくための啓発も含めて、今後、広報やホームページ等で特定小型原動機付自転車を紹介してまいりたいとの御答弁であったかと思いません。マスコミ等で特定小型原動機付自転車である電動キックボードの運転マナーが悪いなど、危険な運転をしている一部の人が取り上げられ、何となく良くないというイメージが付いているのではないかと危惧をいたしております。危険な運転をしている人が乗っているものは、特定小型原動機付自転車として条件を満たさないものをインターネットなどで購入して、公道で乗っていた人が多かったようです。私は、特定小型原動機付自転車として条件を満たしている電動キックボードに実際乗ってみました。ほとんどの場面において快適に乗ることができました。交通ルールを守り、安全に利用していただくための啓発はとても大切であると思いますので、よろしく願いいたします。

さて、本市においても、たびたび話題に上がる運転免許証返納後の交通空白地の移動手段。私は本年6月議会においても、交通空白地の移動手段として、グリーンスローモビリティを導入してはどうかと提案をいたしました。今後の検討課題としていただいたわけですが、交通空白地にお住まいの移動手段を持たない方にとっては、日々の買い物や通院などに今まさに困っているわけで、待ったなしの状況です。市としても様々な対策を講じようと努力をされていることは重々承知をしておりますが、実際、なかなかこれだという決定打がないという状況ではないでしょうか。

そこで、交通空白地における運転免許証返納者が、近距離の移動手段として特定小型原動機付自転車を活用することは、自力で移動できる手段の確保につながり、交通空白地問題の解消に少しでも寄与できる部分があるのではないかと思慮いたします。小さなタイヤの二輪の電動キックボードに立って乗る姿をイメージされることが多いので、不安定で危険ではないのかとお感じになる方もいらっしゃるのではないかと思います。私が実際に乗って感じたのは、二輪でも結構安定しているということです。もちろん個人差はあると思いますが、自転車に乗れる方は御高齢の方でも問題なく乗れるのではないかと感じました。二輪では不安を感じる方には、三輪や四輪の特定小型原動機付自転車もありますし、椅子が付いているものや着脱できるものもあります。また、買い物などに利用することを考えると、あの小さな車体で荷物が積めるのかと思われる方もいらっしゃるかと思います。かごを取り付けたら、リュックを背負うことで、日常生活に必要な買い物などは問題なく行えます。また、私が乗った電動キックボードは、家庭用のコンセントから約5時間の充電で60キロメートル程度走ります。買い物だけの普段使いなら、毎日充電する必要もありません。坂道でも普通に走ります。最大荷重は110キログラムありますので、十分ではないかと思えます。私が乗った時期は、夏真っ盛りの正午頃の暑い時間でしたが、スピードは時速20キロで、全身

に風が当たるので動いている時間はそんなに暑さは感じませんでした。信号で止まるとやはり暑かったと記憶しております。

ところで本市では、65歳以上の方が電動アシスト自転車を購入する際に、補助金を交付する制度があり、これはすばらしい制度であると感じております。そこで、この制度を発展的に拡充して、特定小型原動機付自転車も補助の対象としてもいいかもしれません。近年の命にも関わるような酷暑、9月に入った今でさえも、日中はまだまだ暑い日が続いております。そんなときに、電動アシスト自転車とはいえ、ペダルをこいで出かけるというのはなかなか大変です。時代も環境も大きな変化のときに来ているということにも着目した上で、本市でも特定小型原動機付自転車活用の有効性について、企画財政部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 企画財政部長、光井正吾君

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

議員が懸念されますとおり、本市の高齢化は加速しており、今後、公共交通に頼らざるを得なくなる運転免許証返納者も増えていくことが予想されます。

このような中、全国的にも問題になっておりますタクシーなどのドライバー不足は、本市においても同様の大きな課題です。交通不便地域における住民の移動手段の確保が喫緊の課題であることは、十分認識しているところであり、解決の糸口を見つけるべく、あらゆる角度から調査・研究に取り組んでいるところです。

そのような中、先ほど御紹介いただきましたけれども、本市では、交通不便地域や免許証返納者に限った支援としてではなく、市内在住の65歳以上の方を対象として、電動アシスト自転車購入費に対する補助金を交付することで、公共交通以外の移動手段の確保の推進も行っているところです。

補助率は、通常、自転車本体購入費の3分の1で、上限は2万円ですけれども、交付申請日時点で運転免許証の返納日から1年以内の方に限り、補助金の上限額を4万円にアップいたします。

補助金の交付状況としましては、昨年度は10件の申請があり、うち免許証返納者は3人となっております。

現状としましては、本市では、この電動アシスト自転車購入に対する補助事業を可能な限り継続していきたいというふうに考えておりますけれども、議員御提案の特定小型原動機付自転車につきましても、本市における利用者の状況や安全な利用に関する調査なども含め、他市の事例を参考にしながら、運転免許証返納後の高齢者の移動手段としての有効性を研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。交通不便地域における住民の移動手段の確保が喫緊の課題であるということは、共通認識であると思います。みんなで知恵を出し合い考えていかなければならない最重要課題であると思慮しております。特定小型原動機付自転車について、運転免許証返納後の高齢者の移動手段としての有効性を研究していただき、有効であると認められた場合には、電動アシスト自転車購入費用に対する補助と同じように、購入費用の補助を是非御検討いただければと思います。

最後に、執行部におかれましては、誠実な御答弁をいただきましたことに感謝申し上げます。そして、太田教育長、9月末での御退職、大変にお疲れ様でございました。普段のきりっとした表情の合間に、時折見せられるはにかんだような笑顔、その笑顔ですね、素敵だなあというふうに思っておりました。今後も広い御見識をもって、ますますの御活躍をなされることをお祈りいたします。

それでは、私の質問はこれで終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。11時5分から再開いたします。

-----○-----

午前10時58分休憩

午前11時05分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

1番、土黒功司君

○1番（土黒功司君） 改めまして、おはようございます。会派、風の土黒功司でございます。一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。今回は通告に従いまして、快適な生活環境の整備について、道路安全確保、児童発達支援環境の3項目について質問させていただきます。以後、質問席より質問させていただきます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 早速ですが、質問に入らせていただきます。

快適な住まいの環境において、水道水の水温は、生活の質を左右する非常に重要な要素です。特に家庭での料理やお風呂において、適切な水温が確保されることは、日常生活を円滑に営んでいく上で欠かせません。夏場に水道水の温度が高くなることで、これらの生活活動に大きな支障が生じ、住民の健康や快適な生活に深刻な影響を及ぼす可能性があります。昨今の温暖化の影響が水温に影響を与え、特定の地域では、住民が不便を感じる状況が発生しています。実際に、我が家でもある日の水温を調査したところ、30度後半の水温となって

いる日もありました。市として、この上水道の水温上昇に対する現状をどのように把握し、これまでどのような対応を行ってきたのか。また、今後の改善策についてお教えいただけますでしょうか。建設部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 建設部長、草野一人君

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

議員御質問のとおり、夏場になると市民から水温に関する問い合わせが多くなり、水道の水温が高くなっている地域があることは把握しております。

水道の水源は、地下を流れる地下水と地上を流れる河川などの表流水があり、地下水は1年を通して水温は一定していますが、表流水の水温は外気温の影響を受けやすいため、水温が上下しやすくなります。

本市の水道は、花園地区、宇土地区の東部、走潟地区の水源が外気温の影響を受けやすい河川水ということで、ほかの地区に比べ、特に温まりやすい傾向にあります。

この河川水は、球磨川の良質な水を水源にしたもので、上天草・宇城水道企業団から供給を受けており、企業団において月1度の水温測定を行っておりますが、今年8月の水温を確認したところ、球磨川の取水口で28.3度、本市の受入施設である花園配水池で29.1度あり、特に今年は高くなっているとのことでした。

また、水源のほかに水道の水温が高くなる原因としましては、道路に埋設された水道管が、夏場の日差しや気温の上昇で温められることが挙げられます。特に日頃から水道を使う量が少ない地域や水道管の末端の地域は、水の動きが少なくなるため、水温が上昇しやすくなります。

さらに、各家庭においても、給水管を埋設されている箇所が常に日が当たるところであれば、余り水を使用しない日中に水道水や水道水が流れる地面や建物部分が温められ、水温が高くなることとなります。

本市の対応としましては、水温が高い地区については、水道管に水抜き用として設置してあるドレン管から水道水を排水して、常に水が動く状態にし、水温の上昇を緩和するように対処しています。

今後につきましては、水道水の水温を下げる抜本的な対策を見つけることは難しい状況ですが、まずは水道水が流れる各地点の水温を測定し、どのように水温が上昇しているか把握を行い、より効果的な対策がないか検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。市民の皆様が、安心して快適に暮らせる環境を整えることは、行政として重要な責務だと考えます。具体的な水温上昇の原因、対

応策を丁寧に御説明いただきありがとうございます。抜本的な対策が、非常に困難であることは十分に理解しております。しかし、市民の皆様にとって水道水の適切な温度は、生活の質を守る上で欠かせない要素であり、特に料理やお風呂といった日常の生活活動においては、快適な温度が確保されることが重要です。今後、市として水温が上昇している状況を継続的に把握し、より具体的で効果的な対策の検討を進めていただければと考えます。御答弁いただいたような地域ごとの水温管理の強化など、現実的かつ効果的な秘策を模索し、市民に安全で快適な水道水を提供していただけるよう、引き続き尽力を申し上げます。

次の質問に移ります。安心・安全なまちづくり道路安全確保について。宇土市の通学路において、白線が消えかけている箇所が多く見られます。それだけでなく、道路上に書かれているや「止まれ」や「徐行」といった注意喚起の文字が薄れてしまっている箇所もあり、視認性の低下が深刻な問題となっています。現在の一部の通学路の状況、道路状況の資料を映しますので、モニター又はタブレットを御覧ください。こちらは、ある地区の通学路の状況なのですが、走瀉です。走瀉地区は御存じのとおり用水路に面したところを子どもたちが通っておりまして、見て分かりますとおり、通学路のところの白線がもう消えているのが分かります。左側の写真は車が通っているところを避けながら、車が一応距離を置きながら通っていただいているんですけども、非常に危ない状況となっております。2ページ目なんですけど、また交差点のところ、もう読むのが本当に難しいぐらい危険な箇所で、道路の文字が消えかけていたり、カーブミラーのところの劣化が多く見られています。通学路として利用される道路では、車両の減速や停止が適切に行われなくなり、朝夕の登下校時に子どもたちが交通事故のリスクにさらされる場面が増えているとの報告が、保護者や学校関係者から多く寄せられています。こうした道路標示が適切に維持されることが、子どもたちの安全を守るために不可欠であり、市としても最優先で取り組むべき課題であると考えます。現在、通学路における白線や文字表示の劣化状況を市はどのように把握し、そのメンテナンスや再整備において、どのような優先順位を設定しているのでしょうか。また、現在の道路メンテナンスに充てられている予算規模を踏まえた上で、これらの課題に対する対応は十分であるのか、再評価する必要があるのではないかと考えております。子どもの安全を最優先に見据えた道路メンテナンスの強化について、市の認識と今後の対応計画を具体的にお伺いできればと思います。建設部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 建設部長、草野一人君

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

まず、市内の通学路の白線や「止まれ」、「徐行」等の道路標示の劣化状況をどのように把握し、どのような優先順位で再整備を行っているかとの御質問についてですが、現在、本市が管理する市道の延長は約500キロメートルと長く、通学路も含め、全ての市道の道路

標示の状況を確認するのは困難な状況です。そのため、市民の皆様からの通報を基に対応しているというのが現状です。

ただし、通学路については、通学路の安全確保に向けた取組を行うことを目的に策定された宇土市通学路安全プログラムに基づき、年1回、教育委員会、学校、放課後児童クラブ関係者、PTA、警察、道路管理者である国・県・市及び地域住民等が参加する合同点検を行っています。

この合同点検の結果を基に、国・県・市の道路管理者による白線等の引き直しや、交通規制を伴う横断歩道や停止線、「止まれ」等の道路標示については、警察において引き直しが行われているところです。

次に、道路メンテナンスの強化に対する市の認識と今後の対応についてですが、議員御指摘のとおり、子どもたちの安全が最優先というのは当然のことであると考えております。

現在、土木課では、市道の形態や路面状況を把握するため、シルバー人材センターに委託し道路パトロールを行っておりますが、今後は、この道路パトロールを強化し、道路標示の劣化についても把握に努めるとともに、警察や道路管理者である国・県と連携を密にし、必要な箇所に必要な対応が取れる体制づくりに努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございました。宇土市通学路安全プログラムに関する知識が、私自身不足しており、その点について十分な調査ができないまま、建設部長にお尋ねしたことを大変申し訳なく思います。ただ、その上で申し上げますが、宇土市通学路安全プログラムに関して、現場では学校やPTAの構成メンバーが毎年変わったり、プログラムの運営方針が十分に周知徹底されていないとの声が聞かれます。このような状況では、せっかくの合同点検の効果が十分に発揮されず、継続的な安全確保の妨げになることが懸念されます。部署は変わりますが、教育部におかれましては、宇土市通学路安全プログラムの運営方針が関係者に確実に伝わるよう説明会の開催や、年間を通じた情報共有の強化を是非検討していただければと思います。合同点検の目的や基準、報告のフィードバックを明確に伝わるガイドラインの作成や運営の継続的な確認改善を期待しております。

次の質問です。市内の様々な地域で道路舗装や拡幅に関する陳情が寄せられているとは思いますが、限られた予算の中で地域全体の交通安全を効率的に確保するためには、白線や道路上の文字標識の再整備が、比較的低コストでありながら、短期間で大きな効果を発揮できる手段であると私自身考えております。特に、通学路や高齢者が利用する道路においては、こうした道路標示のメンテナンスを適切に行うことで、事故のリスクを大幅に減少させ、安全性を迅速に向上させることが可能だと考えます。市として、現在の道路整備に関する年間

予算の中で、こうした道路標示のメンテナンスがほかの大規模な道路工事に比べ、費用対効果が高いという点をどのように評価されていますでしょうか。また、現在の限られた市の予算の中で、道路標示の再整備を優先的に進めるための方針や優先順位の設定基準についてお伺いできればと思います。ほかのインフラ整備とのバランスをどのように考え、道路メンテナンスを進めているのか、市としての全体的な計画を含めて御答弁をお願いします。建設部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 建設部長、草野一人君

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

まず、道路標示の再整備の費用対効果についてですが、議員御指摘のとおり、消えかかった白線や道路標示の明示は低コストでの整備が可能であり、費用対効果は高いものと認識しております。

しかし、道路拡幅を含めた道路改良を行うことで、交通の安全性が大幅に向上することも事実であります。市としましては、どちらが優先ということではなく、どちらも並行して進めていくべきものと考えております。当然、その中において、通学路の安全確保は最優先に取り組むべきものと認識しております。

次に、道路標示の再整備と道路整備とのバランスをどのように考えているのかについてですが、土木課には市内各地区から、道路の拡幅や舗装等に関する様々な要望がっております。この要望に対して、緊急性を基に優先度が高いものから事業化しているところです。先ほどの繰り返しになりますが、道路標示の再整備と道路整備は、並行して進めていくべきと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございました。通学路の安全確保は最優先とされていることは当然のことであり、特に子どもたちの安全が直接関わる場所では、道路標示の視認性が交通事故のリスク軽減に直結するために、迅速かつ確実な対応が求められます。市としての取組がどちらも並行して進めるという大枠の方針にとどまってしまうと、限られた予算と人材をどのように最も効果的に配分するかが曖昧になり、結果的に対応が遅れる可能性があることが懸念されます。道路拡幅や舗装といった大規模な工事は多額の予算が必要であり、その実施には多くの時間と資源が費やされる一方、白線や「止まれ」などの道路標示のメンテナンスは、御答弁にあったとおり、比較的少額の予算で済み、短期間で地域の安全性を大幅に向上させることは間違いないと思います。市として、現在の道路整備全体に係る予算の見直しを行い、道路標示のメンテナンスに必要な資金を確保するため、市の予算を優先的に確保したり、国や県の補助金や特別予算を活用するなど、効果的な資源配分を進めるこ

とはできないでしょうか。また、予算の再配分を含め、通学路やそのほかの優先度の高い地域の道路メンテナンスをより迅速に進めるための具体的な施策や計画について、市の今後の方針、具体的な取組内容を示していただければと思います。建設部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 建設部長、草野一人君

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

まず、予算に関しまして、昨年度の決算で申し上げますと、市の交通安全対策事業費のうち、外側線等設置委託料の支出済額は441万7,050円で、道路橋梁費うち、工事請負費の支出済額の合計は3億3,647万3,732円であります。

外側線等設置委託料は、サテライト宇土からの環境整備協力金を基にした基金を一部繰り入れているものの、残りは全て一般財源となっております。これに対し、道路整備に伴う工事請負費は、国の交付金や財政面で有利な起債を活用しておりますので、工事請負費を減らした分を単純に外側線等設置委託料に充てられるというものではございません。

しかしながら、先ほど答弁しましたとおり、今後、道路パトロールを強化する中で、道路標示の劣化について市が把握できる件数が増加することが見込まれますので、迅速に対応できるよう予算の確保は必要だと考えております。

次に、地域住民が安心して通行できる道路環境の整備についてですが、道路パトロールの強化や宇土市通学路安全プログラムに基づく関係機関と連携を密にすることにより、危険箇所の把握に努め、速やかな対応を行うことで、市内全体の交通安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございました。市が道路標示の再整備に必要な予算の確保に向けて努力されていること、また道路パトロールの強化を通じて、交通安全の向上を図ろうとする姿勢について理解いたしました。今後強化される道路パトロールの結果、把握する道路標示の劣化件数の増加が予想されますが、これを単なるデータ収集で終わらせず、早急な対応につなげる仕組みづくりをお願いいたします。市としてどのように緊急性を判断し、予算や人員を効果的に配置するかが問われるところです。地域住民からの声やパトロールで得られた情報を最大限に活用し、迅速かつ適切な道路メンテナンスを実施することを強く要望いたします。

最後の質問に移ります。児童発達支援環境の充実についてです。児童発達支援環境は、発達障がいや発達の遅れを抱える子どもたちに、健全な成長と将来の自立を支援するために、不可欠な取組です。子どもたちが適切な支援を受けることで、将来的に自立し、社会に貢献できる人材となることが期待されます。児童発達支援の充実は、中学校の不登校への問題に

つながる影響もあると聞きますし、家族の負担軽減や地域全体の福祉向上にもつながります。このような背景を踏まえ、児童発達支援の更なる充実が宇土市の未来の支えになる重要な課題であると考えます。

まず、宇土市の児童発達支援の現状についてお伺いいたします。宇土市障がい児福祉計画によれば、児童発達支援の利用者数は令和5年度で129名、令和6年度には138名、令和7年度には148名、令和8年度には159名と、今後も増加が見込まれております。少子化が進行する一方で、発達障がいや発達の遅れを抱える子どもたちの数が年々増加している状況と聞いておりますが、こうした支援が必要な児童の実態について、現在の宇土市内における児童発達支援施設では、どのくらいの子どもたちを受け入れているのか、現状をお教えください。また、現在の施設数や受入体制が、今後の利用者数の増加に対応できるキャパシティを有しているのか、今年度以降の施設確保に向けた計画はどのようになっているかについても、併せてお答えください。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

本市における発達障がいや発達の遅れが見られる子どもの児童発達支援事業所が受け入れている数は、複数の事業所を利用している児童もいるため、正確な実人数ではありませんが、令和6年3月の請求実績の延べ件数では167件です。そのうち約7割の116件が、本市内の児童発達支援事業所を利用しており、約3割の51件は、近隣市町の事業所を利用している状況です。

また、今後の利用者数の増加見込みへの対応につきましては、現在、本市には児童発達支援事業所が7か所ありますが、昨年度策定した令和6年度から令和8年度までの第3期障がい児福祉計画において、新たに3事業所を整備予定としており、令和8年度までに10か所の設置を予定しております。

児童発達支援の利用につきましては、週1回から2回の利用が平均的であり、事業所の定員数から鑑みると、利用者数の増加には対応できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございました。御答弁の内容について、幾つかの懸念点があります。まず、本市内の児童発達支援事業所を利用している児童が約7割、残りの3割が近隣市町の事業所を利用しているという現状についてですが、これは市内の支援体制が十分でないために、他市町の事業所を選択せざるを得ない家庭がある可能性があるのではないかと考えます。この3割の児童とその家庭にとっては、移動時間等の負担増が生じる可能性が高く、特に発達支援が必要な子どもたちにとって、アクセスの良さは重要な要素であ

ると考えます。このような現状を踏まえ、市内の支援体制をより充実するための対策も求められるのではないかと考えられます。

次に、令和7年度までに児童発達支援事業所を3か所増設し、計10か所とする計画が進められているということですが、今後も利用者の増加が見込まれる中で、この整備計画が実際に利用者のニーズを十分に果たすことができるかは、慎重なモニタリングが必要だと考えられますので、引き続き、児童発達支援の充実に向けた努力をお願いするとともに、実際に支援が行き届くよう、市としても更なる施策の充実を求めてまいりたいと思います

続いて、児童発達支援施設の充実、専門スタッフの確保・育成、更には利用者サービスの質の向上についてお伺いいたします。まず、専門スタッフに関してですが、児童発達支援においては、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士などの専門職が、子ども一人一人の特性に応じた支援を提供するために、非常に重要な役割を果たします。宇土市内の児童発達支援施設では、これらの専門スタッフは十分に確保できているのでしょうか。もし不足している場合には、どのように確保し、継続的に育成していく計画があるのか、市としての考えをお伺いできればと思います。また、施設の充実を図るためには、施設の質の向上や安定した運営体制の確立も不可欠です。この件に関して、市として具体的な方針や予算配分をどのように計画しているのか、今後の計画についてお伺いいたします。さらに、児童発達支援施設を利用する子どもたちとその家庭に対して、質の高いサービスを提供するための取組、専門スタッフの充実はもちろんのこと、施設利用者が必要とする専門性、サポートが適切に提供されているかを評価し、サービスの質を向上させるための仕組みはどのように整備されているのか、現状の取組や課題について御説明いただければと思います。例えば、利用者からのフィードバックを活用して、サービスの改善を図る仕組みやスタッフのスキルアップを促進するための研修制度が整備されているかどうか。また、利用者の満足度向上を目指した具体的な取組が行われているかについても、お答えいただければと思います。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

まず、児童発達支援事業所への専門職の確保についてですが、児童発達支援事業所の指定は県が行っており、人員・設備・運営に関する指定基準があり、これらを満たした人員配置が必要となります。定員10人の場合の基準では、機能訓練や医療的ケアを行わない場合は、専門職の配置は求められておりません。専門職の配置により、療育の質の向上につながりますが、市には事業所の指定権限がなく、国の基準以上の要件を設けることはできないため、市が専門職の確保や育成計画を策定することは難しいと考えております。

次に、事業所の質向上や安定した運営強化に向けての御質問ですが、先ほど申し上げまし

たように、市には事業所の指定権限等がないため、市としての具体的な方針を定めることはできません。しかし、国においては、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業所等の人員、設備及び運営に関する基準の改正や、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定を実施し、利用者が、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な乳幼児期にあることを踏まえ、障がいの特性を踏まえた児童発達支援の確保や、質の評価を取り入れた質の高い発達支援の提供の推進に取り組むこととしております。

今回の報酬改定においても、子どもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、事業所に対して、1、健康・生活、2、運動・感覚、3、認知・行動、4、言語・コミュニケーション、5、人間関係・社会性の五つの領域を全て含めた、総合的な支援を提供するプログラムの作成・公表を求めています。また、専門職による支援の評価として、専門的支援加算等をより細やかに新設し、報酬に反映させることで、経験ある人材の活用・評価を推進しており、事業所の質向上や安定した運営強化を図っております。

また、児童発達支援に係る事業費は、国2分の1、県4分の1、市4分の1で負担しております。利用者数の増加とともに、事業費も年々増加しておりますが、療育を必要とする児童が適切に利用できるよう対応してまいります。

次に、サービスの質の向上については、事業所の指定権限がある県が、事業所に対し指導監査を実施しています。講習等による集団指導や実地による運営指導を定期的に行うことにより、事業所の質の確保及び給付費等の適正化を図っています。

次に、利用者からのフィードバックを活用してのサービス改善や、満足度向上を目指した取組についてです。事業所は児童発達支援ガイドラインに基づき、職員や保護者による評価を踏まえた自己評価だけでなく、児童・保護者を対象としたアンケート等を実施し、利用者の意向や満足度を把握することが求められています。その結果を踏まえ、業務改善を図らなければならないとされており、その取組については児童・保護者に示すとともに、公表することになっております。

次に、職員のスキルアップの促進については、発達支援ガイドラインでも、事業所の設置者・管理者は職員の支援の質の向上を図るため、研修の実施等を行う必要があると定められており、研修の受講機会等を提供することで職員のスキルアップの促進につながるものと考えております。

また、今年3月に宇城圏域に児童発達支援センターが設置され、地域における障がい児支援の中核的役割を担っております。その機能の一つとして、地域の事業所への支援技術の向上に資する助言・指導を行うスーパーバイズ・コンサルテーションの実施があり、人材育成の一環として、事業所職員が専門的かつ適切な支援が実施できるよう研修も実施しているところです。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございました。市、県として広域で様々な取組が行われていること、ありがとうございます。ただ、児童発達支援事業所の専門職の確保について、市としては指定権限はないために直接的な関与は難しいという御説明でありましたが、発達障がいや発達の遅れがある子どもたちにとって、専門職の存在は支援の質を大きく左右するものであり、非常に重要であります。国の基準以上の要件を設けることができないにしても、市として事業所への積極的な支援や専門職の確保を推進するための働き掛けを行うことは可能であると考えます。例えば、専門職を目指す人材に対する奨励金の支給や研修の機会提供など、支援の質を高めるための市独自の施策も可能ではないでしょうか。以上の点について、引き続き市民の声に耳を傾け、より質の高い児童発達支援環境の整備について、市としての強い取組をお願いいたします。

最後に市長にお尋ねいたします。宇土市は、「住みたいまち、住み続けたいまち」を目指しておりますが、その実現には、特に子育て世代にとって魅力的な環境づくりが欠かせません。今回取り上げさせていただいた児童発達支援環境の充実、発達障がいや発達の遅れを抱える子どもたちだけでなく、子育て世代に安心感を与え、宇土市が子育てに適したまちとして選ばれるために重要な政策であると考えます。そのためには、児童発達支援施設の充実だけでなく、複合的な支援環境の整備が必要であり、その一つとして、公園設備の充実が挙げられます。令和5年3月議会の一般質問でも提言させていただきましたが、市民からは「宇土市には、子どもたちを自由に遊ばせられる公園施設が少ない」、「市外の公園に連れていかざるを得ない」という意見が多く寄せられています。こうした現状は、子どもたちや保護者にとって大きな負担となっており、地域で安心して遊べる環境の整備が急務であると考えております。また、公園の遊具の劣化や修繕が必要な箇所も多く、早急な対応が求められます。公園施設の充実、子どもたちに身体的な発達に加え、社会的・感覚的な発達も大きな効果をもたらすことが多くの研究で示されています。特に、障がいのある子どもたちが利用できるバリアフリーの遊具や自然環境の整備は、感覚統合療法などの発達支援に活用され、重要な役割を果たしています。健康福祉部が進められている児童発達支援事業に加え、建設部等の事業部とも連携して、公園整備を児童発達支援の一環として進めることは極めて有効であると考えています。宇土市として、子どもたちの発達を支援する公共施設の環境整備を進めることは、子育て世代が住みたいまちとして宇土市を選ぶための重要な要因であると考えます。現在進んでいる旧田中会館を活用した図書館整備や子どもサードプレイス施設の建設、走潟地区におけるかわまちづくり計画など、児童発達支援という視点も取り入れた施策を是非検討していただければと思います。さらに、児童発達支援環境の充実、冒頭述

べましたとおり、現在小中学校の大きな課題となっている不登校問題にも大きく関わってくると思います。市として、各担当部の連携を強化し、児童発達支援の充実を図ることで、子育て世代に選ばれるまちづくりをどのように進めていくのか、その体制や方針について市長の考えをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

まず、本市が管理している遊具を備えた公園は、全部で30か所でございます。しかしながら、今御指摘がありましたとおり、遊具本体や部材等に経年による劣化や腐食が進んでおりまして、年々修繕の必要などが増加しており、その都度対応しているところでございます。最近個人的に、こういった公園に出向くことが極端に増えてまいりました。子育ての時代にはもちろん行っていたのですが、子どもが成長するにつれて、公園からは当然足が遠のいていたわけですが、この遊具の老朽化の問題もあってどういう状況かというのを見に、仕事の延長線上として行くこともありますし、孫ができて、孫を連れてじいさんとして遊びに連れていくこともあります。また、そういうことで行っていると、いろんなところに行ったときに、珍しい遊具が見えたらちょっと寄ってみようかなということで、よその自治体の公園に立ち寄ることなどもあります。動機は様々なんですけども、そんな行く中で、やはり子どもたちの姿も見かけますし、自分も連れていくものですから、じっくり観察することがあるわけですが、総合的に大きく、強く感じているところが2点あります。子どもをじっくり見ていると、遊びの中で工夫をしながらだんだん上手になっていくんですね。階段の上り方が上手になっていく、危ない場所を避けていく、そしてやはり1回目に行くときと2回目に行くときはスピード感も変わってきて、本当に楽しそうに遊んでくれる。そういう姿を見て、こういう遊びで子どもってやはり成長するんだなということを改めて感じました。自分が子育てをしているときにはそこまで感じなかったことが、今やっと分かったような気がします。それと、特に市外の公園にも出向くものですから、出向くといっても子どもを連れていくというのではなくて立ち寄るものですから、感じるのですが、宇土市内の遊具は軒並み古くなっておりまして、構造的にも遊びの安全性とかはいいのかもしれませんが、よそに行くといえらく工夫した遊具がたくさんあるんですね。そういうのを見ると、使えない遊具もあって申し訳ないなという部分もありますけれども、余り面白そうでもないなというようなこともあったりして、やはりもう少し公園の整備には力を入れるべきだなということを、最近特に強く感じているところです。

市としましても、以前にも答弁しておりますとおり、小さい子どもたちも安心して過ごせる遊びの場として、既存公園の再整備を進めたいと考えているところでありますが、いろいろ自分も見ている中で、これは早く実現しないといけないというのが実感でございます。

議員がお話されましたとおり、また私も最近感じているような中身を先ほど申し上げましたけれども、公園や自然環境が子どもの発達に与える影響は非常に大きいと思います。感覚統合の話もありましたけれども、感覚統合とは、複数の感覚を整理したりまとめたりする脳の機能のことであり、感覚統合がうまくいかないと、情緒面、行動面、学習面、対人・コミュニケーション面などで、様々な問題が起こるとも言われているようでございます。そのため、子どもにとって感覚を育てる様々な遊びが大切であり、その遊び場の一つとして公園があると思います。

今回、御質問いただいた感覚統合を助ける遊びを取り入れ、発達支援に活用できる場所があるとなれば、市としても非常に重要なことではと思います。ただ、発達障がいや発達の遅れがある子どもに限らず、公園の中で自然と楽しく感覚統合を高めることができる仕組みや、様々なニーズに合わせた遊具を設置することは、広く市民にとっても必要なものでございます。先ほどから申しておりますが、現時点で宇土市内の公園の遊具の老朽化が非常に進んでいることもありますので、できるだけ早く再整備をしたいと考えております。その中で、議員御指摘の大人も子どもも障がいがあっても楽しめるインクルーシブ的な考えを取り入れた公園の整備についても、検討していきたいと思うところでございます。

今後の公園の新設・再整備もですけれども、発達支援という意味での施設等の整備も含めてですけれども、これに関わるのは決して一部の部署のみではございませんので、市役所であれば、教育部、建設部、経済部、健康福祉部など、横の連携をしっかりと取って、利用される方々の多くの意見も参考にさせていただきながら、誰もが利用しやすくなる安全な遊具を導入できる公園、あるいはそういった施設の整備に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 市長、こんなに力強いメッセージをいただけるとは思ってなくて、本当にありがとうございます。市長にお孫さんが生まれたということで、親としての立場、祖父としての立場のいろんな目線で子どもたちと関わるというのが、いろんな立場で関わっていくと、宇土市としても本当に魅力的なまちづくりになるかなと思っております。今回、こういった発達支援事業のときに、ある事業所さんを訪ねたときに、人は食べものを食べるときに結構栄養面は気にするんだけど、運動という面も、先ほど御説明があったとおり、体に対しての刺激を小さいうちから受けるということが体の栄養になるというお話をある専門職の方から聞きまして、本当に感銘を受けたんですね。そういった意味で、今回発達支援というところと、公園事業というのをつなげさせて御提案させていただきました。宇土市が「住みたいまち、住み続けたいまち」と選ばれるためには、地域で安心して利用できる安全な魅力的な公園の整備が不可欠だと考えます。市外に出向く必要のない魅力ある遊び場の提

供をスピード感を持って進めていただきたく、強く要望いたします。現在進行している市の整備事業に対しても、子どもの健全な育成の視点を入れた宇土市のグランドデザインを強くお願いいたします。

最後に、今回の一般質問に対し、丁寧に御答弁いただきました市長をはじめ、関係各課の職員の皆様に深く御礼を申し上げます。子どもたちの通学路の安全確保、児童発達支援の公園整備など、子どもたちやその御家庭のために前向きに取り組んでいただけることを心から敬意を表します。今後とも皆様と協力しながら、宇土市がより魅力的なまちとなるよう、私自身も頑張っていきますので、引き続きの御尽力をお願い申し上げます。

私からの一般質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。11時55分から再開いたします。

-----○-----
午前11時48分休憩
午前11時55分再開
-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

18番、福田慧一君

○18番（福田慧一君） 日本共産党の福田です。新型コロナウイルス感染症対策は公的責任で行うべきではないかなど、5点について質問いたします。担当部長、市長の誠意ある答弁をお願いいたしまして、質問席より質問いたします。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 新型コロナウイルス感染症について質問をいたします。新型コロナウイルス感染症は、昨年5月に感染症5類に移行し規制が解かれ、観光地や繁華街などにはぎわいを取り戻し、交流が広がる中で、新型コロナウイルスの変異株による感染症が広がっております。6月から7月にかけて熊本でもかなりの感染者数が増えましたが、8月には減少しました。しかし、盆が過ぎ、子どもの夏休みが終わり、今後は感染者が増えるものと見られております。コロナ感染者の全国と県内の状況、今後の見通しについて健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症の発生状況については、国立感染症研究所が全国5千の医療機関からの報告を基にした定点把握により、1医療機関当たりの新規患者発生数を公表してお

ります。

それによりますと、令和6年7月頃から全国的に新規感染者数が増加傾向を示し、いわゆる第11波に入ったことが確認されました。この第11波は、九州地方を中心に流行が広がり、7月第4週の熊本県内の新規患者発生数は25,46人と、全国3位となりピークとなりましたが、その後は減少しております。

昨日、9月5日に公表されたデータで、8月26日から9月1日の分になりますが、熊本県内の新規患者発生数は5,22人と6週連続で減少しましたが、先週の全国の総計では増加に転じており、これまでも夏休みやお盆、シルバーウィーク等、人の動きが多くなる時期以後に感染者が増加する傾向があることから、今後も引き続き、感染者数の動向を注視する必要があると思っております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 答弁のとおり、減少しておりますが、今後は増加するとみられております。これに対する感染予防や重症化を防ぐ対策が必要であります。しかし、4月より新型コロナウイルス感染症に対する公的支援が打ち切られました。一部の治療薬は健康保険証を使って3割負担でも3万円程度かかると聞いております。PCR検査やワクチン接種、治療薬等の個人負担はどの程度かかるのか説明をお願いいたします。高齢者は、新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高いため、秋には、65歳以上と60歳から64歳の基礎疾患のある人に対し、ワクチン接種が始まります。しかし、ワクチン接種で7千円も個人負担があり、治療薬については、医療機関の窓口負担でもさらに高くなります。そのため、ワクチン接種や治療などをためらう人が出てくると思います。それでは、重症化を防ぐことはできません。市独自の支援を含め、公的支援の拡充が必要ではないか。国に対する要望も含め、健康福祉部長に市の考えをお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症の治療にかかる医療費は、令和6年4月から公費による支援がなくなっており、現在は通常の保険診療での負担となっております。

まず、現在の治療薬として抗ウイルス薬ゾコーバ、ラゲブリオ、パキロビッドの3種類があります。各治療薬の費用は、保険診療の負担割合に応じて異なりますが、3割負担の場合、ゾコーバは約15,800円、ラゲブリオは約28,500円、パキロビッドは約3万円です。これらの治療薬を用いるかは症状に応じて、医師と相談しながら、適切な治療薬を選択されるため、全ての方の治療に用いられるわけではありません。一般的に抗ウイルス薬を処方されない場合は、発熱や体の不調を和らげるために、解熱剤のアセトアミノフェン等を使用し、

症状の緩和が行われています。

次に、新型コロナウイルス感染症の検査方法ですが、罹患の有無についての精度の高さを求める場合はPCR検査を用い、3割負担で2,630円です。このほかに、症状や病気の経過を見て、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、抗原検査が用いられ、この場合は3割負担で960円となります。新型コロナウイルス感染症とインフルエンザのどちらかではないかと疑われる場合には、同時抗原検査が用いられることもあり、この場合の3割負担は1,180円となります。これらの金額は検査代のみであり、初診料や処方料などは別途かかります。

最後に、ワクチン接種についてお答えします。本年6月21日に国が開催した自治体説明会で、接種費用見込みが1回当たり1万5,300円程度になることが示されました。このうち定期接種への移行期における激変緩和措置として、国の基金から8,300円の助成が行われます。本市では、接種を希望する方の経済的負担を軽減するため、季節性インフルエンザ予防接種と同等の割合で補助を行うこととし、残りの7千円のうち4千円を市が補助し、定期接種を受けられる方の自己負担額は3千円になります。

新型コロナウイルス感染症は、慢性呼吸器疾患や慢性心疾患、慢性腎疾患等の基礎疾患のある方や高齢者等で、免疫力が低下した方の中には重症化する場合もあり、中には後遺症と思われる症状で悩んでいる方もおられます。公的支援の終了により、予防接種や治療費などの個人負担は大きくなり、福田議員が懸念されるとおり、受診控えや接種控えにつながる可能性もございます。

そのため、市としましては、今後も新型コロナウイルス感染症にかかる医療費や予防接種状況などの実態把握に努め、状況に応じて国や県へ医療に対する公的支援の要請についてもその必要性を検討したいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） ワクチン接種については1万5,300円の費用に対し、国が8,300円の負担をし、残り7千円のうち、市独自で4千円の補助をし、個人負担は3千円と負担は軽くなりますが、治療薬については、公的支援を増やさないと治療を避けると思います。より一層の公的支援をお願いいたしまして、次の子育て問題について質問をいたします。

子ども・子育て支援について質問いたします。子ども・子育て支援法が改定され、こども未来戦略「加速化プラン」として、2028年までに少子化対策として児童手当などを拡充するとしているが、その中身はどのようになっているのか、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

昨年12月22日に閣議決定されましたこども未来戦略において、急速な少子化、人口減少に歯止めをかけ、持続的な経済成長を達成するため、子ども・子育て政策を抜本的に強化し、次元の異なる少子化対策を実現することが掲げられました。

この次元の異なる少子化対策を実現するに当たり、加速化プランとして、今後3年間の集中取組期間における具体的政策の実施とその財源確保策の内容等を示しております。加速化プランの施策は4本柱となっておりまして、一つ目に、子育ての経済的支援、二つ目に、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、三つ目に、共働き・共育での推進、四つ目に、こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革を示し、全体の予算規模は3.6兆円程度とされております。

主な施策としましては、まず、児童手当制度が拡充されます。タブレット又はモニターを御覧ください。

全ての子どもの育ちを支える基礎的な経済支援として児童手当制度を位置づけるため、受給者の所得制限を撤廃し、今年の10月分から、支給対象年齢がこれまでの中学3年生までから、高校3年生相当年齢までに拡大されます。具体的には、0歳から3歳未満は月額1万5千円、3歳から高校生年代までは月額1万円を支給します。さらに、多子世帯では経済的支援の必要性が高いことから、第3子以降は月額3万円となります。併せて、きめ細かく児童手当を支給することができるよう、支給月がこれまでの年3回から、隔月（偶数月）の年6回となります。なお、児童手当の拡充に係る本市の予算案につきましては、本定例会に上程しております。

次に、幼児教育・保育の質の向上を目指すための職員配置基準については、保育士一人当たり担当する1歳児を6人から5人へ、4・5歳児は30人から25人へ改善されます。また、保育士等の処遇改善に取り組む方針も示されております。

また、全ての子育て家庭への支援を強化するため、働いているかどうかを問わず、時間単位で柔軟に利用できるこども誰でも通園制度が創設されます。今年度から一部の自治体で試行的事業を開始し、令和8年度からは全国で取り組むこととされています。

そのほかの施策としまして、国は、ひとり親家庭の自立促進のための児童扶養手当の拡充や就業支援、多子世帯の学生等に対する高等教育費の負担軽減のため、大学等の授業料の無償化や授業料後払い制度の創設、また、出産等の経済的負担の軽減のための出産育児一時金の引上げや出産費用の保険適用など、様々な支援策が検討されております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 答弁された内容を進めるとしておりますが、子ども・子育て支援の

財源として、インボイス導入による消費税の増税分や公的医療保険や医療費窓口負担の引上げなど、3兆6,000億円を確保するとしています。公的医療保険や医療費の窓口負担の増などどうなっているのか。また、労使折半の被用者保険より国保や後期高齢者医療保険の上乗せは高いとされております。加入者の収入に対応した負担はどうなっているのか。個人に財源負担を求めるのではなく、公的支援にするべきと思うが、市の考えを市民環境部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みで、令和8年度から10年度にかけて段階的に構築される少子化対策等のための特定財源となります。この特定財源の対象となる費用に充てるために、国民健康保険、後期高齢者医療制度、被用者保険の被保険者から一般的な保険料と合わせて、子ども・子育て支援金を賦課・徴収し、各々の医療保険者が国に対し支援納付金として拠出するものです。

制度の詳細についてはまだ示されてはおりませんが、現時点で公表されている医療被保険者が負担する支援金額については、国民健康保険加入者一人当たりの支援金の平均月額の見込額は、令和8年度は250円、参考までに一世帯当たり350円、令和9年度は300円参考までに一世帯当たり450円、令和10年度は400円、参考までに一世帯当たり600円と試算されておりますが、実際の賦課額は世帯構成や所得水準によって異なることとなります。

次に、後期高齢者医療制度加入者一人当たりの支援金の平均月額の見込額は、令和8年度は200円、令和9年度は250円、令和10年度は350円と試算されております。こちらも実際の賦課額は世帯構成や所得水準によって異なることとなります。

これらの平均月額と被用者保険の平均月額を合わせた全制度平均では、令和8年度は250円、令和9年度は350円、令和10年度は450円と試算されています。また、国民健康保険、後期高齢者医療制度ともに、低所得者軽減も検討されており、現行の保険料と合わせた賦課・徴収の方法等も含め、支援金制度の詳細については、来年夏頃に示される見通しとなっております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 部長が答弁された点は、今、詳細は分かってはおりませんがそのとおりだと思います。しかし、我が党の国会議員の試算では、国民健康保険加入者で年収400万円の夫婦、子ども1人の3人世帯で、月額1,600円となっております。国民健康保

険加入者は、年金生活者や非正規で働く収入200万円以下の世帯が8割を占めております。この中には、子育てを終えた世帯や子育てのない世帯があり、今回の児童手当などの給付や支援制度の対象になっておりません。こうした世帯に負担を求めるのではなく、大幅な増額を予定されている軍事費などを削って、それに充てるべきだとのことを強く申し上げておきたいと思います。

次に、介護職員の確保について質問をいたします。厚生労働省の調査では、2026年度には全国で介護職員が25万人が不足し、県内では5千人が不足すると発表しています。さらに高齢化が進み、ピークとなる2040年度には、全国で57万人が不足する見通しだとしております。介護職員が不足すれば、介護を必要とする人は保険料だけを負担をし、サービスが受けられない深刻な事態が予想されます。市における今後の要介護認定者数の推移と、それに対応してどれだけの介護職員が必要になるのか。健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

まず、令和6年度から令和8年度を計画期間とする第9期介護保険事業計画における要介護認定者数の推移について御説明します。

初めに、本市の高齢者の状況についてですが、7月末の総人口3万6,187人に対して、65歳以上の高齢者数は1万1,218人で、高齢化率は31%となっております。本市の高齢者数の将来予測については、モニター及びタブレットを御覧ください。厚生労働省が提供します見える化システムにおいて推計しますと、今後、全国の傾向と同様に、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年頃まで高齢者数は増加し続ける見込みです。増加の割合は今後鈍化していくことが見込まれております。

しかし一方で、高齢者の中でも75歳以上の後期高齢者、さらには85歳以上の超高齢層の数は引き続き増加することが見込まれております。高齢者の中でも介護が必要となる割合が高い75歳以上の高齢層の方が増加することから、要介護認定者の数も増加していくことを見込んでおります。

第9期介護保険事業計画において、本市の要介護認定者数の推移を予測しておりますが、2022年度の1,861人に対して、2026年度には1,995人に増加し、さらに、2040年度には2,441人に増加すると見込んでいます。2022年度から18年後の2040年度には、要介護認定者は580人増え、約1.3倍になる見込みです。

これに対して不足すると見込まれる介護職員の数ですが、市町村ごとの推計データがないため、県の不足数から按分したおおよその数値にはなりますが、2022年度を起算として、2026年度には83人程度の介護職員が不足し、2040年度には164人程度が不足する事態が生じるのではないかと考えられます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 2026年度には83人程度の介護職員が不足をし、2040年度には164人程度が不足するとのことであります。介護職員の確保ができない影響が既に出ております。東京商工リサーチの調査では、介護事業者の倒産が今年1月から5月で72件、前年同月比で75.6%増加をし、過去最多であった昨年1月から6月までの58件を上回っております。倒産に至らずとも、事業所を閉鎖していくところも出ております。これは、今年4月から訪問介護事業所への介護報酬切下げも影響しているとしています。介護職員の確保と訪問介護事業所を守るためには、報酬の切下げ見直しと介護職員に対する大幅な処遇改善を国に求めるべきではないかと思いますが、市の考えを健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

介護職員の不足については、推計の数値が示すとおり、少子高齢化の進行により、今後ますます深刻な状況となる見込みです。介護現場における人手不足は、職員の過重労働を引き起こすだけでなく、介護サービスの質の低下や要介護者のQOL（生活の質）の低下につながり、さらには議員御指摘のように、介護が必要な人が必要なサービスを受けられないという深刻な事態につながるため、介護人材確保のための対策が重要だと考えております。

国は、介護人材確保のため、介護職員の処遇改善をはじめ、多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備など、総合的な対策に取り組んでいます。介護現場への介護ロボットの導入やICT等テクノロジーの導入もその一つです。

本市では、多様な人材の確保・育成面での対策として、介護関係を含む市内事業者正規雇用された30歳未満の市民に対して、奨学金返済に係る支援として最大60万円の補助金を交付し、本市の産業を担う人材の確保に取り組んでいます。また、元気な高齢者などの地域の人材を活用して、家事支援などの有償ボランティアや介護助手等、介護予防における担い手として活用できる仕組みづくりを進めてまいります。また、国や県と連携して、介護職に興味を持つ求職者が増えるよう、チラシ等の作成・配布など、介護職の魅力の発信に努めてまいります。さらには、介護職員の賃金改善が最も重要と考えますので、国への更なる処遇改善の要望が必要と考えております。

次に、訪問介護事業所の介護報酬の減額改定につきましては、今年3月の市議会定例会における福田議員からの一般質問でも御説明しましたとおり、令和6年度における介護報酬改定では、全体としてプラス改定が行われましたが、訪問介護事業所に対しては、介護報酬の

減額改定が行われたところです。これは、訪問介護事業所全体の前年度の収益が良好だったことによるものですが、小規模の訪問介護事業所に関しては、1軒1軒離れた家を訪問するため、施設等に併設された事業所とは違い、利益が出にくい仕組みとなっております。

また、先ほど申しあげました人材不足の影響も大きく、厚生労働省の資料によりますと、訪問介護員、いわゆるホームヘルパーの有効求人倍率は、施設系職員の4倍以上であり、深刻な状況となっております。このため、小規模の訪問介護事業所においては、経営の悪化や人材不足を理由とした廃止が懸念されているところでございます。

本市におきましても、ホームヘルパーの不足や訪問介護事業所の減少は課題となっており、ホームヘルパーの不足から、訪問介護サービスのニーズに応えられないケースも発生しております。これに対しては、先ほど申しあげました人材確保のための対策と介護報酬の見直しが必要と考えております。

現在、国に対して市長会を通じ、要望を提案しているところですが、その内容は、訪問介護サービスの報酬の減額改定に対して、訪問介護事業所が抱える課題、問題点を十分考慮して行うことや、介護事業所の経営の安定化について措置を講じられるよう、強く要望を行うものです。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 市でも既にホームヘルパーの不足から、訪問介護サービスのニーズに応えられないケースも出ているとのことですが、介護事業所への報酬の引上げや介護職員の大幅な処遇改善により一層取り組んでいただき、介護サービスを必要とする人がサービスが受けられないような状況をつくらないように強くお願いをいたしまして、次のマイナンバーカードについて質問をいたします。

健康保険証を残せとの医療機関や国民の要望に対し、国はこの声に耳を貸さず、12月2日には現行の保険証を廃止し、マイナンバーカード保険証に一本化するとしております。現行のマイナンバーカードの取得率、健康保険証への紐づけ、医療機関でのマイナ保険証の利用状況はどうなっているのか、市民環境部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

令和6年7月末現在の割合となりますが、宇土市におけるマイナンバーカードの取得率は77%、うち健康保険証への紐づけをされている方の割合は65.68%です。また、実際に医療機関でマイナンバーカードを保険証として利用されている方の割合は、令和6年6月の診療報酬の実績によりますと15.2%という数字でした。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 答弁のとおり、医療機関でのマイナ保険証の利用率は、7月末で全国では11.13%、市では15.2%と進んでおりません。それは利便性が感じられず、個人情報流出の不安があるからであります。しかし、国は、健康保険証は12月2日に廃止されるとし、マイナ保険証を作るよう医療機関や薬局を通じて、ポスターやチラシなど、マイナ保険証の作成を強く進めております。中には、マイナ保険証がないと12月2日以降は診ることができないと言われた。また12月2日から紙の保険証はなくなります。マイナ保険証に切替えを強く言われたなどの相談がっております。これは、政府がマイナ保険証は任意なのに、マイナ保険証をゴリ押ししているからだと思えます。しかし、現行保険証は発行から1年、有効期限内は使用できますし、新たに発行される資格確認書が送られ、これまで同様、医療機関で使用できることになっております。これについて、市は、マイナ保険証の取得は任意であり義務ではないこと。これまで同様、資格確認書で使用できることなど、広報などを通じて徹底すべきではないかと考えますが、市民環境部長にお聞きします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

先ほどの答弁でも御説明しましたが、本市のマイナ保険証の利用率は15.2%となり、御利用に不安をお持ちの方や必要性がないとお考えの方もおられるようですが、利用することで、御本人の同意があれば医師等が治療の情報や薬剤の服薬状況など、医療に必要な情報を確認することができ、より良い医療が受けられることや、高額療養費制度の申請に必要な情報の提供にこちらも本人が同意すれば、限度額適用認定証がなくても限度額を超える支払いが免除される等、利便性の向上も期待できます。

御質問のマイナ保険証の利用促進につきましては、国においては、直接国民の皆様と医療機関・薬局の皆様に対しての呼び掛け、県においては、各市町村の広報媒体において活用するための広報案を示すなどの啓発が行われています。本市におきましても、これらの情報を基にチラシの作成や広報紙掲載などを行い、医療機関や市民の皆様にご周知を行っておりますが、その際には、令和6年12月2日の保険証廃止後も、国民健康保険及び後期高齢者医療制度については、有効期限である令和7年7月31日までは現行の被保険者証が使えることや、被保険者証を紛失された方でマイナ保険証をお持ちでない方、有効期限後にマイナ保険証をお持ちでない方、またマイナ保険証をお持ちの方でも御希望される場合には、被保険者証に代わるものとして資格確認書が発行できることなどの説明も入れた上で、強制的ではなく任意という意味合いを持った発信を行っております。

資格確認書は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認ができない方の被保険者資格を確認するためのもので、氏名・生年月日・被保険者記号番号等の情報が記載されるもの

となりますが、どこまでの情報を記載するかは、現在、国においても検討されているところ
です。

今後も引き続き、マイナ保険証に関する正確な情報の周知啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） マイナ保険証の取得は任意であり、現行の保険証も来年7月31日
まで使用でき、それ以降は資格確認書が送ってきて、これまで同様利用できるということ
をより一層徹底していただきたいと思います。

次に、人口減少問題について質問いたします。総務省の発表では、昨年10月1日現在で
日本の人口は前年に比べ59万3,500人減、0.48%減少しています。熊本県でも全体
で0.55%減少しています。県内の一部の自治体では人口が増加しているところもありま
すが、宇土市の自然減と社会動態で、今後の推移も含めてどうなっているのか、企画財政部
長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 企画財政部長、光井正吾君

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

まず、宇土市の人口動態について、住民基本台帳を基に申し上げます。モニター又はタブ
レットを御覧ください。

令和5年の自然動態は、出生者数242人、死亡者数508人で、266人の自然減。

職権記載や消除を含む社会動態は、転入者数1,675人、転出者数1,521人で、15
4人の社会増でした。

平成31年と令和6年の1月1日時点の5歳階級別人口移動を見ますと、5年間で、
10歳未満の人口は79人の増加、30代の人口は103人増加しているところです。

続いて、本市の人口ビジョンにおける今後の見通し、推移について申し上げます。

現行の第2期宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定資料とした令和2年改訂の人
口ビジョンでは、国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研による、令和7年度の国
勢調査人口は3万4,888人まで減少すると推計されています。そのため本市では、地方
創生の取組を活性化させて目指す将来展望人口を、社人研の推計人口より892人多い、3
万5,780人に設定しているところです。

令和2年に改訂した人口ビジョンにおいても、本市の特徴として10代未満と30代から
40代の人口移動が微増しておりましたので、本市は、子育て世代に、選ばれ続けている子
育てしやすいまちというふうに評価を受けているものではないかと考えております。

なお、先般国から、地方自治体の人口動向分析・将来人口推計を支援するための基礎デー
タが提供されましたので、それらを参考に、人口ビジョンを見直して、今年度策定するデジ

タル田園国家都市構想総合戦略の基礎資料とする予定です。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 令和5年度の自然減は266人、社会増は10歳未満と30代合わせて154人増えているとのこととあります。宇土市は熊本市に隣接し、交通の便もよく、熊本市で働く人たちが宇土市で家を建て通勤することができる。市の方針では、地の利を生かして企業誘致などに力を入れて、若者の定住・移住を目指していますが、それに合わせて子育て支援に力を入れれば、より人口減少を抑制し、逆に人口増加に転じる可能性が出てくるのではないかと思います。人口減少に対する市の対策を、企画財政部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 企画財政部長、光井正吾君

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

本市では、先ほどの答弁で申しあげました人口ビジョンに基づきまして、宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定して、「新しいひとの流れをつくる」、「切れ目のない子育て支援」、「安定したしごとをつくる」、「多様な主体による持続可能な社会づくり」、この四つのテーマで人口減少対策に取り組んでおります。

「新しいひとの流れをつくる」取組では、市への移住の流れと人口定着を図るため、定住・移住に向けた各種補助事業や、地域資源を生かした観光振興による交流人口の拡大、まちの魅力と認知度を高めるため「九州のどまんなか宇土市」をキャッチフレーズとした市の情報発信や親善大使の任命などを行っております。

また、「切れ目のない子育て支援」では、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるために、婚活支援、新婚新生活支援、不妊治療費・不育症治療費助成、産後ママサポート、放課後児童クラブ、高校生相当までの医療費無償化、こども家庭センター等相談窓口の充実などの切れ目のない支援のほか、教育では、多子世帯への給食費や保育料の免除、副教材費購入助成、ジュニアスポーツ応援、小規模特認校制度による特色ある教育など、子育て世代に選ばれる、住みたい・住みたいまちづくりに取り組んでおります。

さらに、「安定したしごとをつくる」取組では、特産品である海苔や柑橘類などの農水産物を安定供給するため、農業、漁業の生産・経営基盤の整備や担い手の確保、高付加価値化への支援を行っております。地元企業へは、雇用促進奨励金の交付、創業・開業資金の一部補助など各種支援制度を用意し、また、行政主導による土地開発により若者にとって魅力的な企業を誘致して、豊かで活力あるまちを目指しております。

「多様な主体による持続可能な社会づくり」では、これからの超高齢社会を見据え、持続可能な住み良い暮らしを確保するためには、市民や事業者と協力して地域の課題に取り組む

ことが重要であると捉えて、地域や市民団体が行うまちづくり活動への助成や、民間企業との包括連携協定の締結、熊本連携中枢都市圏などでの広域連携事業の拡大、SDGsの推進に取り組んでおります。

こうした中、国におきましては、デジタル技術を地方の課題解決の鍵とし、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指したデジタル田園都市国家構想総合戦略が閣議決定されております。本市でも、国や県の総合戦略を勘案し、デジタルを活用して将来にわたり人口を維持し、将来推計以上の人口増を目指すための新たな総合戦略の策定に着手しているところです。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 企画財政部長の答弁の取組と併せ、子育て支援に力を入れ、転入促進を図るべきではないか。例えば、兵庫県明石市では、子育てに力を入れて第2子以降の保育料の無料化や、中学校の給食費無償化など多くの支援を行い、働き盛りの子育て世代に受け入れられ転入者が増加をし、2012年の人口29万657人だったのが、その後増加に転じ2022年には30万4,456人と、この10年間で1万3,799人増え、市民税も増加し、財源にも貢献しています。宇土市でもこうした他市の取組を参考にしながら、子育て支援に力を入れ、若い世代の転入促進を図るべきではないかと思いますが、市長の考えをお聞きします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

先ほど企画財政部長が答弁しましたとおり、本市では、数多くの切れ目のない子育て支援に取り組んでおります。その結果、人口は残念ながら減少傾向にありますけれども、5年間で、10歳未満と30代の人口移動は増加しておりまして、令和5年の社会増数は154人ということで、自然減はありますけれども社会増はしているというようなことがありまして、こういったことから、宇土市は子育て世代から一定程度の評価は受けているのではないかと考えております。

現在、高校生相当までの医療費無償化など、他自治体にも劣らない子育て支援策を講じておりますが、保育所の待機児童の問題や保育士不足など課題も非常に残っております。子育て支援が不十分な面も確かにございます。市としましても、議員御提案のとおり、さらに子育て支援に力を入れるべく、現在五つの取組を進めております。

まず一つ目です。保育所の待機児童の解消でございます。特に0歳から2歳児の待機児童、入れない子どもたちが増えておりまして、特に年度途中ではほぼ入れない状況になっております。それで、宇土幼稚園の空き教室を活用した小規模保育所と、民間施設を活用した小規

模保育所、合計2か所の開設を目指して今動いております。

二つ目が、奨学金返還支援補助金の創設です。市内の事業所に就職した市内在住の満30歳未満の方で、奨学金の返済を行う方に補助金を交付するもので、保育士も対象業種としておりまして、保育士不足の解消を目指しているところでございます。

三つ目が、こどもまんなか応援サポーター宣言でございます。宇土市も自治体として応援サポーターの宣言を行う準備をしております。子どもたちのために何が最も良いことなのかを常に考え、子どもたちが健やかで幸せに成長できる宇土市の実現を目指します。この宣言の中に、改めて具体的な施策を盛り込みたいと考えております。

四つ目が、親子が楽しく遊べる環境づくりでございます。子どもたちや保護者が集い、コミュニケーションを図る場として、新たに整備する図書館機能を有した多目的交流施設に子育て交流スペースを設ける計画としております。また、つつじヶ丘農村公園など、先ほどもありましたが遊具等が非常に老朽化をしております。こういった部分のリニューアルを進めていきたいと考えております。

五つ目が、子育て世代に向けた宇土市の情報発信の強化でございます。宇土市に呼び込むためには、宇土市に興味を持ってもらうためには、まず、宇土市がどこにあるかを知ってもらわなければなりません。「九州のどまんなか宇土市」をキャッチフレーズにして、宇土市の認知度を高めて、宇土市が子ども支援、子育て支援に積極的に取り組んでいることを、市内外に情報発信していきたいと考えております。

このほかにも、今年度第3期子ども・子育て支援事業計画とデジタル田園都市国家構想総合戦略を策定する過程で、支援ニーズを把握し、今後、デジタルを活用した子育て支援にも取り組みたいと考えております。

以上、申し上げましたとおり、切れ目のない様々な子育て支援に力を入れてまいろうと考えておりますけれども、明石市が取り組んでおられる第2子以降の保育料完全無料化ですとか中学校の給食費無償化等については、非常にインパクトがあるものでございますが、本市で実現する場合は、市の財政的な負担が非常に大きくなることが懸念されます。これは、慎重に検討しなければならないと思っております。

明石市の今挙げたような取組に関しましては、重要な子育て支援策になるということは確かであります。しかしながら、国は本気で異次元の少子化対策を実行されるという意気込みがあるのであるならば、自治体間競争をあおって、自治体同士に競争させるのではなくて、国の責任において全国一律に実施されるのが私は筋だと思っております。そういった点について、市長会等を通じて国へ強く要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 子育て支援に力を入れて取り組んでおられることが分かりました。より一層若い世代の定住・移住促進を進めていただくよう強くお願いをいたしまして、今回の一般質問を終わります。

○議長（藤井慶峰君） 以上で、質疑及び一般質問は全部終了いたしました。質疑及び一般質問を終結いたします。

-----○-----

日程第2 常任委員会に付託（議案第57号から議案第81号まで）

○議長（藤井慶峰君） 日程第2、議案の委員会付託を行います。

まず先に、委員会付託の省略についてお諮りします。

議案第82号、宇土市教育長の任命について及び議案第83号、宇土市教育委員会の委員の任命についての人事案件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第82号及び議案第83号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、ただいま委員会付託を省略いたしました議案を除く市長提出議案第57号から議案第81号までの25件につきまして、本日配布の令和6年9月市議会定例会議案常任委員会付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、議案第50号から議案第56号までの7件は、令和5年度宇土市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定であります。

後日、決算審査特別委員会を設置の上、これを付託するとともに、閉会中の継続審査といたします。

-----○-----

日程第3 常任委員会に付託（請願・陳情）

○議長（藤井慶峰君） 日程第3、請願・陳情については、配布の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたしましたので、御報告いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、常任委員会は、10日総務市民常任委員会、11日経済建設常任委員会、12日文教厚生常任委員会となっておりますので、よろしく願いいたします。

次の本会議は、9月19日木曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午後0時48分散会

令和6年9月市議会定例会常任委員会別付託議案一覧表

総務市民常任委員会

- 議案第59号 宇土市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第60号 宇土市網津防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第61号 宇土市地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第62号 宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第63号 宇土市税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第64号 宇土市支所設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第71号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 議案第72号 網田コミュニティセンター新築工事請負契約の変更契約の締結について
- 議案第76号 令和6年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について
- 議案第77号 令和6年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第79号 令和6年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

経済建設常任委員会

- 議案第57号 令和5年度宇土市水道事業会計決算の認定について
- 議案第58号 令和5年度宇土市公共下水道事業会計決算の認定について
- 議案第67号 宇土市企業立地特別奨励金条例の一部を改正する条例について
- 議案第73号 令和6年度 干潟景勝地展望広場造成工事（新設駐車場部）請負契約の締結について
- 議案第74号 令和6年度 都市計画道路北段原線函渠築造工事請負契約の締結について
- 議案第75号 宇土市道路線の認定について
- 議案第76号 令和6年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について
- 議案第80号 令和6年度宇土市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第81号 令和6年度宇土市下水道事業会計補正予算（第1号）について

文教厚生常任委員会

- 議案第65号 宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第66号 宇土市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 議案第68号 宇土市幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 議案第69号 宇土市公民館条例の一部を改正する条例について
- 議案第70号 宇土市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について
- 議案第76号 令和6年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について
- 議案第78号 令和6年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

令和6年9月宇土市議会定例会請願・陳情文書表

請願

受理 番号	受 理 年月日	請 願 の 件 名	請願者の住所・氏名	付 託 委員会	紹介議員
令和 6年 1	R 6 . 8 . 21	日本政府に核兵器禁止 条約の参加・調印・批 准を求める請願	宇土市岩古曾町2740-5 下村 雅子	総務市民	福田慧一

陳情

受理 番号	受 理 年月日	陳 情 の 件 名	陳情者の住所・氏名	付 託 委員会
令和 6年 3	R 6 . 7 . 30	地域社会に貢献するシルバ ー人材センターの決意と支 援の要望について	宇土市築籠町 183 番地 公益社団法人 宇土市シルバ ー人材センター 理事長 谷崎 淳一	文教厚生

第 4 号

9 月 1 9 日 (木)

令和6年9月宇土市議会定例会会議録 第4号

9月19日（木）午前10時00分開議

1. 議事日程

- 日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告
(質疑・討論)
- 日程第2 各常任委員長報告
1. 総務市民常任委員長報告
 2. 経済建設常任委員長報告
 3. 文教厚生常任委員長報告
- (質疑・討論・採決)
- 日程第3 請願・陳情について
(質疑・討論・採決)
- 日程第4 議案第82号 宇土市教育長の任命について
(討論・採決)
- 日程第5 議案第83号 宇土市教育委員会の委員の任命について
(討論・採決)
- 日程第6 委員会の閉会中の継続審査及び調査について
(採決)
- 日程第7 決算審査特別委員会の設置及び付託について
(議案第50号から議案第56号まで)

2. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告
(質疑・討論)
- 日程第2 各常任委員長報告
1. 総務市民常任委員長報告
 2. 経済建設常任委員長報告
 3. 文教厚生常任委員長報告
- (質疑・討論・採決)
- 日程第3 請願・陳情について
(質疑・討論・採決)

日程第4 議案第82号 宇土市教育長の任命について

(討論・採決)

日程第5 議案第83号 宇土市教育委員会の委員の任命について

(討論・採決)

日程第6 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

(採決)

日程第7 決算審査特別委員会の設置及び付託について

(議案第50号から議案第56号まで)

(追加日程)

日程第8 発議第4号 国の指示権を拡大する地方自治法改正に反対する決議

3. 出席議員（17人）

1番 土黒功司君	2番 杉本寛君
3番 中野洋一君	4番 浦本晴美さん
5番 佐美三洋君	6番 小崎憲一君
7番 今中真之助君	8番 西田和徳君
10番 宮原雄一君	11番 柴田正樹君
12番 檜崎政治君	13番 野口修一君
14番 中口俊宏君	15番 藤井慶峰君
16番 山村保夫君	17番 村田宣雄君
18番 福田慧一君	

4. 欠席議員（1人）

9番 園田茂君

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長 元松茂樹君	副市長 谷崎淳一君
教育長 太田耕幸君	総務部長 山口裕一君
企画財政部長 光井正吾君	市民環境部長 小山郁郎君
健康福祉部長 岡田郁子さん	経済部長 加藤敬一郎君
建設部長 草野一人君	教育部長 野口泰正君
秘書政策課長 渡邊聡君	総務課長 上木淳司君
危機管理課長 内田雅之君	企画課長 三浦仁美さん

財 政 課 長 北 谷 太 示 君

6. 議会議務局出席者の職・氏名

事 務 局 長	田 尻 清 孝 君	次長兼議事係長兼庶務係長	春 木 教 明 君
議 事 係 参 事	村 田 有 美 さん	庶 務 係 主 事	中 山 裕 輝 君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） これから本日の会議を開きます。

本日、9番、園田茂君から欠席届が出ておりますので、御報告をいたします。

-----○-----

日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告

○議長（藤井慶峰君） 日程第1、地域高規格道路促進等対策特別委員会の審査の経過についてを議題といたします。

特別委員長の中間報告を求めます。

地域高規格道路促進等対策特別委員長、西田和徳君

○地域高規格道路促進等対策特別委員長（西田和徳君） おはようございます。

ただいまから、地域高規格道路促進等対策特別委員会のこれまでの経過及び審査内容について、中間報告をいたします。

去る9月4日、執行部出席のもと本委員会を開催し、現在までの取組状況について、執行部から説明がありましたので、御報告申し上げます。

まず、熊本・宇土道路、宇土道路、宇土三角道路における予算配分、用地進捗率、事業進捗率につきましては、前回の報告から変更はあっておりません。また、契約締結がなされた業務、入札に伴う公告が行われた業務等がございますので、御報告させていただきます。

まず、熊本・宇土道路につきまして御報告申し上げます。

令和6年度事業の調査設計で、令和6年度熊本天草幹線道路測量設計業務について契約締結がなされております。これは、熊本天草幹線道路において、測量及び設計を行い、工事の基礎資料とするものとなっております。

次に、宇土道路について御報告申し上げます。

まず、令和4年度繰越事業の工事で、熊本57号糖塚山トンネル新設工事の工期の延長が行われております。

令和5年度繰越事業の用地補償では、令和5年度国道57号宇土三角道路外土地評価業務の工期の延長が行われております。

また、令和6年度事業の調査設計で、令和6年度宇土道路裁決申請図書作成等業務及び先ほど熊本・宇土道路で御報告した、令和6年度熊本天草幹線道路測量設計業務の契約締結がなされております。図書作成等業務については、宇土道路事業に伴う用地取得のために必要な裁決申請図書作成、土地調査及び物件調査業務となっております。

令和6年度事業の工事では、熊本57号長浜地区落石防護柵設置外工事の契約締結がなされております。これは、網津・長浜トンネルの長浜側出口付近における落石防護柵設置等の

工事となっております。さらに、熊本57号上綱田地区改良12期外工事の入札に伴う公告が行われております。これは、上綱田地区の地盤改良工事となっております。

次に、宇土三角道路につきまして御報告申し上げます。

令和5年度繰越事業の用地補償で、先ほど宇土道路で御報告した、令和5年度国道57号宇土三角道路外土地評価業務の工期の延長がなされております。

また、令和6年度事業の調査設計で、先ほど熊本・宇土道路及び宇土道路で御報告した、令和6年度熊本天草幹線道路測量設計業務の契約締結がなされております。

以上の報告を踏まえ、委員会で論議されました主な内容を御報告いたします。

まず、前回の委員会で、委員から「今後、委員会で協議する内容は、工事が進んできたこともあり、ハード面に加えて、高規格道路完成後の周辺地域活性化を考えるソフト面も考慮する必要があるため、委員会に出席する部署の範囲を広げてはどうか。」との質疑があったため、今回の委員会で、執行部から「委員会として今後協議していく内容について、具体的な提示をいただき、それをもって出席部署を検討したい。」との報告がありました。

次に、その報告に対し、委員から「道路の竣工がいつになるか分からない段階では計画も立てづらいと思うが、ゆくゆくは市の大きな方針として、高規格道路完成後の市の方向性や視点を持つ必要がある。」との意見がありました。別の委員からは、「地域高規格道路建設の先進地が九州にもあるため、そのような先進地を研究することも今後役に立つのではないか。」との意見もありました。

最後になりますが、当委員会としましては、今後も執行部と共に、熊本天草幹線道路の一日も早い全線開通を目指して、取り組んでまいりたいと思います。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（藤井慶峰君） 地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告は終わりました。

これより、ただいまの特別委員長の中間報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告を終了いたします。

-----○-----

日程第2 各常任委員長報告

○議長（藤井慶峰君） 日程第2、去る9月6日の本会議において、各常任委員会に付託いた

しました、市長提出議案第57号から議案第81号までの25件及び請願・陳情につき、審査の経過と結果についてそれぞれ報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

順次、各常任委員長の報告を求めます。

総務市民常任委員長、小崎憲一君

○総務市民常任委員長（小崎憲一君） おはようございます。

ただいまから、総務市民常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る9月10日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係6議案、予算関係3議案、その他2議案の合計11議案と請願1件であります。

まず、議案第59号、宇土市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について。これは、雇用保険法及び国家公務員退職手当法の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第60号、宇土市網津防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。これは、網津防災センターの有効利用及び利便性の向上を図るため、条例を改正するものであります。

次に、議案第61号、宇土市地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例について。これは、道路運送法の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第62号、宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例について。これは、国民健康保険法の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第63号、宇土市税条例等の一部を改正する条例について。これは、基幹業務システムの統一・標準化に伴い、集合税方式から単税方式へ賦課徴収方式を変更する必要があるため、条例を改正するものであります。

次に、議案第64号、宇土市支所設置条例の一部を改正する条例について。これは、網田支所を網田コミュニティセンターに併設することに伴い、同支所の位置を変更するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第71号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について。これは、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の変更を行うため、構成市町村で同文議決を行うものであります。

次に、議案第72号、網田コミュニティセンター新築工事請負契約の変更契約の締結について。これは、令和5年9月21日に議決された網田コミュニティセンター新築工事請負契約に係る建設工事の実施に伴い、設計の一部を変更して実施する必要が生じたため、契約金

額を変更するものであります。

次に、議案第76号、令和6年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、議会費では、職員給として45万2千円を増額するものであります。

次に、総務費では、第2別館改修事業として581万6千円を増額するものであります。

次に、衛生費では、公害対策経費として21万9千円を増額するものであります。

次に、消防費では、避難所強化事業として1億7,755万円を増額するものであります。

また、避難所強化事業については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行い、小型動力ポンプ付積載車購入に要する経費については、債務負担行為の設定を行っております。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第77号、令和6年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。補正額は29万8千円を増額するもので、補正後の総額は45億6,052万円であります。これは、人事異動に伴う人件費の増額補正となっております。

次に、議案第79号、令和6年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。これは、補正額の増減はなく、人事異動に伴う人件費の組替えを行うものであります。

以上が、総務市民常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第63号、宇土市税条例等の一部を改正する条例について。委員から「国が進める基幹業務システムの標準化に伴い、市民税・固定資産税・国民健康保険税をまとめて年10回で納付する集合税方式から、税目ごとに年4回又は10回で納付する単税方式に変わるとのことだが、システム変更に必要な経費も発生するのか。また、そのときの財源はどうなっているのか。」との質疑があり、執行部から「国が進める基幹業務システムの標準化は、税だけでなく住民基本台帳、国民健康保険、介護保険など多岐にわたるものであり、このシステム標準化に係る経費については、国の10割補助がある。」との答弁がありました。これに関連して、委員から「令和8年度から賦課徴収方式が変わることで、新たな滞納が発生しないよう対応をお願いします。」との意見がありました。

次に、議案第76号、令和6年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について。委員から「地域力創造アドバイザーの主な取組は。また、アドバイザーを支援する外部専門家支援員とは何か。」との質疑があり、執行部から「地域力創造アドバイザーには、昨年度から主に西部地域の活性化を主体に様々なテーマに取り組んでいただいている。今回は、空き家バンクの登録件数が増えてきたことから、空き家を活用した地域活性化に取り組む計画である。外部専門家支援員は、アドバイザーと共に事業を進めていただくこのテーマの専門家であ

る。」との答弁がありました。それに対して、委員から「西部地域への移住・定住には手厚い補助があるが、まずは空き家バンクが増えないと始まらない。地域おこし協力隊など西部地域で活動する人たちが西部地域に住めるよう、空き家の掘り起こしや紹介を行ってほしい。」との意見がありました。

次に、議案以外で、広報うとへのクーポン券掲載について、委員から「取り組むに当たっての背景と今後の計画は。」との質疑があり、執行部から「クーポン券の導入に当たって市内の企業や店舗に参入意欲を確認したところ、多くの希望があったことから、市民サービスの向上、地域店舗の利用促進及び地域経済の活性化を図るため実施に至った。現在、希望する企業等を募集しており、11月号からクーポン券を掲載していく。掲載数には限りがあるので、応募が多い場合は先着順などの対応になると思う。」との答弁がありました。それに対して、委員から「この取組は、企業や店舗にとって宣伝効果があると思うので、いい結果に結びついて、宇土市の経済がうまく動き出してほしい。商工観光課や関係団体と連携して進めてほしい。」との意見がありました。

また、防災行政無線戸別受信機について、委員から「台風接近時など雨風が強いときは、窓や雨戸を閉め切っているため、防災行政無線の放送が全く聞こえない。特に、土砂災害警戒区域や特別警戒区域にお住まいの方々から心配する声を聞くが、世帯への戸別受信機の設置はできないのか。」との質疑があり、執行部から「市内84か所に設置している防災行政無線子局からの音が聞こえない場所や、独居高齢者世帯で情報が得られない場合などの状況を踏まえ、戸別受信機の貸出しを行っている。」との答弁がありました。それに対して、委員から「戸別受信機の貸出しについて、広く市民へ周知してほしい。」との意見がありました。

以上が、論議されました主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で全て原案のとおり可決いたしました。

次に、請願・陳情につきまして、御報告申し上げます。

令和6年請願第1号、「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める請願」については、全会一致で不採択といたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上をもちまして、総務市民常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤井慶峰君） 総務市民常任委員長の報告は終わりました。

次に、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、今中真之助君

○経済建設常任委員長（今中真之助君） おはようございます。

ただいまから、経済建設常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る9月11日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、決算の認定2議案、条例関係1議案、予算関係3議案、その他3議案の合計9議案であります。

まず、議案第57号、令和5年度宇土市水道事業会計決算の認定について。令和5年度水道事業決算は、総収益6億5,871万円、総費用5億8,722万円であり、当年度純利益は7,149万円となっております。

次に、議案第58号、令和5年度宇土市公共下水道事業会計決算の認定について。令和5年度公共下水道事業決算は、総収益9億3,206万円、総費用8億3,759万円であり、当年度純利益は9,447万円となっております。

次に、議案第67号、宇土市企業立地特別奨励金条例の一部を改正する条例について。これは、条例を適用する施設等の指定要件を明確にするため、条例を改正するものであります。

次に、議案第73号、令和6年度干潟景勝地展望広場造成工事（新設駐車場部）請負契約の締結について。議案第74号、令和6年度都市計画道路北段原線函渠築造工事請負契約の締結について。これらは、予定価格1億5,000万円以上の工事の請負に関する契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第75号、宇土市道路線の認定について。これは、市道の路線を認定する必要があるため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第76号、令和6年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、農林水産業費では、湛水防除事業（網津第2排水機場）として6,000万円を増額するものであります。

次に、商工費では、職員給として14万6千円を増額するものであります。

次に、土木費では、道路維持一般経費として1,730万円を増額するものであります。

次に、災害復旧費では、令和6年梅雨前線豪雨災害対策経費（土木課分・道路）として、100万円を増額するものであります。

そのほか、湛水防除事業（網津第2排水機場）などの3事業については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行っております。

次に、議案第80号、令和6年度宇土市水道事業会計補正予算（第1号）について。収益的支出の補正額は283万6千円を減額するもので、補正後の総額は6億9,160万4千円であります。これは、水質検査委託料等の増額及び人事異動に伴う人件費の減額補正であ

ります。

また、資本的支出の補正額は2,072万4千円を増額するもので、補正後の総額は3億2,668万7千円であります。これは、工事請負費等の増額補正であります。

また、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第81号、令和6年度宇土市下水道事業会計補正予算（第1号）について。補正額は、収益的支出では644万2千円を増額するもので、補正後の総額は10億6,414万3千円であります。資本的支出では130万円を減額するもので、補正後の総額は6億4,789万4千円であります。これらは、人事異動に伴う人件費等の増額及び減額補正となっております。

以上が、経済建設常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

議案第57号、令和5年度宇土市水道事業会計決算の認定について、委員から「網津・網田地区における簡易水道の漏水が多いようだが、水道管の修繕による改善状況はいかがか。」と質疑があり、執行部から「随時、修繕を行っており、一部改善も見られるが、漏水の発生頻度が高い地域では、修繕が追いついていない状況にある。」と答弁がありました。それに対して、委員から「配水した水量と料金徴収の対象となった水量の比率を表す水道の有収率を上げていかないと、経営上問題となる。」と意見があり、執行部から「水道管が老朽化しているため、今後、更新を進めていく必要がある。」と答弁がありました。

次に、議案第67号、宇土市企業立地特別奨励金条例の一部を改正する条例について、委員から「今年の4月に奨励金の対象範囲が拡大されているが、問い合わせの状況はいかがか。」と質疑があり、執行部から「他市と比べて有利な事業となったため、問い合わせは増えている。」と答弁がありました。

次に、議案以外について、公園におけるボール遊びの制限について、委員から「市内でボール遊びが制限されている公園の数、制限した理由及び制限解除の条件は。」との質疑があり、執行部から「入地南公園及び入地北公園の2か所で制限している。これらの公園は、住宅街に位置しており、公園内で使用されたボールが近隣の住宅や車に当たったという通報が複数寄せられたためである。防球ネットを設置することで公園外の住宅や車への接触は防ぐことができるが、これらの公園は狭い上、ほかの公園利用者への接触を防ぐことが困難であるため、制限解除は難しいと考えている。」との答弁がありました。これに対して、委員から「子どもの立場に立ち、遊びを制限する公園が増えないように努めてほしい。」との意見がありました。

次に、観光物産協会のホームページ更新について、委員から「市が事務局となる観光物産協会のホームページの更新頻度が低い。今後の運用方針は。」との質疑があり、執行部から

「観光物産協会に限らず、市のホームページやInstagram、Facebookなど、現在、様々な情報発信のツールがある。これを一度整理し、どの情報をどのツールで発信するのか検討している。併せて、どのツールの利用者であっても必要な情報が得られるよう工夫していく。」との答弁がありました。これに対して、委員から「数年前に観光物産協会のホームページをリニューアルした際、運用方針を決めているはずだが、それが実践できていないだけではないのか。せっかく宇土市にも人を呼び込める観光地ができていながらもかかわらず、タイムリーな情報発信ができていないことは問題だと思う。すぐに実践できるものなので、確実に取り組んでほしい。」との意見がありました。

以上が、論議されました主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で原案のとおり認定及び可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上をもちまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤井慶峰君） 経済建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、榎崎政治君

○文教厚生常任委員長（榎崎政治君） おはようございます。

ただいまから、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る9月12日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係5議案、予算関係2議案の合計7議案と陳情1件であります。

まず、議案第65号、宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。これは、生活保護法の改正等に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第66号、宇土市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。これは、介護保険法施行規則の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第68号、宇土市幼稚園条例の一部を改正する条例について。これは、幼稚園の入園制限について、実情に即した要件とするため、条例を改正するものであります。

次に、議案第69号、宇土市公民館条例の一部を改正する条例について。これは、公民館の使用料を見直し、公民館利用者の利便性向上を図るため、条例を改正するものであります。

次に、議案第70号、宇土市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について

て。これは、網田コミュニティセンターの供用開始に伴い、名称、所在地及び利用に関する事項を定めるため、並びに花園コミュニティセンターの利便性向上を図るため、条例を改正するものであります。

次に、議案第76号、令和6年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について。当委員会所管の主なものについて申し上げます。

まず、民生費では、児童手当費として1億1,818万4千円、定額減税補足給付金支給事業として3,662万円を増額するものであります。

次に、衛生費では、がん患者QOL向上事業として32万円を増額するものであります。

次に、教育費では、仮設校舎増設事業として3,869万8千円を増額するものであります。

また、学校施設管理経費、施設・小学校など2事業については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行っております。

第5期宇土市地域福祉計画策定に要する経費、令和7年など3事業に要する経費については、債務負担行為の設定を行っております。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第78号、令和6年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。補正額は5,165万5千円を増額するもので、補正後の総額は39億6,546万8千円であります。これは、介護給付費等に係る国・県支出金過年度返還金等の増額及び宇城広域連合負担金の減額補正であります。

以上が、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の過程において論議されました主なものを御報告申し上げます。

議案第76号、令和6年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について、まず、委員から「国の新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金とは、新型コロナウイルスワクチンによって健康被害があった方に対する給付金のことか。対象は何人か。」との質疑があり、執行部から「健康被害があったと認定された方の受診費用に対して給付される。今回の増額補正は1人分である。」との答弁がありました。これに関連して、委員から「この秋から行われるワクチン接種は、使用予定のワクチンの中に、現在物議を醸しているレプリコンワクチンもあるようだ。打つ、打たないは個人の判断だが、情報提供をきちんと行い、実施は慎重にお願いしたい。」との意見がありました。また、別の委員から「日々の暮らしの中で自分の免疫力を上げるなど、ワクチンに頼らない体づくりも考える必要がある。」との意見もありました。

次に、障がいのある方の相談支援センターについて、委員から「宇城圏域障がい者基幹相談支援センターきょうせいとは、どのような機関か。」との質疑があり、執行部から「宇城

圏域2市1町で委託契約を行っている事業所で、圏域に幾つかある相談支援事業所の中核機関として、個別の相談支援のほか、事業所の指導などを行っている。」との答弁がありました。これに対して、委員から「障がい者のいる家庭から、成人の障がい者について、宇土市には相談窓口が少なく、混みあっていてどこに相談してよいか分からず困っていると相談を受けた。どのように対応したらよいか。」との質疑があり、執行部から「まずは、市役所に設置しているふくしの窓口にご相談いただき、そこで詳細な内容をお聞きして、専門機関につなげるといった対応ができる。」との答弁がありました。

次に、議案以外で、多目的交流施設の整備について、委員から「施設整備プロデューサーの業務内容は。」との質疑があり、執行部から「多目的交流施設及び子どもサードプレイスの設計・建設・運営などへの助言や、多目的交流施設を核とした地域活性化の具体的方策の企画立案などに携わっていただいている。現在、事業のプロジェクトチームの一員として、これまでの民間での経験や視点から、様々な提案を積極的に出していただいている。」との答弁がありました。

次に、学校給食について、委員から「給食費を無償化している自治体が徐々に増えているが、物価高騰の影響で質の低下を招いているところもあると聞く。宇土市での給食の質はどうか。」との質疑があり、執行部から「給食センターでは食材を検収する立場として、質が良くない食材の納入があった際は、納入業者に対して適切に指導を行っている。」との答弁がありました。また、別の委員から「給食費を無償化するためには、どの程度の予算が必要か。」との質疑があり、執行部から「現在、宇土市では給食費を支援するものとして第3子以降の学校給食費減免などの支援があり、無償化に際しては、減免措置等を除いて約1億6,000万円程度が市の一般財源から必要となる。」との答弁がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で全て原案のとおり可決いたしました。

次に、請願・陳情につきまして、御報告申し上げます。

令和6年陳情第3号、「地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望について」は、全会一致で採択いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤井慶峰君） 文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

以上で、各常任委員長の報告は全部終了いたしました。

これから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

18番、福田慧一君

○18番（福田慧一君） 提案されている議案の中で2議案に反対をいたします。

議案第62号、宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例について。議案第71号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について。これらは、政府の方針によって12月2日に健康保険証が廃止されるのに合わせ、条例と規約の一部を改正するものであります。政府の健康保険証の廃止の方針に対し、医療機関や国民の中には現行の保険証を残せと強い要望があります。これは、マイナ保険証で医療機関でのトラブルや保険証への誤った紐づけ、個人情報流出など発生しているからであります。保険証の利用率も政府は力を入れておりますが、11%程度で進んでおりません。マイナンバーカード取得は、義務ではなく任意であります。現行保険証の廃止ではなく、保険証を残せば、条例や規則の改正は必要ありません。現行保険証を残すべきとの立場から条例、規約の改正に反対し、討論を終わります。

○議長（藤井慶峰君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第57号から議案第61号までの5件について、一括して採決したいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり認定及び可決であります。各委員長報告のとおり認定及び可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第57号から議案第61号までの5件については、原案のとおり認定及び可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第62号、宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例について採決したいと思います。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの総務市民常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（藤井慶峰君） ボタンの押し忘れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） ボタンの使用を終了いたします。

賛成議員多数です。

よって、議案第62号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第63号から議案第70号までの8件について、一括して採決したいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第63号から議案第70号までの8件については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第71号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について採決したいと思います。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの総務市民常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（藤井慶峰君） ボタンの押し忘れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） ボタンの使用を終了いたします。

賛成議員多数です。

よって、議案第71号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第72号から議案第81号までの10件について、一括して採決したいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第72号から議案第81号までの10件については、原案のとおり可決されました。

日程第3 請願・陳情について

○議長（藤井慶峰君） 日程第3、請願・陳情についてを議題といたします。

まず、各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

18番、福田慧一君

○18番（福田慧一君） 日本政府に核禁止条約の参加・調印・批准を求める請願は、委員長報告は不採択であります。原案に賛成の立場から意見を述べます。

この請願は、日本政府が核兵器禁止条約に署名をし、国会で批准するよう意見書を国会及び政府に提出することを求めるものであります。広島・長崎にアメリカの原爆が投下されて72年が経過した2017年7月7日、国連で122か国が賛成し、核兵器禁止条約が採択されました。現在90か国が署名をし、70か国が批准をしております。核兵器禁止条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章や国際法などに反すると断罪し、これに悪の烙印を押しております。核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器の完全廃絶につながる画期的なものであります。ロシアのプーチン大統領は、ウクライナ軍事侵略に合わせ、「ロシアは世界で最も強力な核兵器保有国の一つだ。我が国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果をもたらす。」と核兵器による威嚇を行っております。これは、核兵器の使用・威嚇を禁じた核兵器禁止条約に違反するものであります。広島・長崎の市長も、核抑止力からの脱却を求めています。日本政府も核兵器の使用を許さず、核兵器の完全禁止をさせる先頭に立って努力すべきだと思います。本市においても、昭和60年に非核三原則、非核平和都市宣言を行っております。

議員の皆さん方の賛同をお願いいたしまして、原案に賛成の立場から討論とします。

○議長（藤井慶峰君） ほかに討論はありませんか。

7番、今中真之助君

○7番（今中真之助君） 日本政府に核禁止条約の参加・調印・批准を求める請願について、委員長報告に賛成の立場から討論を行います。

誤解のないように申しますと、核兵器のない世界を実現させることは大変重要です。私は唯一の戦争被爆国である我が国の立ち位置は、憲法前文に「恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持する。」とうたわれているように、我が国こそが各国との誠実な対話を通じて、恒久的な平和、世界平和の実現のために主導的な役割を果たす

べきであるということであり、核兵器のない世界の実現のため、現実を見据えた最良かつ具体的な努力をすべき立場にあるというふうに思っています。この核兵器のない世界の実現、すなわち、核根絶を目指すことが大変重要です。核をこの世から廃絶するという事は、まずは核保有国が核を廃棄することが絶対条件です。よって、核廃絶のためには核保有国を巻き込んでいかなければなりません。しかし、核兵器禁止条約に署名している核保有国は、一つとしてなく、かえって非保有国との分断が広がっているという指摘がなされております。こうした状況を鑑みると、我が国が果たすべきは唯一の戦争被爆国という立場から、核保有国、非保有国間の相互不信を払拭するための対話をこれまで以上に進めるための橋渡しの役割が必要であると考えています。この大きな国難を伴う役割を果たし得るのは、世界中でただ我が国のみです。現在、核保有国が加盟している条約は、核兵器不拡散条約（NPT）がございしますが、一部の核保有国は未加盟でございしますので、だからこそ、このNPTの推進こそが重要であるというふうに考えます。このように現時点では、こうした核保有国を巻き込んだ現実的な取組、核保有国への具体的な統治こそが重要であり、核保有国不在での核根絶の議論に核の傘にいる日本は参加することは好ましくないと考えます。

以上のことから、日本政府に核禁止条約の参加・調印・批准を求める請願については、全会一致で不採択とした委員会の判断を尊重し、委員長報告に賛成、原案に反対いたします。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。令和6年請願第1号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める請願について採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

この請願に対する総務市民常任委員長報告は、不採択であります。よって、請願本件について採決いたします。令和6年請願第1号を採択することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（藤井慶峰君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） ボタンの使用を終了いたします。

賛成議員少数です。

よって、令和6年請願第1号については、不採択とすることに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

令和6年陳情第3号、地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望について採決いたします。

この陳情に対する文教厚生常任委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、令和6年陳情第3号については、委員長報告のとおり採択とすることに決定をいたしました。

-----○-----

日程第4 議案第82号 宇土市教育長の任命について

○議長(藤井慶峰君) 日程第4、議案第82号、宇土市教育長の任命についてを議題といたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

14番、中口俊宏君

○14番(中口俊宏君) 提案されております議案第82号、宇土市教育長の任命につきまして、討論をいたします。

提案されております前田一孝さん、この方に私が初めてお会いしたのは、前田さんが平成27年から2年間、宇土市教育委員会の指導主事をされており、私は当時文教厚生常任委員会に所属し、教育行政等につきまして前田さんに質問や意見交換をいたしました。また、鶴城中学校の校長として赴任された後も、教育行政等々につきまして意見交換をいたしました。前田さんは、教育委員会の指導主事として勤務された後、宇城地区の校長として勤務され、令和2年からは宇土市立鶴城中学校の校長をされております。校長時代のいろんなエピソードがあるかと思えますけれども、前田さんは学校の正門前で、登校する生徒へ「おはようございます。」と挨拶運動をされておりました。これは、生徒へ今日も元気で頑張ろうというメッセージを送っておられたというふうに推測をいたします。また、学力向上対策はもちろんのことですけれども、生徒の文化活動、あるいはスポーツ活動の部活動にも積極的に推進され、土曜日、日曜日には、各部活動の生徒の応援に来ておられました。校長先生が応援に来られるということは、生徒を鼓舞し、良い影響を与えておりましたし、また、保護者の方々からは感謝の言葉もあっておりました。校長退任後の令和4年からは、再任用として引き続き鶴城中学校で勤務されておりましたが、私が鶴城中学校前の市道を車で通ったときでした。朝でしたけれども、前田さんは一人で正門付近の草取りをされておりました。校長先生上がりの方が、正門の前で草取りをされておられたのに、よく頑張っておられるなど

いうふうに感心をいたしました。その後、教育委員会の指導員として学校の先生方の御指導をされておりますけれども、このことは皆様も御案内のとおりであります。

私は、本件に賛成する理由3点に絞って申し上げます。一つは、生徒第一主義で人望があり、また保護者の方々からも慕われているということです。前田さんは、生徒を中心として学校運営はどうあるべきか、常に前向きで、また教育関係者から人望があり、PTAあるいは部活動等々の保護者からも慕われておりました。二つ目は、責任感があり、芯が通っており、部下指導育成に長けているということです。前田さんは、校長としてあるいは指導者として、その責任者として責任を有し、また教師の長所を伸ばし、職員の指導も適切です。これは、ある教育関係者の言葉です。現在は指導員として学校の先生方の指導や助言をされておりますが、ある学校へ行きましたとき、校長先生が、「前田指導員が学校へ来て、若い先生たちへ丁寧に指導や助言があっております。いろいろな面で助かっております。」とのことでした。三つ目は、リーダーとしての適性を有し、また知識、経験等が豊富であるということです。前田さんはおおらかな、前向きな人柄であり、校長として経験、教育行政の指導者として知識・経験等々が豊富であります。

以上、3点申し上げました。この度太田教育長は、9月30日付けで勇退されます。太田教育長は、先日申しましたとおり、歴代教育長の中で優れた功績を残されました。宇土市教育長に提案されております前田一孝さんは、太田教育長の良き後継者として市政に必要なことは踏襲され、さらに新たな教育行政を推進していかれると思っております。

先に述べましたことなど総合的に判断いたしまして、次の宇土市教育長には前田一孝さんが適任と認め、賛成討論といたします。

終わります。

○議長（藤井慶峰君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

採決は、電子表決によって行います。

議案第82号について、原案のとおり同意することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（藤井慶峰君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） ボタンの使用を終了いたします。

全員賛成です。

よって、議案第82号については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第5 議案第83号 宇土市教育委員会の委員の任命について

○議長（藤井慶峰君） 日程第5、議案第83号、宇土市教育委員会の委員の任命についてを議題といたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

採決は、電子表決によって行います。

議案第83号について、原案のとおり同意することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（藤井慶峰君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） ボタンの使用を終了いたします。

全員賛成です。

よって、議案第83号については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第6 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（藤井慶峰君） 日程第6、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から、現在、委員会において審査中の事件及び所管事務調査について会議規則第111条の規定により、配布しております閉会中の継続審査及び調査の申出がっております。

お諮りいたします。

各常任委員長、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

-----○-----

日程第7 決算審査特別委員会の設置及び付託について

○議長（藤井慶峰君） 日程第7、決算審査特別委員会の設置及び付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議案第50号から議案第56号までの7件、令和5年度宇土市一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算の認定については、委員会条例第6条の規定により、8名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託するとともに閉会中の継続審査といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第50号から議案第56号までの7件については、8名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託するとともに、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、ただいま設置されました、決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、1番、土黒功司君、3番、中野洋一君、5番、佐美三洋君、7番、今中真之助君、9番、園田茂君、11番、柴田正樹君、13番、野口修一君、17番、村田宣雄君、以上8名を指名いたします。

ただいま選任されました委員の諸君は、御会合の上、正副委員長を互選し、議長へ御報告をお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

-----○-----

午前11時18分休憩

午前11時20分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果、委員長に1番、土黒功司君、副委員長に3番、中野洋一君が選出されましたので、御報告をいたします。

次に、日程についてお諮りいたします。

本日、議員提出として発議第4号が新たに追加上程をされております。

この際、本日の日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

日程第8 発議第4号 国の指示権を拡大する地方自治法改正に反対する決議

○議長（藤井慶峰君） 日程第8、発議第4号、国の指示権を拡大する地方自治法改正に反対する決議についてを議題といたします。

まず、議案を事務局長に朗読させます。

事務局長、田尻清孝君

○事務局長（田尻清孝君） 発議第4号、国の指示権を拡大する地方自治法改正に反対する決議。地方自治法第112条及び宇土市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり決議を提出する。令和6年9月19日提出。提出者、宇土市議会議員、今中真之助、野口修一、西田和徳。宇土市議会議長、藤井慶峰様

以下、決議につきましては、配布の議案書を御覧願います。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 事務局長の朗読は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第4号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの発議第4号については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定をいたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

5番、佐美三洋君

○5番（佐美三洋君） 反対の立場から討論をいたします。発議されました議員の皆様の懸念される考えも十分理解しておりますが、当該法律については、本年6月に国において改正案が可決、成立したばかりであり、まだ運用におけるメリット、デメリット等、実例も少ない中、ここで宇土市議会として反対の決議をすることはいかなるものかと考えます。宇土市にとって得策なのか、宇土市の印象を損ねることにつながるのか、地元選出の国会議員等の関係もあります。このようなことから当面は推移を見守ることが肝要かと思えます。したがって、本決議については反対いたします。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） ほかに討論はありませんか。

7番、今中真之助君

○7番（今中真之助君） 提出者を代表して、賛成の立場から発言いたします。

先ほど反対討論がございましたけれども、この決議はですね、まず地方自治が失われる可能性が高いということです。ですから、地方自治の議員である私たちが懸念をしないということは、毛頭おかしいというふうに私は思っています。ですから、一般質問でも市長に答弁を乞いましたけれども、市長がまだよく分かりませんと、今後説明があるという答弁がございましたけれども、まさにそのとおりで、分からないことだらけなんです。ですから、その中においていろいろ懸念事項はありますけれども、十分時間があつたはずですよ。反対討論も尊重はしますけれども、地方自治がやはり失われること、要するにこれまで国と地方が対等の関係を維持した、これでいいと私は思っております。地元の国会議員の顔をうかがうようなことがあつてはなりません。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

お諮りいたします。

発議第4号、国の指示権を拡大する地方自治法改正に反対する決議について、原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（藤井慶峰君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） ボタンの使用を終了いたします。

賛成議員少数です。

よって、発議第4号については、否決することに決定をいたしました。

以上で、今定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和6年9月宇土市議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

午前11時27分閉会

○議長（藤井慶峰君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る9月3日に招集されました今定例会は、議員各位及び執行部の皆様の御協力によりま

して、本日ここに無事閉会の運びとなりましたことに厚く御礼を申し上げます。

最後に、閉会に当たりまして、市長から御挨拶がございます。

市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

今定例会におきましては、補正予算案をはじめ、また教育長の人事案件等、多数の重要案件を提案しましたところ、慎重な御審議によりまして、全て原案どおりに御決定をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

会期中に議員の皆様方からいただきました御意見、御要望につきましても、十分にこれを尊重し、可能なものは直ちに措置を講じるとともに、できる限り今後の市政運営に反映してまいり所存でございます。

現在、第79回熊本県民体育祭天草大会が開催中でございますが、本市の選手たちも活躍しておられますので、その点御紹介をさせていただきます。

アーチェリー競技ですが、14年ぶりの優勝ということで、熊本市の10連覇を阻止した優勝でございました。非常に決勝はもつれにもつれて、最後は距離の差で勝つての優勝だったと聞いております。また、ハンドボール女子も連覇をしております。この2競技、現在優勝しております。今週末にまたいろんな競技が、半分の競技が残っておりますけれども、是非、市民の皆様、御声援をお願いしたいと思うところでございます。

次に、今月21日土曜日になりますが、宇土市民会館におきまして熊本県主催のお出かけ知事室が開催をされます。

これは、知事が県内市町村へ出向き、県民の意見を直接聴き、県の政策へ速やかにつなげることを目的に開催されるものでございます。

当初、宇土市では6月23日に開催の予定となっておりますが、大雨の予報が出たために、県として市民の安全を考えて順延という措置を取られたものが、今回行われるものでございます。

知事との意見交換をされる参加者の募集は終了しておりますが、今回も傍聴は自由となっております。宇土市の現状や課題についての話し合いが聞ける、また知事の考えも聞ける、またとない機会でございます。是非、多くの市民の皆様に参加していただきたいと思っております。

結びになりますが、季節の変わり目となりました。とはいえ、暑さがまだまだ非常に厳しい日が続いております。議員の皆様におかれましては、体調管理に十分に御留意いただき、ますますお元気で御活躍されますことを御祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 皆様御承知のとおり、今定例会後、9月30日の任期満了をもって太田教育長が御勇退なされます。

ここで、太田教育長に御挨拶をお願いしたいと思います。

太田教育長、よろしくお願ひいたします。

○教育長（太田耕幸君） 本日は、本会議場におきまして退任の挨拶の機会をいただきましたことに、藤井議長様はじめ、議員の皆様は厚く感謝申し上げます。

平成27年9月議会で同意をいただき、教育長を拝命し、3期9年の任期を務めさせていただきました。私自身の浅学、力不足を感じるばかりでしたが、議員の皆様の御指導と御理解のもと、また市長をはじめ、執行部の方々、教育委員会の職員に支えられて、職務を遂行することができたと思っております。議員の皆様からは、各学校の実情や施設環境に対する学校や地域の方々の貴重な声をお寄せいただき、大変感謝しております。その一つ一つに真摯にそして迅速な対応を心がけてきましたが、皆様のお気持ちには十分添えない場合があったことを、とても心苦しく思っております。そのような中、令和2年3月に16名の議員の皆様からいただきました宇土市ジュニアスポーツ応援委員会の設立に関する要望書により、それまで十分な支援が行き届かなかったジュニアスポーツへの経済的支援の充実、拡充がなされました。今年度も本市の小学生、中学生がハンドボールや相撲など、全国で活躍してくれております。スポーツ活動において、子どもたちが自らの夢や目標に挑戦し、それぞれの可能性を広げる大きな制度になったことに大変感謝しております。スポーツに関する例を紹介させていただきましたが、そのほかにも議員の皆様方から教育委員会へのたくさんの御意見をいただきました。それらが子どもたちや市民の皆様にとっての貴重な提案であったことを、今、改めて感じております。議員の皆様におかれましては、これからも本市教育への忌たんのない御指導や御意見をいただくことを願っております。

結びになりますが、宇土市議会のますますの御発展と藤井議長様をはじめ、議員の皆様の御活躍と御健勝、また、元松市長のもと、宇土市が「九州のどまんなか」として、さらに発展しますことを願って御礼の言葉といたします。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

（拍手）

○議長（藤井慶峰君） 太田教育長におかれましては、御丁寧なる御挨拶ありがとうございました。私からも、太田教育長に対する感謝の言葉を述べさせていただきます。

太田教育長におかれましては、9年間の長きにわたり、高い識見と情熱をもって、宇土市の教育行政を推進してこられました。また、現場の先生方の意見にも真摯に耳を傾けられて、教育現場の教育環境、先生方の労働環境の改善にも尽力されてきました。そのことは、現場の先生方の信頼も厚く、教育長に対して尊敬の念を持つ多くの先生方から数多く聞いており

ます。

そんなすばらしい教育長が退任されることは、誠に残念であります。退任されましても健康に留意され、今後も、宇土市の教育行政への御指導、ごべんたつをお願いして感謝の言葉といたします。お疲れ様でございました。本当にありがとうございました。

これをもって終了といたします。ありがとうございました。

-----○-----

午前11時35分終了

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

宇土市議会議長 藤 井 慶 峰

宇土市議会議員 浦 本 晴 美

宇土市議会議員 野 口 修 一